

第5期 第2回 横浜市子ども・子育て会議（総会）

開催日時：令和3年12月3日（金）

午後2時～午後4時

開催方法：オンライン開催

次第

1 こども青少年局長あいさつ

2 委員の紹介 【資料1】

3 部会報告 【資料4～資料7】

4 審議事項

- (1) 令和2年度第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について【資料8】
- (2) 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しについて【資料9】

5 報告事項

- (1) 「横浜市子供を虐待から守る条例」の改正について【資料10】
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関するこども青少年局の事業・取組【資料11】
- (3) 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画素案について【資料12】

資料1	第5期横浜市子ども・子育て会議 委員名簿・部会名簿
資料2	第5期横浜市子ども・子育て会議事務局名簿
資料3	横浜市子ども・子育て会議条例 ・ 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
資料4	部会報告 子育て部会
資料5	部会報告 保育・教育部会
資料6	部会報告 放課後部会
資料7	部会報告 青少年部会
資料8-1	令和2年度第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
資料8-2	令和2年度第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案
資料9	第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しについて
資料10-1	「横浜市子供を虐待から守る条例」改正案内チラシ
資料10-2	「横浜市子供を虐待から守る条例」
資料11	新型コロナウイルス感染症に関するこども青少年局の事業・取組
資料12	第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画素案（概要版）

第5期 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	あおやぎ ひろこ 青柳 寛子	横浜市PTA連絡協議会 副会長
2	あおやま てつべい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
3	○ あか石 よういち 明石 斐一	千葉敬愛短期大学 学長
4	いけだ ひろひさ 池田 浩久	市民委員
5	いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
6	うえおか ともこ 上岡 朋子	市民委員
7	おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
8	◎ おおひなた まさみ 大日向 雅美	恵泉女学園大学 学長
9	かりこみ たい 刈込 大	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
10	かわごえ りか 川越 理香	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
11	ごとう みさこ 後藤 美砂子	横浜商工会議所女性会 副会長
12	きかもと ひさこ 坂本 寿子	一般社団法人ラシク045
13	そうま なおこ 相馬 直子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院国際社会科学部門 教授
14	たなか けん 田中 健	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
15	つとみ ひろし 津富 宏	静岡県立大学国際関係学部 教授
16	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎	駒澤大学総合教育研究部 教授
17	ふくい けいこ 福居 恵子	横浜地域連合 副議長
18	へんみ しんいち 辺見 伸一	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
19	みやさき りょうこ 宮崎 良子	横浜市民生委員児童委員協議会 栄区主任児童委員連絡会代表
20	やぎさわ えな 八木澤 恵奈	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長

◎：委員長 ○：副委員長

第5期 横浜市子ども・子育て会議 部会名簿

(敬称略・50音順)

所属部会		氏名	所属・役職等
子育て部会	委員	うえおか 上岡 朋子	市民委員
		○かわごえ 川越 理香	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
		ごとう 後藤 みさこ	横浜商工会議所女性会 副会長
		きかもと 坂本 ひさこ	一般社団法人ラシク045
		◎そま 相馬 なおこ	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院国際社会科学部門 教授
		たなか 田中 健	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
		ふくい 福居 けいこ	横浜地域連合 副議長
		やぎさわ 八木澤 えな	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
	臨時委員	ごとう 後藤 あきこ	神奈川県小児保健協会 会長
保育・教育部会	委員	◎いしい 石井 肇仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
		おおば 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
		かりのみ 刈込 たい	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
	臨時委員	おおさわ 大澤 ひろみ	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
		おぎ 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
		てんみょう 天明 みほ	一般社団法人ラシク045
		なままる 中丸 みちえ	横浜市PTA連絡協議会 書記
		にいほり 新堀 ゆみこ	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜 相談センター長
		もり 森 かよこ	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
○やませ 山瀬 のりこ	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 准教授		
放課後部会	委員	あおやぎ 青柳 ひろこ	横浜市PTA連絡協議会 副会長
		○あおやま 青山 てつべい	文教大学人間科学部 准教授
		◎あかし 明石 よういち	千葉敬愛短期大学 学長
		いけだ 池田 ひろ久	市民委員
		へんみ 辺見 しんいち	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
		みやぎ 宮崎 りょうこ	横浜市民生委員児童委員連絡協議会 栄区主任児童委員連絡会代表
	臨時委員	まつもと 松本 ゆたか	横浜市子ども会連絡協議会 会長
		みずしま 水島 たかし	横浜市小学校長会 副会長
		みやなが 宮永 ちえこ	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
青少年部会	委員	◎つとみ 津富 ひろし	静岡県立大学国際関係学部 教授
		○はぎわら 萩原 けんじろう	駒澤大学総合教育研究部 教授
		へんみ 辺見 しんいち	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
	臨時委員	いわもと 岩本 まみ	K2インターナショナルグループ NPO法人ヒューマンフェローシップ 代表理事
		くまべ 熊部 りょうこ	特定非営利活動法人ユースポート横浜 副理事長 よこはま若者サポートステーション 施設長
		こいち 小市 さとし	横浜市立高等学校長会
		なままる 中丸 みちえ	横浜市PTA連絡協議会 書記
		はやしだ 林田 いくみ	認定特定非営利活動法人つづき区民交流協会 都筑多文化・青少年交流プラザ 館長
		ひらもり 平森 よしのり	横浜市立中学校校長会
		やお 矢尾 さとし	神奈川県弁護士会 弁護士
やなだ 梁田 りえこ	横浜市民生委員児童委員協議会 理事 中区民生委員児童委員協議会 会長		

◎：部会長 ○：副部会長

※で表示の委員については、複数部会へ所属

横浜市子ども・子育て会議〔総会〕 事務局名簿

資料 2

区分	所 属	氏 名	
局長	こども青少年局長	吉 川 直 友	
部 長	こども青少年局副局長(総務部長)	福 嶋 誠 也	
	こども青少年局医務担当部長	岩 田 眞 美	
	青少年部長	遠 藤 寛 子	
	子育て支援部長	齋 藤 眞 美 奈	
	子育て支援部保育対策等担当部長	本 城 泰 之	
	こども福祉保健部長	武 居 秀 顕	
	こども福祉保健部担当部長	洪 谷 昭 子	
	中央児童相談所長	中 澤 智	
課 長	総務課長	浦 崎 眞 仁	
	青少年育成課長	梶 原 敦	
	青少年相談センター所長	小 栗 由 美	
	放課後児童育成課長	松 原 実 千 代	
	子育て支援課長	小 田 繁 治	
	子育て支援課人材育成・向上支援担当課長	野 澤 裕 美	
	子育て支援課幼保小連携担当課長	堂 腰 康 博	
	子育て支援課担当課長	吉 田 勇 一	
	保育・教育運営課長	古 石 正 史	
	保育・教育運営課長担当課長	眞 舘 裕 子	
	保育・教育給付課長	石 田 登	
	保育・教育認定課長	大 槻 彰 良	
	保育対策課長	渡 辺 将	
	保育対策課担当課長	佐 藤 や よ い	
	保育対策課担当課長	松 崎 善 夫	
	こども施設整備課長	白 井 正 和	
	こども家庭課長	奥 津 正 仁	
	こども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	柴 山 一 彦	
	こども家庭課こども家庭総合支援拠点準備担当課長	久 保 田 淳	
	こども家庭課児童施設担当課長	村 上 和 孝	
	こども家庭課親子保健担当課長	戸 矢 崎 悦 子	
	中央児童相談所支援課長	袋 和 美	
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	深 海 淳 一 郎	
	障害児福祉保健課長	及 川 修	
	係 長	青少年育成課担当係長	富 田 倫 子
		放課後児童育成課担当係長	大 岩 眞 人
		子育て支援課事業調整係長	舩 戸 一 将
		保育・教育運営課運営・指導係長	鈴 木 順 弘
保育対策課担当係長		槇 村 瑞 光	
こども施設整備課担当係長		佐 藤 洋 平	
こども家庭課担当係長		木 寺 洋	
障害児福祉保健課担当係長		富 岡 剛 志	

事務担当

企画調整課長	田 口 香 苗
企画調整課担当係長	生 野 元 康

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第77条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則 (平成26年9月条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成27年2月条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

令和2年度、令和3年度 子ども・子育て会議部会報告書

(期間) 令和2年11月1日～令和3年11月30日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和3年9月24日 (書面会議)	横浜市子ども・子育て支援事業計画における 令和2年度点検・評価について

2. 主な報告事項

第1回	
報告事項	横浜市子ども・子育て支援事業計画における令和2年度点検・評価について
報告内容	事務局案の説明があり、内容について了承した。
主な意見	<p>【病児保育事業、病後児保育事業】 こどもの感染症などは季節性・突発性が見られる。状況に応じて定員を増やしたりするなど、臨機応変な対応を検討してみてもどうか。</p> <p>【地域療育センター運営事業】 幼児期には基本的な生活習慣、本人の居場所を整えていくことが重要。特に乳幼児期は親も「当事者」だと捉え、見守るだけでなく親にも同様に適切な相談場所などを紹介し、話し合いを重ねてほしい。難しいことだが、通園利用時からスムーズに安心できる居場所にたどり着けるよう、手厚く他機関と連携してほしい。</p> <p>【障害のある子ども等への保育・幼児教育の提供体制の整備】 ・ 【医療的ケア児・者等支援促進事業の推進】 医ケア児・発達障害児の研修に感謝する。医ケア親子の一日を簡潔にまとめた冊子も多く配布され毎日の大変さを共感してもらうのに役立つ。一人でも多くの方に知ってもらい、地域の中での居場所の必要性を感じてほしい。支援の充実を期待している。</p>

【添付資料】 横浜市子ども・子育て支援事業計画における令和2年度点検・評価に対する部会意見
とりまとめ結果（子育て部会）

2. 主な報告事項

主な意見	<p>【障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上】 障害児の相談支援事業所が足りず、事業所ごとの対応も大きく差が開いている。児童本人の思いより、親支援を中心に考えている事業所が多く感じる。また、事業所が見つからない場合に、親がセルフプランを作成した場合も、どうしても親目線にならざるをえない。過度なサービス利用により情緒不安定になる児童などが増えている印象がある。引き続き事業者数の確保と、質の向上に向けて取り組んでもらいたい。</p> <p>【学齢後期障害児支援事業の拡充】 最近資格取得を重視して特別支援学校ではなく通信制の高校などを選択する生徒が増えている。学齢期における自己理解の機会などが減ったことから、軽度発達障害の生徒の中には、自身の障害の認識も進まず適切な進路選択ができずに家族とトラブルになるケースも多いと聞いた。早急に、学齢後期の生徒に寄り添った事業の推進をお願いしたい。</p> <p>【障害児入所施設の再整備】 再整備するにあたって受け皿となる法人施設が疲弊しないよう、人員への報酬などを手厚くしてほしい。大変困難な道のりだと思うが、少しでも地域移行が進むように整えてもらいたい。</p>
------	--

【添付資料】横浜市子ども・子育て支援事業計画における令和2年度点検・評価に対する部会意見
とりまとめ結果（子育て部会）

2. 主な報告事項

主な意見	<p>【産後母子ケア事業】 医療機関との連携強化という点で、日本は乳児虐待が多いという特徴があるので、被虐待ハイリスク児に対して、産科、児相、区役所との迅速・密接な連携のための仕組みが必要である。</p> <p>【産前産後ヘルパー派遣事業】 コロナ禍で両親教室の参加率も低く周知が難しい状況のため、必要な人にしっかり情報が届くよう、産前からの周知に力を入れられたらよいのではないか。</p> <p>【地域子育て支援拠点事業】 ・ 【親と子のつどいの広場事業】 オンラインによる支援のガイドライン策定は、タイムリーでよかった。</p> <p>【里親等への新規委託児童数】 里親委託数も課題だが、里親や施設から独立するこどもたちの社会基盤ができるまでのフォロー体制づくりも急がれる課題である。</p>
------	--

【添付資料】 横浜市子ども・子育て支援事業計画における令和2年度点検・評価に対する部会意見
とりまとめ結果（子育て部会）

【資料】横浜市子ども・子育て支援事業計画における令和2年度点検・評価に対する部会意見とりまとめ結果（子育て部会）

施策	No.	事業名	意見
【施策1】 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	18	病児保育事業、病後児保育事業	病児保育についてこどもの感染症などは、季節性、突発性が見られるが、今年春RS感染症が大流行したが、状況に応じて、定員を増やしたり、実施箇所を増やしたりといった臨機応変の対応が求められる。新型コロナ対策も早急に必要。
【施策4】 障害児への支援の充実	1	地域療育センター運営事業	療育センターの通園等の指導を経て学齢期に移行される家庭には、わが子に障害があることだけではなく夫からの育児放棄やDV、Wケア問題など問題が重なり、養育不可に陥ってしまっている保護者が増加していると感じています。 幼児期には基本的な生活習慣、本人にとっての居場所を整えていくことが、何よりの安心材料となり本人の助けとなると実感しています。また、とくに乳幼児期の親は「当事者」だと考えていただき、見守るだけではなく親にも同様に適切な相談場所など、学齢期前から紹介し話し合いを重ねてほしいです。この時期の親へ示唆しながらの関係性作りというのは一足飛びにはうまくいかないと思いますが、ぜひ通園利用時からスムーズに安心できる居場所にたどり着けるよう、手厚く他機関と連携していただきたいと思っています。
	2及び6	・障害のある子ども等への保育・幼児教育の提供体制の整備 ・医療的ケア児・者等支援促進事業の推進	医ケア児・発達障害児についての研修、感謝いたします。医ケア親子の一日を分かりやすくまとめた冊子も多く配布されていて、毎日の大変さを共感してもらうのが大変役立つものだと思います。ありがとうございました。 最近は喜ばしいことに元気な医ケア児が増えているので、本人たちの生活（楽しい場面や手を貸してもらいたい場面など）を一人でも多くの方に知っていただき地域の中での居場所の必要性を感じていただきたいです。支援の充実を期待しています。
	3	障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上	障害児の計画相談事業所が足りません。事業所ごとの対応にも大きく差が開いています。数が少ないうえに聞き取り場面でも本人の思いを重視するのではなく、親支援に傾いてしまっている事業所が多いと感じます。子どもサポートプランの作成も、親が記載する家庭がほとんどですので、どうしても親目線のサービスの利用計画にならざるを得ない状態です。 過度なサービス利用により情緒不安定になる児童や、感情を表出できなくなる児童が増えています。引き続き事業者数の確保と、質の向上に向けて取り組んでいただけるようお願いいたします。
	4	学齢後期障害児支援事業の拡充	この事業に該当する軽度発達障害がある生徒の中には、進路選択時期に本人の困難さが表面化することが多く、本人も家族も悩んでいることが多いと聞きました。最近では高校卒業の資格取得を重視し、高等特別支援学校よりも、サポート校や通信制の高校を選択する生徒も増えてきています。学齢期の間に自己理解や第三者からの意見を聞くような機会が少なくなっており、中には障害者に対し強い嫌悪感を抱いてしまう生徒もいるようです。 適切な進路選択が難しく、自宅にこもり家族とトラブルになるケースも多くなってきました。早急に、学齢後期の生徒に寄り添っていただく事業の推進をお願いいたします。
	5	障害児入所施設の再整備	再整備するにあたって受け皿となる法人施設が疲弊しないよう、人員への報酬、加算体制を手厚くしていただきたいと思っています。地域移行を考える際にも、長期的・家庭的な支援が重要と思いますが、実際にはすぐに取り掛かれる問題ではなく、推進していくのは大変困難な道のりだと思います。少しでも地域移行が進むよう整えていただきたいと思っています。
【施策5】 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	14	産後母子ケア事業	施策8とも共通しますが、医療機関との連携強化という点で、日本は乳児虐待が多いという特徴があるので、被虐待ハイリスク児に対して、産科、児相、区役所との迅速、密接な連携のための仕組みが必要。生後2週健診の導入なども考慮してみています。
	15	産前産後ヘルパー派遣事業	コロナ禍で両親教室の参加率も低く周知が難しい状況のため、必要な人にしっかり情報が届くよう、産前からの周知にチラシをいれられたらよいのではないかと。
【施策6】 地域における子育て支援の充実	1及び3	・地域子育て支援拠点事業 ・親と子のつどいの広場事業	オンラインによる支援のガイドライン策定は、タイムリーでよかった。
【施策8】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	指標2	里親等への新規委託児童数	里親委託数は目標にはるかに遠い。急がれる課題と思われるが、さらに、里親や施設から独立することもたちの社会基盤ができるまでのフォロー体制づくりも急がれる。

令和2年度、令和3年度 子ども・子育て会議部会報告書

保育・教育部会

(期間) 令和2年11月1日～令和3年11月30日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和2年11月24日 18:00～20:00 (会場名) 市役所18階 みなと1・2・3会議室	1 報告事項 (1) 「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」中間報告について 2 審議事項 (1) 私立幼稚園等預かり保育事業実施園の新規認定について (2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の事業者選定について
第2回	令和3年3月29日 18:00～21:30 (会場名) 市役所18階 みなと6・7会議室	1 報告事項 (1) 「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」について 2 審議事項 (1) 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について (2) 幼保連携型認定こども園の法人変更に伴う認可について (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について 1

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第3回	令和3年8月2日 18:00～20:00 (会場名) 市役所18階 みなと6・7会議室	1 審議事項 (1) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の事業者選定について
第4回	令和3年9月2日 18:00～20:15 (会場名) 市役所18階 みなと6・7会議室	1 審議事項 (1) 子ども・子育て支援事業計画の点検評価について (2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の事業者選定について (3) 保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について (4) 幼稚園型認定こども園の認定について

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第5回	令和3年10月28日 18:45～19:45 (会場名) 市役所18階 みなと6・7会議室	1 審議事項 (1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育に関する「量の見込み」の中間見直しについて
第6回	令和3年11月15日 18:30～21:00 (会場名) 市役所18階 みなと4・5会議室	1 審議事項 (1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育に関する「確保方策」の中間見直しについて (2) 私立幼稚園等預かり保育事業実施園の新規認定について
第7回	令和3年11月29日 19:00～20:00 (会場名) 市役所18階 なみき18・19会議室	1 審議事項 (1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育に関する「確保方策」の中間見直しについて

2. 主な報告事項

第1回	
報告事項	(1)「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」中間報告について
報告内容	「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」の中間報告を受けた。
主な意見	アンケート結果を見ると、施設の特性を踏まえた結果が出ているように思えるので、アンケート結果をまとめるのであれば、特性の異なる集団に分けて集計を行ったほうがいい。
報告事項	(2)私立幼稚園等預かり保育事業実施園の新規認定について
報告内容	審議の結果、4法人4件を新規認定園として承認した。
主な意見	特になし
報告事項	(3)私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の事業者選定について
報告内容	審議の結果、付議された2法人2件を新規事業者として承認した。
主な意見	特になし

第2回	
報告事項	(1) 「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」について
報告内容	「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」について、最終報告を受けた。
主な意見	特になし
報告事項	(2) 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について
報告内容	審議の結果、付議された1件について、認可対象とするともに補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
報告事項	(3) 幼保連携型認定こども園の法人変更に伴う認可について
報告内容	審議の結果、付議された1件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし
報告事項	(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について
報告内容	審議の結果、付議された全ての利用定員について承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】 第5期横浜市子ども子育て会議第2回保育・教育部会の審議結果

第3回

報告事項	(1)私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の事業者選定について
報告内容	審議の結果、付議された4件の申請について、次回の部会で再度審議することとした。
主な意見	特になし

第4回	
報告事項	(1)子ども・子育て支援事業計画の点検評価について
報告内容	事務局案の説明があり、内容について承認した。
主な意見	・新型コロナウイルスの影響で利用控えなどにより需要が低かったのであれば、利用実績が少ないことで評価を低くしなくても良いのではないか。
報告事項	(2)私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の事業者選定について
報告内容	審議の結果、付議された3件を新規事業者として承認した。（1法人1件は辞退）
主な意見	特になし
報告事項	(3)保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について
報告内容	審議の結果、付議された2件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし
報告事項	(4)幼稚園型認定こども園の認定について
報告内容	審議の結果、付議された1件を認定対象とすることを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】 第5期横浜市子ども子育て会議第4回保育・教育部会の審議結果

第5回	
報告事項	(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育に関する「量の見込み」の中間見直しについて
報告内容	保育・教育に関する「量の見込み」の案について、就学前の推計児童数やニーズ割合に基づいて算出した旨、事務局から説明があり、事務局案を承認した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前の推計児童数の減少により、保育に関する「量の見込み」も大きく減少している。整備数だけでなく保育の質の向上の取り組みも併せて周知が必要。 ・ 子どもの数は減少しているが、障害児の数は増加しているので考慮をしてほしい。

第6回	
報告事項	(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育に関する「確保方策」の中間見直しについて
報告内容	保育・教育の「量の見込み」に対応する「確保方策」について、基本的な考え方とそれに基づく「確保方策」の案について、事務局から説明があったが、「量の見込み」の算出基礎である推計児童数の算出方法に疑義が残るため、本案件は保留とし、再度審議することとした。
主な意見	・現在も定員割れの保育所がある中で、前回市が提示した「量の見込み」による保育所整備を行うことで、定員割れ施設が増大する恐れがある。このため、「量の見込み」を算出する基礎となる推計児童数の算出について、改めて確認をする必要がある。
報告事項	(2)私立幼稚園等預かり保育事業実施園の新規認定について
報告内容	審議の結果、付議された4件を新規事業者として承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】 第5期横浜市子ども子育て会議第6回保育・教育部会の審議結果

第7回

報告事項	(1)横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育に関する「確保方策」の中間見直しについて
報告内容	推計児童数の考え方及び、保育・教育の「量の見込み」に対応する「確保方策」について説明があり、事務局案を承認した。ただし、計画に基づく整備等の進捗や保育所等の利用状況について、部会に報告、確認しながら進めていくものとした。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・ 中間見直しの確保方策に基づく保育所等の整備は、毎年状況を踏まえながら柔軟に対応するのが望ましいのではないか。・ 新規整備した保育所等で利用児童がない場合に、市としても対策を考える必要がある。

第5期横浜市子ども・子育て会議第1回保育・教育部会の審議結果

(1) 私立幼稚園等預かり保育事業実施園の新規認定について

令和2年11月24日に行われました審議の結果、部会の意見は、下記の案件を新規認定することを承認しました。

	施設名	法人名	受入れ枠	事業開始日(予定)
1	上川井幼稚園	(学)都ヶ丘学園	14	令和3年4月1日
2	横濱中華幼保園	(学)横浜中華学院	37	令和3年4月1日
3	つどいの森 もみの木こども園	(福)種の会	15	令和3年4月1日
4	幼保連携型認定こども園 Y M C A いずみ保育園	(福)横浜 Y M C A 福祉会	12	令和3年4月1日

(2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の事業者選定について

審議の結果、部会の意見は、次の案件を令和3年度に事業を開始する新規事業者として採択することを承認しました。

	施設名	法人名	受入れ枠	事業開始日(予定)
1	かおり幼稚園	(学)まるやま学園	12	令和3年4月1日
2	金沢大道幼稚園	個人立	12	令和3年4月1日

第5期横浜市子ども・子育て会議 第2回保育・教育部会の審議結果

令和3年3月29日開催の保育・教育部会における審議結果は、次のとおりです。

1 子ども・子育て会議

(1) 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について

審議の結果、付議された1件を認可対象とし、補助金交付先とすることとなりました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	旭	上の原幼稚園	(学)金子学園	57	令和5年4月1日

(2) 幼保連携型認定こども園の法人変更に伴う認可について

審議の結果、付議された1法人1件を認可対象とする。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

審議の結果、付議された全ての利用定員を認める。

第5期横浜市子ども・子育て会議 第4回保育・教育部会の審議結果

令和3年9月2日開催の保育・教育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の事業者選定について

審議の結果、部会の意見は、次の施設・法人を令和4年度に事業を開始する新規事業者として採択することを承認しました。

	施設名	法人名	受入れ枠	事業開始日(予定)
1	横浜隼人幼稚園	(学)大谷学園	12	令和4年4月1日
2	野庭幼稚園	(学)ミネルヴァ学園	12	令和4年4月1日
3	若草幼稚園	(学)横浜石川学園	12	令和4年4月1日

(2) 保育所からの移行に伴う幼保連携型認定こども園の認可について

審議の結果、付議された2件について、2件を認可対象とすることとなりました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	旭	幼保連携型認定こども園 若葉台こども園	(福)山百合会	104	令和4年4月1日
2	旭	川井宿幼保連携型認定こども園	(福)守破離	77	令和4年4月1日

(3) 幼稚園型認定こども園の認定について

審議の結果、付議された1件を認定対象とすることとなりました。

	所在区	施設名(仮称)	法人名	定員	事業開始日(予定)
1	港北	認定こども園しのはら幼稚園	長谷川美恵子	9	令和4年4月1日

横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会の審議結果(第6回)

(1) 私立幼稚園等預かり保育事業実施園の新規認定について

審議の結果、部会の意見は、次の施設・法人を新規認定することが適当となりました。

	施設名	法人名	受入れ枠	事業開始日(予定)
1	三ツ池幼稚園	(学) 三ツ池幼稚園	40	令和4年4月1日
2	川井宿幼保連携型 認定こども園	(福) 守破離	13	令和4年4月1日
3	幼保連携型認定こども園 若葉台こども園	(福) 山百合会	15	令和4年4月1日
4	城郷幼稚園	(宗) 三会寺	30	令和3年12月1日

令和 2 年度、令和 3 年度 子ども・子育て会議部会報告書

(期間) 令和 2 年 11 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 1 回	令和 2 年 12 月 11 日 10:00～11:30 (横浜市開港記念会館 1 号 会議室)	(1)放課後キッズクラブ事業について
第 2 回	令和 3 年 3 月 1 日 (書面開催)	(1)放課後キッズクラブ事業について
第 3 回	令和 3 年 9 月 16 日 (書面開催)	(1)令和 2 年度第 2 期横浜市子ども・子育て支 援事業計画の点検・評価について (2)横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上 に関する検討会について

2. 主な報告事項

第1回	
報告事項	(1)放課後キッズクラブ事業について
報告内容	令和3年度からの放課後キッズクラブ事業の見直し内容について
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・勤務時間も含めて母親の働き方が非常に多様化しているため、3年度から新区分が導入されることは嬉しいことである。・保護者のニーズや、アンケートの結果も踏まえた上で、方向性から変更した点について、きめ細かく対応していただいていると感じる。・新区分の導入を前倒すことで利用者にとっては有意義になる。一方で、令和3年4月まで期間がないため、法人や現場が対応できるよう、相談窓口を設けるなど区局の支援が必要である。特に規模の小さい法人へのサポートが必要。・「遊び」「生活」ともに育むことができるスタッフの育成が必要であり、今後に向けて職員の意識形成や力量形成に取り組む必要がある。・コロナによって区分1の遊びの場を制限しているが、「遊びの場」も大事な場であるため、今後の継続検討案件として、コロナ禍における遊びの提供について考えていく必要がある。・午後4時から5時までの留守家庭児童等ではない児童の過ごし方について、今後検討していく必要がある。

第2回

報告事項	(1)放課後キッズクラブ事業について
報告内容	令和3年度からの放課後キッズクラブ事業の見直し内容について
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・新区分がスタートすると、様々な問題が出てくると思われる。行政からキッズクラブへのトップダウンだけではなく、クラブの職員、利用児童や保護者の声にも十分に耳を傾けてほしい。・各キッズクラブがスムーズに新区分の創設などの制度変更に対応できるようにフォローをお願いしたい。・小規模運営法人への研修を実施する場合にバックアップ体制を丁寧にすることで、各キッズクラブで運営に差が出てこないようお願いしたい。・それぞれのキッズクラブで、状況や抱えている問題は違うと思うため、一律に進めるのではなく、それぞれのキッズクラブの問題を解決できるように取り組んでほしい。

第3回	
報告事項	(1)令和2年度第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
報告内容	令和2年度第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・点検評価について、コロナ禍の事業の縮小・中止は考慮しての評価とする必要があるのではないかと思います。 ・進捗状況が計画通りに進んでいるとのことだが、この状況を保ちながら今後も利用者の意見を少しでも反映できるようにお願いしたい。
報告事項	(2)横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会について
報告内容	横浜市放課後児童健全育成事業の質の向上に関する検討会について
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保については、行政として何ができるのか。ぜひ形にして実現してほしい。 ・放課後キッズクラブ事業の取組みの方向性に関して、保護者参画や職員の増員など、色々と課題があるかとは思いますが、なるべく実施できるようにお願いしたい。

令和2年度、令和3年度 子ども・子育て会議部会報告書

(期間) 令和2年11月1日～令和3年11月30日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第1回	令和3年11月11日 10:00～11:30 (横浜市青少年育成 センター 育成室) オンライン開催	第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

2. 主な報告事項

第1回	
報告事項	第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
報告内容	事務局案の説明があり、内容について了承した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・ コロナ禍の影響等による事業の縮小・中止などは考慮しないということで評価をしているということだが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況がいつまで続くか分からないため、影響を加味した目標設定に変更するべき。・ 青少年に対しても外出自粛の強い要請があり、その中でも工夫をした結果、この参加人数を確保できたということが分からないと、悪い評価だけ残り、事業の意義がないように思われてしまうのではないか。・ コロナ禍で子ども・若者にも新たな支援ニーズが生まれたと思うので、目標人数に達したか否かだけでなく、新たなニーズに柔軟に対応したかという視点でも評価ができると良い。 <p style="text-align: right;">(続く)</p>

第1回

報告事項	第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
報告内容	事務局案の説明があり、内容について了承した。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・ 困難を抱える若者に対して、社会の理解をもっと得られるような広報や啓発が必要ではないか。・ 利用者数が右肩上がりに伸びれば良いものなのか。そのような目標設定ではないやり方を検討すべき。・ 有効性の評価には、アンケート調査等の数値で見えるものや、良い評価の他にも様々な意見があったというものがないと、この評価が正当であるかわかりにくく、また、今後の事業の展開の議論に繋がらないのではないか。

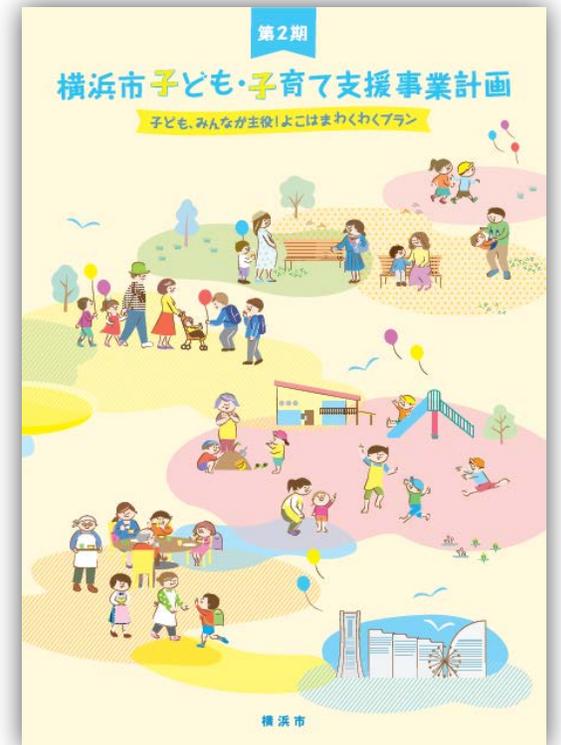
令和 2 年度 第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画の 点検・評価について

1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

第 2 期横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和 2～6 年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主要事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。



2 点検・評価の実施方法

(1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○**進捗状況**：各施策における指標、主な事業・取組について、目標値・想定事業量に対する進捗状況を4段階で評価します。

※新型コロナウイルス感染症の影響等による事業の縮小・中止などの状況は考慮せず、評価しています。

A：計画以上に進んでいる	B：計画どおりに進んでいる
C：計画より若干遅れている	D：計画より大幅に遅れている

○**有効性**：各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを4段階で評価します。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い
B：市民生活等を向上させることができた
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い

(2) 今後の展開の評価

施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主な事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

3 各施策における「指標」の進捗状況

A	B	C	D	計
2	9	5	1	17
12%	53%	29%	6%	

(1) 進捗状況Aの指標

施策	指標	目標値 (令和6年度)	令和2年度実績 (令和3年3月末時点)
5	妊娠届出者に対する面接を行った割合	98.7%	99.0%
9	市内事業所における男性の育児休業取得率	13%	17.6%

(2) 進捗状況Dの指標

施策	指標	目標値 (令和6年度)	令和2年度実績 (令和3年3月末時点)
2	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	692,323人/年	236,684人/年

4 各施策における「主な事業・取組」の進捗状況

A	B	C	D	計
7	71	24	10	112
6%	63%	21%	9%	

(1) 進捗状況Aの主な事業・取組

施策3「青少年相談センター事業（実利用人数）」

施策3「若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築（実施回数）」

施策5「こんにちは赤ちゃん訪問事業（①訪問件数、②訪問率）」

(2) 進捗状況Dの主な事業・取組

施策1「保育・幼児教育研修及び研究事業（保育所等職員研修参加者数(各区連携研修含む)）」

施策2「青少年育成に係る人材育成等の取組（研修会等参加人数）」

施策3「地域ユースプラザ事業（実利用人数）」

5 各施策における「主な事業・取組」の有効性

A	B	C	D	計
30	82	0	0	112
27%	73%	0%	0%	

(1) 有効性Aの主な事業・取組

施策1 「保育士宿舎借上支援事業」
施策3, 7 「寄り添い方生活支援事業」
施策6 「地域子育て支援拠点事業」

施策2, 3 「青少年の地域活動支援事業」
施策5 「妊娠・出産期相談支援事業」

【基本施策1】乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

■これまでの主な取組

- 増加する保育ニーズに対応するため、既存の保育・教育資源を最大限活用しうえて、必要な保育所等を整備するなど、新たに2,158人分の受入枠を拡大しました。また、保育士等の職場環境改善のための休憩室等の整備費補助や、預かり保育事業や2歳児受入れ事業を実施する幼稚園が幼稚園教諭等に支給する住居手当に対する補助を新たに実施するなど、保育者確保に取り組みました。
- 横浜で大切にしたい子どもの育ちや学び、保育・教育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の周知に向けてお披露目イベント（記念講演）を開催するとともに、保育・教育施設向けに「ブックレット」を作成し、園内研修等に活用できるように市内の全保育・教育施設に配付しました。
- 認可外保育施設の質の確保・向上のため、プレスチェックセンサー導入費補助の新設や集団指導研修等を新たに実施しました。
- 幼保小連携推進地区事業及び接続期カリキュラム研究推進地区事業等を実施し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究・研修を実施しました。
- 病児保育事業について新たに2つの事業者を選定するとともに、理由を問わず利用できる乳幼児一時預かりについて新たに4つの事業者を選定するなど、多様な保育ニーズに対応するための事業を拡充しました。

■取組による成果

- 保育所等利用申請者数が過去最大の72,527人となる中、令和3年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は16人（対前年比で11人減）となりました。
- 園内研修・研究サポーター派遣などにより、各保育所等での園内研修・研究の取組が進み、人材育成や課題解決につながりました。また、幼保小連携を推進することで学びや育ちの連続性を保障する取組が充実し、保育所や幼稚園、認定こども園等で培った力が小学校でも発揮できる環境づくりにつながっています。
- 通常の保育では対応することができない多様な保護者のニーズに対する子育て支援として特別保育事業（一時預かり、乳幼児一時預かり、病児保育・病後児保育等）を実施することで、保護者の育児不安や負担を軽減することに寄与しています。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 待機児童解消に向け、既存施設で、保育ニーズの高い1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を拡充するなど、保育ニーズに合わせた定員構成の見直しを進めます。その上で、受入枠が不足するエリアに重点的に保育所等を整備するなど、地域の保育ニーズに合わせた受入枠を確保します。さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。
- 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を基に、研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげます。また、保護者や地域に向けて広く周知を行うことで、横浜の保育・教育の質への理解の促進に取り組みます。
- 保育・教育の質の確保・向上に向けては、ローテーション保育士の雇用費を拡充するほか、新型コロナウイルス感染症への対応も考慮し、公開保育や研修の一部オンライン化に取り組みます。また、研修・研究等の拠点となる「保育・幼児教育センター（仮称）」の設置に向けた検討を進めます。
- 依然として困難な、保育者の確保に向け、引き続き保育士宿舎借上げ支援事業等を実施するとともに、新たに、保育所等において、WEB会議システムを利用した採用活動を行うためのICT環境の改善支援、民間事業者のWEBサイトを活用した保育所等の魅力や求人情報の発信や、保育士の業務負担軽減を図るため、ICT等を活用した業務システムや翻訳機等の導入にかかる経費を補助するなど、保育者確保に向けた採用・定着に係る取組の継続、充実を図ります。
- 特別保育事業（一時預かり、乳幼児一時預かり、病児保育・病後児保育等）について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供するとともに、事業の充実に向け、実施状況の調査及びの実施施設の確保に取り組みます。

<指標>

		<R2年度の振り返り>						
No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	所管課
1	1	保育所待機児童数	46人 【平成31年4月】	0人 【毎年4月】	0人 【令和3年4月】	16人 【令和3年4月】	C	保育対策課
2	1	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20% (累計)	51% (累計)	-	28% (累計)	B	子育て支援課

<主な事業・取組>

		【直近の状況】							<R2年度の振り返り>							
No.	施策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課	
1	1	保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人/年	30,000人/年	-	9,494人/年	D	・認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、認可外保育施設に加え、居宅訪問型・ベビーセンターに勤務する職員等を対象として研修を実施した。コロナ禍であった為、開催を集合型とオンライン(Zoom、動画配信)を活用し可能な限り実施している。定員数を制限して行ったが、計画された研修はほぼ実施した結果となっている。 ※オンライン開催の場合でも、講師と受講者でグループワーク等を行う講座では、人数を制限し実施した。	84,598千円	78,602千円	A	・研修参加者からは、「子どもの姿を語り合う関係性」「子ども主体の保育」などの重要性がわかった。子ども中心の保育実践につながっている。オンライン研修は始め不安であったが、慣れてくると参加しやすくなったという意見が寄せられていた。	推進	子育て支援課	

No.	施策 番号	確保 方針	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
2	1		「よこはま☆保育・教育宣言 ～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載 事例数	-	30事例	-	6事例	B	・保育・教育宣言を活用した取組として、保育・教育施設向けに「ブックレット」を作成し園内研修に活用できるように市内 全施設に配付すると共に、周知イベントを初めての試みとして オンラインと会場で同時開催した。また、当日参加できな かった方の為に、後日講演を動画配信し周知に努めた。 ・事例については、園内研修リーダー養成研修の中で、6園 が事例発表を行った。R2年度は、コロナ禍の為公開保育は 行わなかったがオンラインを使って事例についての意見交換を 行った。	6,804千円	3,147千円	B	・参加者からは、わかりやすい解説と実践を聞いて今後の園 内研修の推進のために活用していきたい、改めてことごときに寄 り添い一人ひとりのこころもち」を大切にしていきたいという 意見があった。 ・開催方法についてオンラインと会場の同時開催、そして動画 配信も繰り返し視聴できるようにして多くの方に周知された。 ・事例発表を聞いて、「どんな手法でも継続が重要である」「や らされているのではなく、自主的に楽しんで行う保育をめざし ていきたい」「保育を語り合える環境づくりが大切だと思った」 などの感想があがっていた。	推進	子育て支援課
3	1		園内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポーター派遣園数	①- ②210園(累計)	①240園(累計) ②642園(累計)	-	①コロナのため中止 ②329園(累計)	B	①新型コロナの為中止。 ②園内研修・研究サポーター9人を新設園等39園に派遣し た。	14,806千円	6,252千円	B	・コロナ禍で新園の運営と共に園内研修を実施する難しさ があるが、サポーター派遣があったからこそ計画的に研修を進 め、その後の研修継続につなげる事が出来たという声が多く あった。	推進	子育て支援課
4	1		食育研修会の実施	-	(実施)	(推進)	-	-	D	令和2年度は、コロナ禍のため中止にしました。 (通常なら市内保育・教育施設等の調理担当者から食育メン バーを募集し、メンバー7人程度が現場目線の食育研修 会を企画し運営している)	84,598千円の一部	78,6020千円の一部	B	食育基本法や保育所保育指針をもとに食育を推進している。 それには食の専門家として子どもと接している栄養士や調理 員が現場目線の研修を企画し運営することが、大切であ る。これまで、食育に積極的に取り組んでいる園の員学会 や、離乳食の進め方、食に関心のない子どもや保護者への 対応など、講義形式やグループワークを行い、問題点の抽出 とその解決策を見出した。このような研修会のため、コロナ禍 の中での実施が困難だった。	推進	子育て支援課
5	1		保育・教育施設に対する巡回訪問	巡回施設率	18% (累計)	100% (累計)	-	59.0% (累計)	B	・R2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急 事態宣言が発令されたため、巡回訪問は、9月から12月まで であった。そのため、巡回訪問を控えていた時期に、施設へ 向けて通信の発行やアンケート調査を実施した。 ・巡回施設率が、R2年度に関しては、実績は59%と目標値を 下回ったが、R6年度までには巡回率100%が達成できる見 込みである。	24,195千円	26,549千円	B	【施設から】 〈巡回訪問について〉 ・訪問員が訪問をして、実際に施設の様子を見ながら重大事 故防止のために助言をしたり、保育現場の状況を丁寧にヒア リングしてくれた。相談ができてよかった。 ・他の施設の事例が参考になった。 〈巡回訪問通信について〉 ・わかりやすく書かれているので読みやすい。 ・職員へ回覧して情報共有をしている。 ・園内研修の時に使用している。	推進	保育・教育運営課
6	1		組織マネジメント等講習の実施	受講施設数	165施設/年	200施設/年	-	201施設/年	B	新型コロナ感染予防対策として、開催方法を変更し、講義は 全て申込者への限定公開として動画配信し、講義受講後のグ ループワークについては、オンライン受講環境を各自に配 慮し、選択制で実施(①オンライン②人数制限を各自が準備し、 グループワーク)受講時の事前課題を各自が準備し、グ ループワークに参加する方式とした。施設長間で意見交換を する中で、学びを深める機会作りをした。	5,010千円	4,329千円	B	【講義の動画配信】職場で安心して受講できた。「自分の都 合のつく時間帯に視聴ができた」「繰り返し視聴でき学 びが深まった」等の感想が寄せられた。 【グループワーク】施設長同士でのワークにより、活発な意見 交換が見られた。アンケートからは、園運営の現状を自己分 析し、今後具体的に取り組んで行く内容を見出したり、園に 持ち帰り即刻取り組んでみた等が把握され、受講の効果が見 られた。	推進	子育て支援課
7	1		保育・教育施設等に対する 運営指導の実施	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	保育・教育施設、認可外保育施設等に対し、立入調査や文 書指導等による運営指導を実施。	-	-	B	児童の安全や保育・幼児教育の質の確保・向上につながって いると考えられる。	推進	保育・教育運営課
8	1		幼稚園、保育所、認定こども 園と小学校との円滑な接続	接続期カリキュラム実施率	66.60%	89.60%	-	81.70%	B	・接続期カリキュラムに基づく研修(接続期研修会、スタートカリ キュラム授業研修会)や市内18区による教育交流事業、31地区による 幼保小連携推進地区事業、5地区による接続期カリキュラム研究 推進地区事業等を実施し、園と小学校が相互理解と連携を進め、 円滑な接続を図るようになった。 ・令和2年度は、コロナ禍のため予定していた集合型の研修はオン ラインによる実施、または、公式YouTubeチャンネル「保育・教育の 質向上」によるオンデマンド実施とし、研修受講の機会を確保した。 ・保護者向け「ブックレット」を作成し入学を迎えるために在籍・参 行(7か国多言語版・やさしい日本語版含む)、保護者の不安の解 消に努めるとともに、こどもたちの就学への期待を高めることに努 めた。 ・令和2年度横浜市内幼保小連携実態調査報告書を作成・公開 し、幼保小連携・接続事業のデータ分析や検証に努めた。	27316千円の一部	17,064千円	B	・区教育交流事業を展開した結果、幼保小の職員間連携が進み、 顔の見える関係が構築されたことで、園と小学校とで子どもの支援 をつなぐ情報共有が円滑にでき、子どもたちや保護者の安心につな がった。子どものよさや得意なことを中心にした園と小学校との引 継ぎや記録を活用することの重要性が共有されるようになった。(令和 2年度幼保小連携推進実施調査報告書より) ・幼保小連携推進地区、カリキュラム研修推進地区の実践研究が進 み、園と小学校とのつながりを意識した教育活動や「10の姿」が現れ やすい保育・教育カリキュラムの実践が推進された。連携推進地区 に3年間取り組んだ民間の園からは、活動や環境だけのつながりだ けではなく、園で育った子どもたちの力を小学校でどのようにたら 発揮できるようになるかという視点でつながりを考えるようになった という成果を伺うことができた。 (令和2年度区教育交流事業活動報告書、推進地区事業活動報告 書より)	推進	子育て支援課
9	1	☆	保育・幼児教育の場の確保	①利用定員(1号) ②利用定員(2・3号)	①52,038人 【令和元年度】 ②75,575人 【平成31年4月】	①35,014人 ②85,631人	①45,230人 【R3年度】 ②79,607人 【R3年4月】	①47,961人 【R3年度】 ②81,171人 【R3年4月】	B	<受入枠拡大の取組>認可保育所整備:850人、横濱保育 室の認可移行支援:36人、認定こども園:446人、小規模保 育事業:348人、家庭的保育事業:8人、横濱保育室から小規 模保育事業への移行による減:▲129人、私立幼稚園等類 かり保育の充実:180人、企業主導型保育事業:369人、合計 2,158人	7,001,606千円	8,784,396千円	B	・既存の保育・教育資源を最大限活用した上で、必要な保育 所等を整備してほしいという意見や、より一層、保育・教育の 「質」の確保にも取り組んでほしいという意見が出ている。 ・保育所整備の結果、利用することができた方から感謝の声 が寄せられる一方で、利用できなかった方からは保育所整備 を進めてほしい旨の要望が寄せられた。	推進	保育対策課
10	1	☆	延長保育事業	利用者数(夕延長)(月)	6,069人/月	8,310人/月	6,816人/月	【民間】2,933人/月 【市立】536人/月	C	認定区分を超えた時間帯に保育を必要とする子どもを対 象とした延長保育を実施している。新設園を含め全施設で実 施しており、全ての子どもが利用できる状況になっている。 ・令和2年度は元年度(民間4,796人、市立853人)と比べて 減少している。これについては、新型コロナウイルス感染症 の影響による保護者の働き方が変わったことや、緊急事態 宣言の発令に伴い市として5月から登園自粛を行っている ことが影響していると考えられる。	【民間】5,861,342千円 【市立】28,499千円	【民間】5,518,566千円 【市立】28,499千円	B	【利用者から】 ・延長保育があるおかげで、安心して仕事をすることができ ている。 【事業者から】 ・保護者の多様な就業形態へ対応するため、今後も実施する 必要があると考えている。	推進	保育・教育運営課

No.	施策 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)			R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
				計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度									
11	☆	幼稚園での預かり保育	①延べ利用者数(1号) ②延べ利用者数(2号)	①287,210人/年 ②1,251,768人/年	①288,227人/年 ②1,415,580人/年	①287,548人/年 ②1,306,372人/年	①450,998人/年 ②1,136,754人/年	・保護者の就労等により保育を必要とする園児を対象とする長時間の預かり保育について、R2年度は新たに4園を認定した。令和3年3月末時点では市内の幼稚園・認定こども園284園中201園で実施。 ・保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応するため、市と県合わせて171園で一時預かり保育を実施。 ・幼稚園協会と連携し、保育の質の向上のため、研修会を年3回開催し、延べ152名が参加した。	【預かり保育事業】 3,785,301千円	【預かり保育事業】 4,197,875千円	A	【利用者から】 ・利用条件がそれほど厳しくないため、短時間の仕事でも利用可能で助かっている。 ・長時間の預かり保育だが、子どもたちが楽しそうに過ごしており、園で過ごし方の工夫をされていることが嬉しい。 ・預かり保育のおかげで幼稚園に通うことを選択でき、助かっている。 【事業者から】 ・異年齢児の集団保育を行うことで、低年齢児を思いやるなどの心の成長がみられる。 ・無償化に伴い利用者が増えたため、それに対応する教員の確保と職員配置が難しい。 ・無償化により、保護者に必要な手続き等を案内するのが大変。分かりやすい案内を検討してほしい。	推進	保育・教育運営課	
12	1	保育士宿舍借上支援事業	助成戸数	2,502戸/年	5,600戸/年	-	3,700戸/年	349法人3700戸が利用。令和2年度からは、国が定める横浜市の補助基準額は79,000円となったが、令和元年度と同様の82,000円の補助を行った。	2,041,184千円	2,145,658千円	A	・本事業の対象である全施設のうち76%が利用している。特に認可保育所では対象施設のうち83%が利用しており、事業者のニーズが高い。 ・また、本事業を利用することを前提に就職活動を行う保育士等もいるため、事業者・保育士双方から事業の継続を望む声が多く寄せられている。	推進	保育対策課	
13	1	就職面接会及び保育所見学会事業	参加者数	916人/年	1,130人/年	-	827人/年	・保育士就職面接会：3回、延べ91人参加(その内10名が市内保育施設への就職に繋がった)、市内保育団体が独自で開催する就職相談会：2回、延べ562人、市の幼稚園協会と連携した就職相談会：1回、延べ171人参加 ・保育所見学会：1回、3人参加 ・令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、中止を余儀なくされることも多かったが、そのような状況下でも実施できるようにオンラインの活用も並行して行った。	15,856千円	11,912千円	B	・面接会の参加者からは、効率的に園の情報を把握することができ、就職活動に役立ったという声が寄せられている。 ・事業者からは、面接会に参加した方を採用することができ、大変助かったという声が届いている。 ・一方で参加者数の伸び悩みがあり、引き続きPR等の参加者増加への取組みを要する。 ・見学会については、新型コロナウイルスの影響で、開催回数が減ってしまったものの、オンラインで実施したことにより、県外の参加者からは「コロナ禍において、移動による感染のリスクを負わずに、保育所の雰囲気を知ることができ、有意義な時間になった」という声が寄せられている。	推進	保育対策課	
14	1	保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援	コンサルタント派遣件数	24施設/年	30施設/年	-	6施設/年	・8施設に対して派遣決定し、うち6施設に訪問実施(2施設は辞退) ・令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、訪問による接触リスクを避けたい法人が多かったことが、申請件数減少の一因であったと考えている。	1,900千円	390千円	B	コンサルタント派遣事業の利用施設(過去3年分)にアンケート調査をしたところ、「期待を上回る効果があった」「ほぼ期待どおりであった」という評価が合計で7割以上を占めていた。	推進	保育対策課	
15	☆	保育所等での一時保育	延べ利用者数	139,627人/年	159,206人/年	148,906人/年	【民間】 74,322人 【市立】 4,875人 【横浜保育室】 1,056人 合計 80,253人	・民間423か所、市立42か所、横浜保育室30か所：計495か所で一時保育を実施した。 ・令和2年度は新型コロナウイルスの影響を受けて、一時保育の利用者が昨年度と比較して3割減となった。 ・待機児童対策により、各施設において入所枠を拡大している。そのため、保育室の広さや保育士確保の面から、一時保育で活用できる枠を設けるとが難しい状況となっており、実績が目撃値を下回っている。	【民間】 804,081千円 【市立】 132,690千円 【横浜保育室】 8,184千円	【民間】 602,181千円 【市立】 112,213千円 【横浜保育室】 2,904千円	B	【利用者から】 ・希望の利用日に利用できない。 【事業者から】 ・一時保育の受け入れ枠を固定枠として設けておらず、入所児童の状況により受け入れ枠数が変動するため、安定的に受け入れ枠を確保できないという課題がある。 ・毎日の利用ではない児童を受け入れることに対し、保育士確保が難しい。 引き続き就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため推進していく必要がある。	推進	保育・教育運営課	
16	☆	休日一時保育	延べ利用者数	2,230人/年	2,534人/年	2,369人/年	493人/年	日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、9か所(公設民営1か所・民営8か所)で休日保育を実施した。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて利用者数が6割減となった。	34,302千円	10,301千円	B	【利用者から】 ・受入枠に余裕があり、必要な時に安心して預けることができると言われている。 ・施設のある地域にばらつきがあるので利用しづらい。 【事業者から】 ・助成制度により必要な保育士の確保ができています。 引き続き休日の就業や保護者の傷病、冠婚葬祭に伴う保育に対応する必要がある。	推進	保育・教育運営課	
17	☆	24時間型緊急一時保育	延べ利用者数	1,280人/年	1,558人/年	1,305人/年	875人/年	・あおぞら保育園(神奈川区六角橋)、港南はるかぜ保育園(港南区日野)の2園で、夜間・宿泊も含め24時間、365日、緊急に保育を必要とする就学前児童に対し、一時保育を実施した。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて利用者が3割減となった。	50,002千円	40,798千円	B	【事業者から】 ・すでに実施している施設では保育士確保できているが、24時間365日実施する本事業の性格上、保育士確保の点から事業の拡大が難しいという課題がある。 利用児童数は減少しているが、休日・夜間を含めた子育てのネットワークとして役割を果たしているため、引き続き事業を推進していく。	推進	保育・教育運営課	

No.	施策 No.	確保 方針	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)			R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
					計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度									
18	1	☆	病児保育事業、病後児保育事業	①病児保育実施か所数 ②病後児保育実施か所数	①22か所 ②4か所	①29か所 ②4か所	①26か所 ②4か所	①25か所 ②4か所	B	病児保育事業を16区・23か所で開催し、3,747名の利用があった。また、病後児保育事業を4区・4か所で開催し、484名の利用があった。 新型コロナウイルス感染症の流行の影響による利用自粛等により収入が減少した事業者に対して、委託料については昨年度の実績と今年度の実績を比較して多い方の利用実績をもとに加算分の算定を行った。また、事業継続支援金による減少した利用料の補填を行った。 また、R2年度は新たに2施設を選定した。 募集にあたり、横浜市医師会や横浜市病院協会の協力を得て、医療機関へアプローチをした。また、応募を検討している医療機関へ、すでに開所している病児保育室の実施例やPR方法などの情報提供を行った。	433,264千円	403,777千円	B	両事業を通じて延べ4,200人を超える利用があった。 【利用者から】 ・自宅近くで預けられるよう、実施施設数や受入れ人数の増、開所時間の延長などの利便性を向上させてほしい。 【事業者から】 ・新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が激減した。また、利用の申込があった場合も預かりの判断が難しいことがあった。 ・当日の予約キャンセルが多く、従事者の確保や利用料収入の減少、運営費や設備費の確保に課題がある。また、看護師・保育士の確保が困難である。	推進	保育・教育運営課
19	1	☆	乳幼児一時預かり事業	延べ利用者数	88,124人/年	151,721人/年	106,335人/年	56,423人/年	C	令和2年度は25施設で事業を実施したが、新型コロナウイルスの影響により、利用率は前年比25%減の43%となった。また、令和2年度に新規事業者を選定し、令和3年4月に新たに4施設(計29施設)が開所することになった。	321,238千円	379,491千円	A	【利用者から】 ・社会復帰に迷いがあったが、安心して預けられる場所があることで今後の準備期間となりよかった。 ・ストレスなく育児ができていたので、たくさんのママたちを知ってみたい。 ・予約がとりづらい、預かり場所をもっと増やしてほしい。 【事業者から】 ・安心してお子さんを預け、リフレッシュして、また子育てを頑張ってもらえたらと思う。 ・預け先がなく、病院にさいえいこのできなかった保護者がこの施設を知り、預けることでストレスが消えていく様子は、この事業の効果であると思う。	推進	保育・教育運営課
20	1	☆	横浜子育てサポートシステム事業	延べ利用者数	59,401人/年	74,898人/年	64,566人/年	36,896人/年	C	・子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録し、条件の場合会員間の連絡・調整をサポートすることで、地域における子育て支援を推進した。 ・地域ケアプラザ等、地域子育て支援拠点以外において事業紹介や入会説明会を行い、会員増加や事業周知につながりやすくなった。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会員によっては活動に不安がある場合は自粛をすることが増加し、利用者数が昨年度(80,908人)より減少した。 ・利用希望件数に対するコーディネート率は98%となっており、ニーズにほぼ応えることができています。	206,426千円	201,105千円	B	【会員から】 ・事前打ち合わせで顔合わせすることにより安心して利用することができた。 ・仕事優先の日、家庭優先の日などスケジュールを組み立てやすくなった。 ・自分の子育てで落ち着いたら、提供会員として活動してみたい。 ・提供会員としての活動が生きがいとなっている。 【事業者から】 ・単に預かりの条件(日時等)が合う会員同士をマッチングするのではなく、ご家庭の事情、預かる児童の発達特性等も踏まえたコーディネートに努めている。 ・預かりのコーディネートだけでなく会員から預かりに関する相談を受ける中で、預かり以外の子育て支援のニーズがある場合は、必要に応じて支援を紹介する」ということも意識するようになっている。 ・コロナ禍であっても活動して下さる地域の方がいることを強く思う。	推進	子育て支援課
21	1	☆	保育・教育コンシェルジュ事業	実施か所数	18か所	18か所	18か所	18か所	B	18区に計40名配置している。 区役所での窓口相談に加え、関連施設に出向いた情報収集、連携や出張相談などの取組を行った。	140,779千円	135,182千円	A	様々な預け先について寄り添って相談に乗ってもらい、一番適している預け先を選べたという声が届いている。 また、国からも保護者への「寄り添う支援」の重要性が示され、各自自治体の取組が求められている。	推進	保育対策課
22	1		障害のある子ども等への保育・幼児教育の提供体制の整備	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	●民間園への補助 3,920,787千円 ●市立園への加配 1,267,195千円 ●研修の実施 800千円	●民間園への補助 4,747,930千円 ●市立園への加配 926,980千円 ●研修の実施 594千円	B	・各園で発達障害児が増加傾向にあり、参加者からは「園全体でのスキルアップを図るための学びが多く、園の役割を再確認できた」との声が聞かれた。また、医療的ケアについては、「ハードルが高いと思っていたが特別なことではないことが分かった。安心できる環境を整えていきたい」等の声が上がっていた。	推進	保育・教育運営課 子育て支援課 障害児福祉保健課	
23	1		食物アレルギーへの適切な理解の推進	食物アレルギー研修実施回数	4回/年	4回/年	-	2回/年	C	・園における食物アレルギー児への対応について、食物アレルギー対応マニュアルに基づき、誤食事故防止や事故発生時の対応の研修を行った。	84,598千円の一部	78,602千円の一部	B	・「食物アレルギー対応の新しい知識やイベントについて知ることができた。」「命を預かっていることを第一に提供する際、職員が情報共有する大切さのダブルチェックの徹底などあらため確認していきたい」という声があった。	推進	子育て支援課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策2】 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

■これまでの主な取組

- 放課後キッズクラブでは、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、「遊びの場」としての利用区分について、利用日数や時間を制限するなど事業実施に影響がありましたが、子どもたちにとって必要な「遊びの場」を可能な限り維持するとともに、学校とも協力しながら活動場所の拡充に取り組みました。
- 全ての放課後児童クラブにおいて面積基準等に適合または適合の見込みとなり、安全・安心な放課後の居場所を提供することができました。
- 青少年の健全育成の推進のため、青葉区に青少年の地域活動拠点を新規に設置しました。また、地域活動拠点のスタッフが地域に出向き、地域人材や施設との連携体制を強化する取組を新たに都筑区で実施しました。
- 市内25か所のプレイパークにおいて、延べ972回の活動支援を行い、公園の特徴を生かした普段できない遊びや活動機会を提供しました。また、コロナ禍で外出自粛をしている保護者や子ども向けに、自宅や近所で少人数で楽しめる遊びを紹介する「おうちでプレイパーク」をYouTube（横浜市公式チャンネル）で公開しました。
- 青少年の健全育成のため、感染症予防対策を講じた上で、青少年関係施設の運営や事業を実施するとともに、インターネットを活用したプログラムを立ち上げるなど、コロナ禍においても青少年の交流や体験活動の機会を提供しました。

■取組による成果

- 放課後児童育成事業の推進により、全ての子どもたちを対象に豊かな放課後を過ごせる場所と機会を充実させました。
- 生き生きと自由に遊べる体験活動やインターネットを活用したプログラムを立ち上げるなど多様な体験活動の機会を提供することで、子ども・青少年が心身共に健やかに成長できる環境づくりを進めることができました。
- 青少年の地域活動拠点づくり事業の実施や、青少年関係施設の運営等により、青少年に対して居場所や多様な体験活動の機会を提供したことで、それぞれの成長過程に応じた社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養いました。
- 都筑区内地区センターにおいて、青少年に関するスタッフ向け研修や情報共有の場を拠点・区・局と定期的にもつこと等により、スタッフの意識向上が図られ、より丁寧な青少年を見守ることのできる環境整備を進めることができました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 引き続き、青少年の居場所や多様な体験機会の提供により、子ども・青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養います。
- 利用者のニーズや新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、放課後キッズクラブの利用区分に短時間の預かりに対応する留守家庭児童等を対象とした新区分を創設するほか、放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブの利用者負担軽減のため、保護負担減免制度の対象を就学援助世帯までに拡充します。また、放課後事業健全育成事業の質の維持・向上に引き続き取り組むため、事業に従事する関係者の意見等も踏まえながら、人材育成や人材確保、運営主体への支援などの検討を進めます。
- 引き続き、プレイパークを支援することで、より豊かな遊びの環境づくりを推進し、地域とともに子ども・青少年の健全育成を図っていきます。

<指標>

					<R2年度の振り返り>			
No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	所管課
1	2	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合	76%	100% 【毎年度】	-	93.9%	B	放課後児童育成課
2	2	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数	676,360人/年	692,323人/年	-	236,684人/年	D	青少年育成課

<主な事業・取組>

							<R2年度の振り返り>											
							【直近の状況】											
No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課		
1	2		放課後児童育成事業	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ等の登録児童数 (※はまっ子ふれあいスクールの登録児童数を含む)	99,375人 【平成31年4月】	100,000人	-	72,112人 (R2.4時点)	B	コロナ禍において、放課後キッズクラブの区分1の受入中止や利用制限、区分2及び放課後児童クラブの緊急事態宣言発令期間中利用自粛要請など、感染拡大防止のために様々な制約を行った上で、運営を継続しました。特に、多くの放課後児童クラブでは、学校の一斉休業期間中においても午前から開所することで、子どもたちに安全安心な居場所の提供を行いました。また、放課後キッズクラブの全校設置が完了したことから、事業の質的拡充を目的として見直しに着手し、保護者・学校・事業者に対してアンケートを行うなどして見直しの方向性をまとめました。また、保護者の多様な働き方にあわせて安定的に利用できる「新区分」をコロナ禍の影響を踏まえ、令和3年度から導入することとしました。	8,797,881千円	8,034,971千円	B	利用者からは、コロナ禍においても留守家庭児童の居場所が確保されていることについて評価をいただいた一方、放課後キッズクラブの区分1の利用制限を実施したことから、区分1の再開を求める意見を多くいただくなど、就労家庭の短時間の利用実態が表面化しました。また、放課後キッズクラブの見直しの方向性に関するアンケートでは、留守家庭児童等を対象とする「新区分」をなるべく早く導入して欲しいという要望があり、令和3年度から実施することとしました。実施事業者からは、清掃や消毒等の感染症対策や学校の一斉休業期間中における朝から開所することの負担が大きいとの意見及び保護者の収入減少による影響や利用児童の増減による影響を受けずに安定的なクラブ運営を望む意見などが寄せられています。	推進	放課後児童育成課		

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
2	2		青少年の地域活動拠点づくり 事業	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	-	7か所(累計)	B	青葉区に新規設置され、7箇所での拠点運営を実施した。各拠点では、中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援した。また、拠点の役割や地域連携の必要性等について、拠点運営団体や拠点設置区担当部署とワーキンググループ形式で議論し、事業運営指針を策定した。 都筑区の拠点においては、地域人材・支援団体との連携体制構築・強化の取組を実施した。区内地区センターにおいて青少年への声かけ件数集計実施と青少年に関するスタッフ向け研修や情報共有の場を拠点・区・局と定期的にもつことにより、スタッフの青少年への意識向上が図られ、より広域で青少年を見守ることのできる環境整備を進めた。	122,687千円	115,818千円	A	事業者は「新型コロナウイルス感染防止対策に悩まされながらも、予防対策を取り入れた上で、青少年が気軽に安心できる場と交流機会を提供し、青少年の出会いと仲間づくりに貢献できている。機会は減ってしまったが、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施により、青少年期に必要な社会体験の機会を提供できている。」と評価している。その一方で、拠点から遠くに住む青少年も参加しやすい体験機会の提供が課題として挙げられた。 利用する青少年からは「家が落ち着かず、好きなことができないから拠点を利用するようになり、人と話すのが好きになった」、「利用するようになって高校進学のビジョンが具体的に見えた」、「活動を通して自信がついた」、「よく話すようになった」、「友達が増えた」、「異年齢(大人・先輩)の人と少しだけ話せるようになった」などの声があった。	推進	青少年育成課
3	2		子ども・青少年の体験の推進	自然・科学体験等プログラム 実施回数	4,081回/年	4,250回/年	-	1,745回/年	D	野島青少年研修センター、野外活動センター3か所、こども科学館において、自然・科学体験等プログラムを実施し、多様な体験活動の機会を提供することで、青少年の健全育成を推進した。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、施設を休館にしたため、目標の実施回数を下回っている。今後は各施設において、新しい生活様式を踏まえたプログラムを幅広く検討・実施していく。	363,677千円	504,980千円	A	事業者は、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け目標を下回ってしまったが、インターネットを活用したプログラムを立ち上げるなど新たな取組を行うことができた」と評価している。その一方で、「施設・設備の老朽化に対する適切な更新・修繕を行う必要がある」との意見があった。 また、利用者からは、「充実した内容だった」「またチャレンジしたい」「コロナ禍でも受け入れてもらえて感謝している」など、高い満足度が得られており、青少年の体験活動機会を充実させることができている。	推進	青少年育成課
4	2		プレイパーク支援事業	プレイパーク活動支援回数	1,265回/年	1,265回/年	-	972回/年	C	市内25か所において、延べ972回の活動支援を行いました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月～6月の開催が休止となりました(6月以降順次再開)。 コロナ禍で外出自粛をしている保護者や子ども向けに、YouTube 横浜市公式チャンネルにて、自宅及び家の近所で、少人数で楽しめる遊びを紹介する動画として「おうちでプレイパーク」を公開しました。	32,594千円	32,594千円	A	利用者からは、「普段体験できない遊びが体験できる」「アットホームで、親も自然体になれる。親戚も友人もいない町で一人じゃないと思えた」との声があり、貴重な遊びの場及び地域交流の場となっています。 事業者からは、認知度の向上と、プレイパークの運営に係る自己資金の確保が課題であるとの意見がありました。	推進	放課後児童育成課
5	2		青少年育成に係る人材育成 等の取組	研修会等参加人数	9,922人/年	39,260人(5か年)	-	4,593人/年	D	(公財)よこはまユースや青少年育成センター等が実施する、市民や青少年指導者向けの研修・講座の実施により、青少年育成に係る普及啓発及び人材育成を推進した。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、横浜市青少年指導員研修会をはじめとする多くの研修等を中止したり、集合型の研修の参加者数を減らして開催したため、目標の参加者数を下回っている。	282,168千円	275,059千円	A	事業者は「新型コロナウイルスの影響により、参加者数は減少したが、会場とインターネットを併用した研修の実施を行うなど、新しい生活様式にあった開催方法を開発することにより、子育て中の人など、例年では参加出来なかった人にも普及啓発や人材育成を実施することが出来るようになった。」と評価している。また、「引き続き、参加に繋がる動機付けとしての啓発と効果的な研修を、目的や環境に合わせた新しいスタイルで実施することが必要である。」との意見をいただいている。 参加者からは、「子ども達の現状がわかった」、「今後子ども達と関わる際に活かしていきたい」、「研修に参加して関心が深まった」などの声がある一方、「薬物依存以外の依存症」や「ジェンダーバイアスの問題」などをテーマに研修を開催してほしいとの意見をいただいた。	推進	青少年育成課
6	2		青少年育成に係る広報・啓発 の実施	-	(実施)	(推進)	-	青少年を対象にヒアリング調査を実施	B	(公財)よこはまユースにより、新たな青少年課題を調査するとともに、地域や民間の育成者を対象に情報共有や研修を行いました。 令和2年度は令和3年度以降に予定している2022年の成人年齢の引き下げに向けた準備や成人教育の必要性・支援のあり方を探る「青少年の『成人』意識に関する調査」の予備調査を実施。 調査結果は、令和3年度実施予定のアンケート調査の評価項目の検討及び項目数の調整に活用するとともに、中間報告として機関紙にまとめ、学校・青少年団体・行政・民生児童委員等に配布したほか、ホームページで発信しました。	-	-	A	事業者からは「年金や保険、契約を通して「成人」を意識したという青少年が多く、社会保障制度や契約の仕組み等に関する具体的な知識の不足に不安や課題を感じている青少年がいることがわかった。また、青年としての権利と責任を得る年齢にあわせた教育機会やボランティア活動など多様な人との関わりから社会を学ぶ機会の充実など18歳成人を迎え入れる社会としてのサポートが必要、という意見が多くあった」と報告を受けた。	推進	青少年育成課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策3】若者の自立支援施策の充実

■これまでの主な取組

- 若者自立支援機関等（青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション及びよこはま型若者自立塾）における若者の自立に向けた相談支援や居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて、本人の状態に応じた支援に取り組みました。また、地域ユースプラザが各区に出向き、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施するなど、新型コロナウイルス感染症による事業の休止や縮小を余儀なくされる中でも、困難を抱える若者や家族への支援に取り組みました。
- 養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象とした寄り添い型生活支援事業を、16区17か所（うち令和2年度拡充か所数：3か所）で実施しました。また、高校進学に向けた寄り添い型学習支援事業の受入枠を拡大するなど、将来の自立に向けた基盤づくりを強化しました。

■取組による成果

- 若者自立支援機関等での継続的な支援により、利用者のうち1,080人の方に本人の状態に応じた自立への、改善がみられました。
- 寄り添い型生活支援事業では、安心して過ごすことのできる環境の中で支援を行うことにより、子どもたちが基本的な生活習慣などを身に付けることができました。また、将来の夢や進学に向けた学習意欲の向上等につながるなどの成果が見られました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 困難を抱える若者への支援として、引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた支援を行います。
- 青少年相談センターについて、利用者の増加に対応するため西部児童相談所の再整備に合わせて移転し、施設の拡張により相談環境の充実に努めます。
- 寄り添い型生活支援事業については、支援を必要とする家庭に育つ、より多くの小・中学生等が生活習慣の習得ができるよう、実施箇所数を増やすなど事業を拡充します。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	<R2年度の振り返り>		所管課
						R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	
1	3	若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数	1,038人/年	1,800人/年	-	1,080人/年	C	青少年育成課
2	3	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数	160人(累計)	1,830人(累計)	-	489(累計)	C	青少年育成課

<主な事業・取組>

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	【直近の状況】		<R2年度の振り返り>							今後の展開	所管課
								R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価				
1	3		青少年相談センター事業	実利用人数	819人/年	820人/年	—	887人/年	A	青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行った。特にひきこもりや不登校など困難を抱える若者に対しては、少人数での集団活動を実施したり、野菜販売やレストランでの接客等、社会参加体験の機会を作り、自立に向けて対人交流の場を広げていけるよう支援した。 また、若者自立支援の中核機関として、子ども・若者に携わる地域関係機関・団体を対象に、若者相談支援スキルアップ研修や職員技術研修を行った。	54,339千円	46,116千円	A	利用者アンケートでは、利用満足度(満足・やや満足)が本人88%、家族98%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多かった。一方、コロナ禍で来所せずにリモートでの支援を希望する声もあった。今後、様々な支援手法について検討し、満足度を上げられるよう努めていく。	推進	青少年相談センター		
2	3		地域ユースプラザ事業	実利用人数	952人/年	1,210人/年	—	722人/年	D	思春期・青年期の総合相談や居場所の運営等を実施した。感染症拡大防止のため、4～5月に電話相談・メール相談以外の事業を休止したこともあり、地域ユースプラザ利用者は減少したが、6月以降はコロナ禍で利用者が来所を控える中で、ZOOMでの居場所事業やYouTubeでのプログラム配信等オンラインを活用した支援を積極的に行った。 広報やチラシ、インターネット等で周知に努めるほか、メール相談やオンラインの活用等により、若者が支援につながりやすい支援方法の検討・実施を進めていく。	135,421千円	134,195千円	A	利用者アンケートでは、利用満足度(満足・やや満足)が本人91.7%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多い。しかし、事業の周知度が不十分であるため、引き続き、広報・PRに努めていく。	推進	青少年相談センター		

No.	施策	確保方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
3	3		若者サポートステーション事業	実利用人数	1,639人/年	1,740人/年	—	1,294人/年	D	<p>困難を抱える15歳から39歳の若者及びその保護者を対象に、就労に向けた総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援した。また、若者サポートステーションの支援を受けて就職した若者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援した。</p> <p>若者サポートステーションは、就職活動の進め方や仕事の選び方がわからないなど、ハローワークを利用する前段階としての支援を必要とする若者を中心に利用されているが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言下で外出自体が減り、新規登録や継続相談が減少したと考えられる。</p> <p>なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、電話やオンラインを活用した相談やプログラムの実施を推進した。</p>	46,670千円	45,805千円	A	<p>利用者アンケートでは、利用満足度(大いに満足・満足・まあ満足)が9割以上と高い。</p> <p>利用者は、相談支援の利用によって、自身を客観的に見つめ直し、就労訓練の利用によって様々な仕事にチャレンジし周囲とのコミュニケーションを積極的に取れるようになるなど、自立に向けて踏み出すことができている。</p> <p>利用者からは、スタッフがしっかり話を聞いてくれ、安心して相談ができた、自分ではできるんだと自信が持てた、職場体験で不安が払拭され、前向きに考えられるようになったなどの声が聞かれている。</p> <p>一方で、現在は2週間から1か月に一度の個別面談を行っているが、利用者によっては、もう少し頻度を高く相談したいという声もあるため、事業者は、相談枠と利用者の希望のバランスが課題と感じている。</p> <p>また、事業者からは、コロナ禍の影響もあり、職場体験先の開拓が必要となっていることや、若者やその保護者、各支援機関等への広報を強化すべきという課題も挙げられた。</p>	推進	青少年育成課
4	3		生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	実利用人数	444人/年	560人/年	—	421人/年	C	<p>若者サポートステーション等の支援につながった若者のうち、生活困窮状態及びそれ以外の複合的な課題を抱える若者に対し、自立に向けた相談をはじめ、関係機関への同行支援やつなぎなど総合的な支援を行った(よこはま若者サポートステーション、湘南・横浜若者サポートステーションへの委託により実施)。</p> <p>また、自らSOSを発することができない若者に対する早期支援として高校等へ出張相談等を行い、積極的な働きかけによる早期解決のため支援を行った。</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業は、区福祉保健センターだけでなく、サポステでも実施していることの周知を行い、困難を抱える若者の利用につなげていきたい。</p>	71,971千円	70,782千円	A	<p>利用者は、相談支援の利用によって、本人の現状や内面を整理し、できることから行動に移すことで、抱えている複合的な課題を、個人差はあるが、一つずつ着実に解決している。</p> <p>事業者からは、若者サポートステーション事業と連携し、一体的相談窓口を設けることで、様々な困難を抱え、支援を必要としている若者に対して、速やかに適切な支援を届けることができているとの評価があった。</p> <p>一方で、複合的な課題や深刻な課題を抱えている利用者は、就労までの準備に時間を要するため、支援が長期化しやすいという課題も挙げられた。</p>	推進	青少年育成課
5	3		よこはま型若者自立塾	実利用人数	65人/年	130人/年	—	81人/年	A	<p>長期にわたってひきこもり状態にある若者について、低下した体力を回復するための体づくりを行うとともに、共同生活を通じて、生活リズムの改善や他人との関わり方を習得するなど、それぞれの若者の状態に応じた支援プログラムを実施した(実施プログラム:短期合宿型訓練「ジョブキャンパス」、長期合宿型訓練、特別プログラム「うんめえもん市」、生活困窮者向け就労準備支援事業等)。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、短期合宿型訓練の1メニューとして、市内で行う通所型訓練を実施した。</p>	37,166千円	32,775千円	A	<p>参加者からは、「事業に参加したことで、チャレンジすることの大切さが分かった。今後はそれを忘れずにより精進していきたい」、「働く楽しさや人の温かさに触れることができた」、「次のステップにつなげていきたい」など、前向きな感想が聞かれた。</p> <p>事業者は、「利用者が当事業を通して、生活スキルや社会スキルを身に付けることができている」と評価している。</p>	推進	青少年育成課
6	3		寄り添い型生活支援事業	実施か所数	12か所	23か所	—	17か所	A	<p>生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、16区17か所で寄り添い型生活支援事業を実施した(令和2年度拡充か所数:3か所)。</p> <p>手洗い・うがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習・宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。</p> <p>また、家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話を聞けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。</p> <p>コロナ禍においても、感染拡大防止策を取りながら開所し、子どもへの支援を継続した。</p>	195,557千円	186,372千円	A	<p>寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗い・うがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身についた、他の利用者やスタッフに対して挨拶ができるようになったなどの効果が見られているという声が聞かれた。その一方で、対象児童が遠方に居住していたり、保護者からの理解を得られず通えないという課題も挙げられた。</p> <p>子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をするようになった」、「自分ほもつと頑張って、将来はきちんと仕事をしたい」、「ここ(生活支援事業)にずっと参加したい」など、様々な声が聞かれた。</p>	推進	青少年育成課
7	3		寄り添い型学習支援事業	-	受入枠:950人	(推進)	-	受入枠:1,200人	B	<p>寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取り組みを進めた。また、高校中退防止の取り組みとして、中学校時代に築いた信頼関係などを活かし、居場所や学び直しの場の提供や面談を通じた状況確認等各区の実情に応じた取り組みを行った。</p> <p>また、高校中退者等も含む概ね15歳から18歳の高校生世代に対し、将来の選択肢の幅を広げる目的で、社会生活に関する様々な情報提供及び講座開催等の支援を行う「高校生世代支援事業」を全区で実施した。</p>	254,561千円	188,570千円	A	<p>寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「前向きに変化していく子どもたちの姿が見られ、やりがいを感じている」等の声が聞かれた。</p> <p>子どもたちからは、「将来の夢が細かく決まってきた」、「家では言えない悩みも言えるようになった」、「家でも勉強するようになった」等の声が聞かれた。また、高校進学を意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。</p>	推進	健康福祉局生活支援課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
8		3	青少年の地域活動拠点づくり事業(基本施策2の再掲)	地域活動拠点の設置数	6か所(累計)	12か所(累計)	-	7か所(累計)	B	<p>青葉区に新規設置され、7箇所での拠点運営を実施した。各拠点では、中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援した。また、拠点の役割や地域連携の必要性等について、拠点運営団体や拠点設置区担当部署とワーキンググループ形式で議論し、事業運営指針を策定した。</p> <p>都筑区の拠点においては、地域人材・支援団体との連携体制構築・強化の取組を実施した。区内地区センターにおいて青少年への声かけ件数集計実施と青少年に関するスタッフ向け研修や情報共有の場を拠点・区・局と定期的にもつことにより、スタッフの青少年への意識向上が図られ、より広域で青少年を見守ることのできる環境整備を進めた。</p>	122,687千円	115,818千円	A	<p>事業者は「新型コロナウイルス感染防止対策に悩まされながらも、予防対策を取り入れた上で、青少年が気軽に安心できる場と交流機会を提供し、青少年の出会いと仲間づくりに貢献できている。機会は減ってしまったが、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施により、青少年期に必要な社会体験の機会を提供できている。」と評価している。その一方で、拠点から遠くに住む青少年も参加しやすい体験機会の提供が課題として挙げられた。</p> <p>利用する青少年からは「家が落ち着かず、好きなことができないから拠点を利用するようになり、人と話すのが好きになった」、「利用するようになって高校進学へのビジョンが具体的に見えた」、「活動を通して自信がついた」、「よく話すようになった」、「友達が増えた」、「異年齢(大人・先輩)の人と少しだけ話せるようになった」などの声があった。</p>	推進	青少年育成課
9		3	身近な地域に向いた相談等の実施	実施回数	485回/年	600回/年	-	479回/年	C	<p>区役所等の身近な地域に向いた相談を実施した。感染症拡大防止のため、ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談は4~6月第2週まで中止したが、学校SSWや教育事務所等との連携促進を図るほか、関係機関のケース会議等に出席し助言を行う等、支援機関のバックアップ等に努めた。</p>	-	-	A	<p>区役所における専門相談の利用者からは、「最初から専門機関に相談するのは敷居が高いと感じていたが、区役所での相談だったので利用した」との声があった。</p> <p>地域ユースプラザ相談員等からは、「地域ユースプラザの相談員と区専門職の情報共有が進み、区福祉保健センターをはじめとした支援機関と連携が一層行えるようになった」と評価している。</p>	推進	青少年相談センター
10		3	若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築	実施回数	121回/年	180回/年	-	234回/年	A	<p>青少年相談センターでは、若者自立支援に携わる職員や関係機関向けの支援技術の向上を図るため若者相談支援スキルアップ研修を実施したほか、区役所等が主催する困難を抱える若者支援をテーマとした研修会等において、青少年相談センター職員の講師派遣を行った。</p> <p>地域ユースプラザでは、オンラインを併用した地域支援連絡会を実施する等、地域の関係機関や区役所との連携及びネットワーク作りを進めた。</p>	-	-	A	<p>スキルアップ研修参加者からは、「今日得たことを職場、対象者に伝えて、支援に活かしていきたい。」との声があった。</p> <p>また、地域支援連絡会参加者からは、「普段聞けない支援機関の講義を聞くことができ参考になった」、「各支援機関の情報共有ができた」との声があった。</p>	推進	青少年相談センター

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策4】障害児への支援の充実

■これまでの主な取組

- 地域療育センターにおいては、利用申し込み後、速やかな面談の実施など専門職による支援の充実を図るとともに、北部地域療育センターに医師を増員し、診察枠を拡大しました。
- 療育訓練や余暇支援等を提供する児童発達支援事業所は188か所、放課後等デイサービス事業所は365か所となり、障害児の支援体制が拡充されました。また、事業所に対して実地指導、集団指導、研修を実施し、サービスの質の向上に取り組みました。
- 医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するため、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行う「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」を新たに5人配置（累計6人）し、配置区（鶴見区、南区、旭区、磯子区、青葉区、都筑区）を拠点として全区を対象に支援を開始しました。
- メディカルショートステイ事業の推進について、協力医療機関との連絡・調整を適切に行うとともに、利用者向けの制度案内チラシを作成・配布するなど周知を図っています。

■取組による成果

- 地域療育センターでは、初診待機期間の短縮につながりました。
- 放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所について、事業所が増えたことにより利用の幅が広がりました。また、指導や研修の実施により、質の向上に寄与しました。
- 「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」が医療的ケア児・者等やその家族と関係機関等とをつなげるなど、在宅生活を支援しました。
- メディカルショートステイ事業の推進により、常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児・者等を支える家族の負担軽減を図りました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 障害児相談支援事業所は、実施している事業所が少ない状況にあるため、より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、事業所への支援を充実させます。
- 量の拡大が進む放課後等デイサービス及び児童発達支援については、事業所に対する研修を実施するなど、支援の質の向上に向けた取組を進めています。
- 引き続き、横浜型医療的ケア児・者等支援者を養成し、関係機関の連携強化や、医療的ケア児・者等の地域での受入れ体制の充実を目指します。
- 学齢後期障害児支援事業については、事業の役割・機能等に係る具体的な課題整理を行いながら、4か所目の事業実施を目指します。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	<R2年度の振り返り>		所管課
						R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	
1	4	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月	2.6か月	-	3.4か月	B	障害児福祉保健課
2	4	児童発達支援事業の延べ利用者数(地域療育センター含む)	245,283人/年	318,310人/年	-	284,387人/年	B	障害児福祉保健課
3	4	放課後等デイサービスの延べ利用者数	772,894人/年	1,080,000人/年	-	958,067人/年	B	障害児福祉保健課

<主な事業・取組>

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	【直近の状況】		<R2年度の振り返り>							所管課
								R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開		
1	4		地域療育センター運営事業	-	巡回訪問回数: 1,459回	(推進)	-	939回	B	保育所や幼稚園等の希望に応じ、訪問指導を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施したため、前年度実績を下回った。	230,763千円	186,659千円	B	職員を対象とした専門的な技術的支援により、園全体で支援内容が向上するとの評価を得ている。	推進	障害児福祉保健課	
2	4		障害のある子ども等への保育・幼児教育の提供体制の整備(基本施策1の再掲)	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	・障害のある子どもへの保育・教育の提供体制を確保するため、対象児童の加配区分に応じて、市立保育所については保育士加配、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行った。 ・障害のある子どもへの理解と適切な保育環境づくりに向けて、保育者等の専門性の向上を図るため、障害児保育の研修に加え、発達障害児保育に特化した研修を行った。医療的ケア児の研修を行い成長発達に合わせた支援の知識・理解を深められるようにした。	●民間園への補助 3,920,787千円 ●市立園への加配 1,267,195千円 ●研修の実施 800千円	●民間園への補助 4,747,930千円 ●市立園への加配 926,980千円 ●研修の実施 594千円	B	・各園で発達障害児が増加傾向にあり、参加者からは「園全体でのスキルアップを図るための学びが多く、園の役割を再確認できた」との声が聞かれた。また、医療的ケアについては、ハードルは高いと思っていたが特別なことではないことが分かった。安心できる環境を整えていきたい等の声が上がっていた。	推進	保育・教育運営課 子育て支援課 障害児福祉保健課	
3	4		障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上	①児童発達支援事業所数 ②放課後等デイサービス事業所数 ③障害児相談事業の受給者数	①125か所 ②292か所 ③3,097人	①139か所 ②450か所 ③7,000人	-	①188か所 ②365か所 ③3,334人	B	新規開設を希望する事業所向けに、指定前の説明会を年2回開催し、児童発達支援事業所は29か所、放課後等デイサービス事業所は33か所、障害児相談事業の受給者数は115人増とした。また、事業所に対して実地指導、集団指導、研修を実施し、サービスの質の向上に向けた取組をおこなった。	14,238,248千円	14,117,543千円	B	保護者からの利用ニーズが引き続き高く、利用児童は増加傾向にある。一方、親の会をはじめ利用当事者団体等から、サービスの質に対する懸念・要望もある。引き続き、数の拡充と併せ、支援の質の向上が求められている。	推進	障害児福祉保健課	
4	4		学齢後期障害児支援事業の拡充	学齢後期障害児支援事業所数	3か所	4か所	-	3か所	B	相談対応件数の増加傾向を踏まえ、4か所目の事業実施を検討した。	125,274千円	125,440千円	B	横浜市障害施策推進協議会(以下「推進協」という。)の専門部会である発達障害検討委員会において、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」への支援について検討を行い、令和2年6月に推進協から市へ答申が提出され、学齢後期障害児支援事業4か所の設置が必要性等に触れている。	推進	障害児福祉保健課	

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)		R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課	
					計画策定時 (平成30年度)	R6年度										
5	4		障害児入所施設の再整備	-	(実施)	(推進)	-	(推進)	B	再整備を希望する施設運営法人と協議を行った。	-	-	B	早期の再整備実施に向け、施設運営法人内での検討を促していく。	推進	障害児福祉保健課
6	4		医療的ケア児・者等支援促進事業の推進	①コーディネーターの配置 ②支援者の養成	①準備 ②40人(累計)	①6人(累計) ②350人(累計)	-	①6人(累計) ②94人(累計)	C	①元年度に設置した区拠点を含め、6か所(磯子、鶴見、南、旭、青葉、都筑)に横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを配置し、2年度より18区を対象に支援を開始した。 ②新型コロナウイルス感染症の影響で、支援者養成研修を中止しました。なお、過去に育成したコーディネーターと支援者(平成30・令和元年度修了者)を対象にしたフォローアップ研修※を計2回開催した。 ※第1回(令和2年10月21日)、第2回(令和2年11月25日)開催 延べ受講者76人	7,652 千円	8,216 千円	B	令和2年度から18区を対象に支援を開始したため、評価を行う実績がまだ蓄積していない状況である。なお、外部との意見交換の場としては、令和元年度に横浜市障害者施策推進協議会の部会として、横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会を設置し、医療的ケア児・者等の現状や課題の把握、支援体制の整備について検討を行っている。	推進	障害児福祉保健課
7	4		メディカルショートステイ事業の推進	-	(実施)	(推進)	-	-	B	利用者向けの制度案内チラシを作成・配布することにより、さらなる周知を図り、制度を必要とする方の登録を促進した。 協力医療機関の医師との会議や、看護師及び医療ソーシャルワーカーとの会議及び協力医療機関の医療スタッフ向けの研修は新型コロナウイルス感染症の影響で中止したが、協力医療機関への訪問や電話・メール等での連絡調整を行った。また、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の受入にも迅速に対応を行った。	35,335 千円	23,354 千円	B	協力医療機関に対して、会議・研修は実施できなかったものの、利用者の医療ケアの状況や社会情勢に応じた調整等を都度行い、円滑な事業運営ができています。	推進	障害児福祉保健課
8	4		市民の障害理解の促進	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	①世界自閉症啓発デーに合わせ、よこはまコスモワールド大観覧車をはじめとした、市内ランドマーク施設(4か所)のブルーライトアップを実施した。また市立図書館にて、発達障害に関する書籍の特集展示と、発達障害の理解に役立つパネル展示を行った。 ②「セイフティーネットプロジェクト横浜」等の障害福祉関係団体との連携により、普及啓発活動を通じた障害理解の推進に努めた。 ③12月の障害者週間に合わせて市庁舎アトリウムでのイベント及び各区における講演会やイベントを実施した。	①こども青少年局 170千円 健康福祉局 237千円 教育委員会事務局 214千円 ②1,000千円 ③1,822千円	①こども青少年局 150千円 健康福祉局 146千円 教育委員会事務局 180千円 ②1,000千円 ③1,006千円	B	①感染症拡大防止の視点を踏まえつつ、ライトアップ施設を拡充する等、積極的な啓発に努めた。今後の取組に際しても引き続き、コロナ禍に対応した、効率的・効果的な取組方法の検討が求められる。 ②今後の取組に際しては、感染症拡大防止の視点に基づく、効率的・効果的な取組方法の検討が求められる。 ③市民から障害理解に関する普及啓発のイベントについて評価する声があった。	推進	健康福祉局障害施策推進課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策5】生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

■これまでの主な取組

- 国の制度拡充に伴い、特定不妊治療費助成や男性不妊治療費を拡充し、治療にかかる経済的負担を軽減しました。また、男性不妊の基本的な知識を学べる動画を作成・配信し、啓発を行いました。
- オンラインによる保健指導や安心して受診できる乳幼児健診の実施など、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦に寄り添った支援と、感染予防に向けた環境整備に取り組みました。
- 妊産婦への相談支援を行う母子保健コーディネーターを新たに7区に配置（累計18区）し、全区配置が完了したことを受け、横浜市版子育て世代包括支援センターとして、区役所と地域子育て支援拠点との連携による妊娠期からの切れ目のない相談支援をさらに充実させました。
- 産後うつ予防及び早期発見・早期支援に向け、医療機関等の連携を図るため、産後うつ対策検討会を実施しました。また、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦やその家族が精神科医の相談を受けることができる「おやこの心の相談事業」を実施しました。
- 双子・三つ子を迎える家族が安心して出産・子育てができるよう、多胎児家庭への支援をまとめたリーフレットを作成しました。

■取組による成果

- 「にんしんSOSヨコハマ」の運営により、休日や夜間の相談体制を充実させ、予期せぬ妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方に対し、区福祉保健センター等と連携しながら切れ目のない支援につなげました。
- 母子保健コーディネーターによる妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図りました。
- こんにちは赤ちゃん訪問員による乳児家庭全戸訪問や専門職による訪問指導等により、親子が地域で孤立せず安心して育児ができるよう支援を進めました。
- 育児不安や心身の不調が生じやすい妊娠中及び産後の支援が必要な時期に、産前産後ヘルパーの派遣や出産直後の母子ケアに取り組み、家事や育児の負担を軽減するとともに、育児不安の早期解消に努めました。
- 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援を通じ、安心して出産・子育てができる環境を整えることにより、児童虐待の予防を図りました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費助成の所得制限の撤廃、助成額の拡充等を行います。また、新たに不育症検査費助成を創設するほか、不妊や不育症等に悩む方への医師・看護師による専門相談や、カウンセラーによる心理的な支援を実施します。
- 小児医療費助成について、1，2歳児の所得制限をなくし、一層充実を図ります。
- 心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、早産児や多胎児家庭への支援を充実します。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	<R2度の振り返り>		所管課
						R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	
1	5	妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2%	98.7%	-	99.0%	A	こども家庭課
2	5	産婦健康診査の受診率	78.7%	89.0%	-	84.2%	B	こども家庭課

<主な事業・取組>

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	【直近の状況】		<R2年度の振り返り>							所管課
								R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開		
1	5		思春期保健指導事業	思春期保健講座	128件/年	152件/年	-	54件/年	D	学校等で、思春期の男女やその親に対して、思春期保健に関する講座や赤ちゃんふれあい体験を実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおりに開催ができず、件数は大幅に減少した。	299千円	130千円	B	学校や地域の場で実施する思春期保健講座や赤ちゃんふれあい体験は、正しい地域の普及や健康教育という側面からも思春期の子ども達の心身の健やかな成長を支援するものとなっている。	推進	こども家庭課	
2	5		不妊相談・治療費助成事業	①特定不妊治療費助成件数 (男性不妊助成件数) ②不妊・不育・専門相談件数	①4,571件/年 (25件/年) ②54件/年	①5,330件/年 (37件/年) ②54件/年	-	①4,350件/年 (27件/年) ②47件/年	C	新型コロナウイルス感染症の影響によって受診控えがあった。また、男性の不妊治療に対する関心の低さ、治療に対する抵抗感を抱く男性がいること、不妊に対する正しい知識を持っている若年層が少ないため、不妊治療を始める年齢が高くなっていることなどが申請件数が増加しない要因と考えられる。 男性不妊についての動画を配信し、啓発を行うとともに、特定不妊治療費助成額の増額や男性不妊治療費の助成を実施するなど、治療にかかる経済的負担を軽減することにより、事業の推進を行っている。	1,090,378千円	898,580千円	B	2回目以降の助成金額の増額や男性不妊治療費の助成により、高額治療費に対する利用者の経済的負担を軽減している。	推進	こども家庭課	
3	5		妊娠・出産相談支援事業	にんしんSOSヨコハマ相談件数	414件/年	734件/年	-	549件/年	B	にんしんSOSヨコハマを運営し、予期せぬ妊娠への相談を電話・メールにより365日対応した。また、広報として市営地下鉄車内LED広告掲載、市ホームページ掲載を行った。相談件数は、電話・メール共に増加している。	7,312千円	10,769千円	A	予期せぬ妊娠にとまどい、周囲に相談できない状況の中でにんしんSOSに相談し、区の継続支援につながる利用者もおり、必要な相談窓口となっている。	推進	こども家庭課	

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	5	☆	妊婦健康診査事業	受診回数	335,557回/年	325,766回/年	332,291回/年	307,475回/年	B	妊婦届出者に対しては、妊婦健診券の交付の際に母子保健コーディネーターによる面談を行うなど、不安なく妊娠期を過ごしてもらえるように支援をした。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、自宅などの安全な場所で、安心して視聴できるオンラインによる保健指導を開始した。	2,170,402千円	2,034,038千円	B	一人ひとりの状況に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、安心して健診が受けられる環境を整えている。	推進	こども家庭課
5	5		産科・周産期医療の充実	-	産科拠点病院数: 3か所、 周産期救急連携病院数: 9か所	(推進)	-	産科拠点病院:3 か所 周産期救急連携病院: 8か所	B	産科拠点病院:3病院の指定を維持した。運営費に対して支援を行い、産科医療体制の充実を図った。周産期救急連携病院:8病院を確保した。また、参加医療機関等の設備や運営の費用に対して支援を行い、周産期救急体制の充実確保を図った。	67,220千円	42,052千円	B	運営費の支援により、産科拠点病院が適切に運営されている。設備運営費の支援により、周産期救急連携病院の安定運用が進んでいる。	推進	医療局医療政策課
6	5		小児救急拠点病院事業	-	小児救急拠点病院数: 7か所	(推進)	-	小児救急拠点病院: 7か所	B	・小児救急拠点病院:7病院を確保し、拠点病院への小児科医の集約など、小児救急医療体制の充実を図った。 ・小児救急医療体制に参加している病院に対して費用の一部を助成し、専門医による24時間365日の救急医療体制の確保を促進した。	200,000千円	200,000千円	A	医師の集約化により、小児専門医による救急医療体制の安定運用が進んでいる。	推進	医療局医療政策課
7	5		小児救急に関する電話相談	-	相談件数:79,012 件	(推進)	-	救急相談センター 救急電話相談件数 (小児:40,556件)	B	・救急電話相談と医療機関案内のサービスを小児を含む全年齢を対象とし、24時間相談を受け付ける体制を整備している。 ・入電に対して高い応答率を維持するため、予想される入電件数に合わせて相談を受け付ける看護師等の配置数の増員を図るなど体制整備の強化を行った。	432,474千円	437,528千円	A	全年齢を対象とした救急相談窓口を提供することにより利用者の不安軽減に役立っている。	推進	医療局医療政策課
8	5		小児医療費助成事業	-	対象者数:278,631 人	(推進)	-	対象者人数: 314,879人	B	条例を改正し、「1、2歳の所得制限緩和」のための準備を行った。	8,554,848千円	7,585,825千円	B	通院助成対象の拡大により、年齢に対する要望は減ってきているが、所得制限撤廃、緩和に関する希望の声が上がっている。	推進	健康福祉局医療援助課
9	5		小児慢性特定疾病医療給付	-	対象者数:3,082人	(推進)	-	対象者人数: 3,318人	B	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療給付を行った。 28年1月から、小児慢性特定疾病児童本人、家族の不安解消を図るため、日常生活や学校生活を送る上での相談や助言を行う自立支援事業(相談支援)を実施。 また、令和元年7月から6疾病を国が追加し、現在16疾患群762疾病が対象となっている。	844,167千円	851,156千円	B	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に寄与している。	推進	健康福祉局医療援助課
10	5	☆	妊娠届出時の面接(母子保健コーディネーター)	妊娠・出産・子育てマイカレンダー(セルフプラン)作成件数	10,087件/年	27,958件/年	28,610件/年	26,841件/年	B	母子保健コーディネーターの配置区を新たに7区追加し、全区に展開した。全ての区において、妊娠届出時に妊産婦等と面接の実施し、妊婦健康診査の受診勧奨や必要な保健指導や相談支援を行った。 令和2年度は妊娠届出数が大幅に減少したため、マイカレンダー作成件数が減少しているが、妊娠届出時の面接実施率は、99.0%だった。	204,181千円	178,673千円	B	妊娠・出産・子育てマイカレンダーを活用することで、各妊婦が自分に合った母子保健サービスを利用しやすくしている。また、妊娠後期の対象者全員に手紙を送付するなどして、妊娠期の支援を充実させている。	推進	こども家庭課
11	5		横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	妊産婦等の実情や支援経過に関わる情報を一元的に管理できるように、母子保健システムを改修を行った。	20,615千円	25,035千円	B	母子保健システムを改修し、妊産婦等の情報管理方法を改善することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させている。	推進	こども家庭課
12	5		母子訪問指導事業(R3年度から名称変更:母子保健指導事業)	第1子への訪問率	93.8%	96.4%	-	67.40%	C	乳幼児及び産婦の健康保持増進を図るために、妊娠・出産・育児に関する保健指導や訪問指導を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、訪問を休止した期間があったため、家庭訪問の実施件数は減少した。	69,403千円	54,978千円	B	妊娠・出産・育児に関する保健指導や訪問指導を行うことで育児不安や孤立の軽減につながっている。また、訪問指導が不安な方については希望に合わせて電話による保健指導を行っている。	推進	こども家庭課
13	5	☆	こんにちは赤ちゃん訪問事業	①訪問件数 ②訪問率	①26,198件/年 ②93.9%	①24,579件/年 ②96.1%	①25,117件/年 ②94.7%	①25,279件/年 ②98.3%	A	生後4か月までの乳児がいる家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供や相談機関の紹介等を行った。必要に応じて区と連携し、育児不安の軽減に取り組んだ。新型コロナウイルス感染症の影響で訪問を休止した期間もあったが、子育て支援に関する情報を届けるため、電話による状況確認や相談を実施し、資料の郵送等の対応も行った。	100,360千円	91,896千円	B	新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、利用者からは、「コロナでどこへも出かけられず、情報を得にくい状況にあったため、訪問してもらい心強かった」、「コロナ禍で家族以外の人と話す機会があまりなく、孤独だったので良かった」などの感想があった。	推進	こども家庭課
14	5		産後母子ケア事業	①ケア実利用者数 ②ショートステイ実利用者数 ③訪問型実利用者数	①153人/年 ②249人/年 ③663人/年	①341人/年 ②522人/年 ③1,573人/年	-	①176人/年 ②298人/年 ③917人/年	B	育児不安の早期解消に取り組むため、ホームページ等による事業の周知を図ることで、利用件数は年々増加している。 各区及び受託機関が事例を積み重ねることで、さらに効果的な支援につながってきており、区役所、産科医療機関の意見をもとに、事業内容を一部見直した。一方で、目標値には達していないことから、引き続き、対象となる母子の早期把握と、医療機関との連携強化を図っていく。	41,956千円	95,707千円	B	育児に対する強い不安を抱える母親に対してサポートを行うことで不安を取り除いたり、負担を軽減することができている。	推進	こども家庭課
15	5		産前産後ヘルパー派遣事業	延べ派遣回数	10,345回/年	15,340回/年	-	11,334/年	C	日中家事又は育児を行う者が他にいないため支援が必要な妊産婦が属する世帯に、産前産後ヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を実施した。	49,289千円	45,144千円	B	利用者からは、産後の心身の不安定な時期に助かったとの声があった。 事業者からは、支援内容について利用者への周知を徹底してほしいとの意見があった。	推進	こども家庭課
16	5		産婦健康診査事業	①1か月健診の受診者数 ②1か月健診の受診率	①21,949人/年 ②78.7%	①22,726人/年 ②89.0%	-	①21,660人/年 ②84.2%	B	育児に不安を抱える母親を支援するため、医療機関と区福祉保健センターとの情報共有体制を整え、産後ケア事業等の継続的な実施が速やかに行えるよう体制を整備した。	123,400千円	179,193千円	B	妊婦健診と産婦健診を同一の医療機関で一貫して受診できるように、市外医療機関とも契約を締結してほしいという意見があった。	推進	こども家庭課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
17		5	産後うつの早期支援に向けたネットワーク構築	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	産後うつ対策検討会を実施し、リスクのある妊産婦の早期発見と更なる支援のために、医療機関との連携について検討した。 産後うつ等の心身の不調がある妊産婦とその家族が精神科医の相談を受けることができる「おやこの心の相談事業」を実施した。	51,763千円	108,103千円	B	産科・精神科・小児科をはじめとする関係機関と、効果的な予防策、連携支援のあり方について意見交換、検討を行っている。 おやこの心の相談事業の利用者からは、精神科医に「丁寧に話を聞いてもらえた」「受診への後押しをしてもらえた」という感想が聞かれている。	推進	こども家庭課
18		5	乳幼児健康診査事業等	区福祉保健センター乳幼児健康診査受診率	①4か月児健診 97.2% ②1歳6か月児健診 96.7% ③3歳児健診 96.5%	①4か月児健診 98.0% ②1歳6か月児健診 97.0% ③3歳児健診 96.5%	-	①4か月児健診 92.7% ②1歳6か月児健診 93.5% ③3歳児健診 93.1%	C	感染症対策を徹底したうえで集団健診を継続的に実施した。また、特例措置として医療機関における個別健診も実施した。感染症への不安が高まり、外出を控える人が増える中でも、乳幼児健診を安心して受診してもらえるよう機会を確保することができた。	842,418千円	991,779千円	B	集団健診を継続しながら、個別健診も実施したことにより、対象者が安心して健診を受診できる機会を確保することができた。 乳幼児健診は、親子の生活状況や健康状態を把握することが可能であり、乳幼児の健康の保持及び増進を図るうえで、有効です。	推進	こども家庭課
19		5	歯科健康診査事業	①妊婦歯科健康診査受診率 ②3歳児で虫歯のない者の割合	①36.6% ②90.7%	①40.0% ②90%以上に維持 (かつ増加傾向)	-	①38.1% ②93.2%	B	①妊婦歯科健康診査事業は、母子健康手帳交付時面接、母親教室等で受診勧奨を図る他に、産婦医療機関と連携して妊娠中の歯科受診の重要性を伝えて、受診率向上を図っている。 ②本市独自の取組として、1歳6か月健診にてう蝕リスクの高い児に対しては、経過歯科健診を実施し、保健指導を行っている。	134,295千円	138,872千円	B	〈乳幼児歯科健診〉 「歯みがき方法を丁寧に教えてもらった」 「むし歯になりやすいとのことであったが、歯磨き方法の指導をしてもらえたことで、むし歯にならなかった」などの意見があった。 〈妊婦歯科健診〉 「かかりつけ歯科医院をつくるきっかけになった」などの意見があった。	推進	こども家庭課
20		5	☆ 育児支援家庭訪問事業	①家庭訪問延べ実施回数 ②ヘルパー延べ実施回数	①3,775回/年 ②2,209回/年	①5,088回/年 ②2,952回/年	①4,072回/年 ②2,418回/年	①3,852回/年 ②2,962回/年	B	①子育てに関する不安や孤立感を抱える家庭に対して、育児支援家庭訪問員による継続的な支援を行った。 ②各区において対象者の把握に努め、支援の実施を行った。	159,969千円	147,545千円	B	①訪問員の継続的な支援により、不安や孤立感の軽減や、保護者との信頼関係の構築に繋がっている。 育児支援ヘルパー事業については、事業者から様々な課題を持つ養育者への支援が難しく負担が大きいため、事業の受託継続も難しくなっているとの声があった。 ②家庭訪問やヘルパー派遣に対する抵抗感のある家庭への対応等が課題となっている。	推進	こども家庭課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策6】地域における子育て支援の充実

■これまでの主な取組

- 地域子育て支援拠点事業を全区実施するとともに、港北区・鶴見区・青葉区・戸塚区・都筑区に続き、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ「地域子育て支援拠点サテライト」を神奈川区に整備しました。
- 神奈川区の地域子育て支援拠点において、拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった家庭への積極的なアプローチに取り組みました。
- 親と子のつどいの広場を1か所増設、私立幼稚園等はまっこ広場常設園を5か所選定するなど、地域の親子の居場所の充実を図りました。
- 「地域子育て支援拠点及び親と子のつどいの広場でのオンラインによる支援のガイドライン」を策定しました。
- 地域の身近な相談の場である「子育て支援者事業」を市内178か所で実施しました。
- 親子の居場所（地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、認定こども園及び保育所地域子育て支援事業・私立幼稚園等はまっこ広場事業、子育て支援者事業）にかかる事業について、それぞれの強みを活かした連携の在り方の整理を目的に「親子の居場所の連携等に係るあり方検討会」を実施し、連携を進めるための具体的な取組の方向性をまとめました。

■取組による成果

- 地域子育て支援拠点は、妊娠期から利用が可能な区内の子育て支援の中核的存在であり、親子が遊び・交流できる居場所や子育てに関する情報提供など、子育て家庭を総合的に支え、安心して子育てできる地域づくりにつながっています。
また、地域子育て支援拠点に専任スタッフ「横浜子育てパートナー」の配置していることにより、子育てに限らず、親自身の悩みなど、個々のご家庭が抱える様々な相談に対し、相談者に寄り添いながら相談内容の整理や必要に応じて関係機関につなぐなど、子育ての不安や悩みの軽減を図っています。
- 既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに「拠点サテライト」を設置し、既存拠点と一体的に運営することで、区内の子育て支援の充実につながっています。
- 本市の地域子育て支援拠点や親と子のつどいの広場などの一部では、施設の利用者だった子育ての当事者がボランティアやスタッフになるなど、当事者発の活動展開の例が見られます。これは自らの子育てを支えられた経験が自分も周囲の人を支えたいという意識の高まりや行動の変化を喚起したもので、地域の子育て支援の一層の充実につながっています。また、地域子育て支援拠点では、利用者同士の自主的な活動のきっかけづくりや、支援者同士のネットワークの広がりにも寄与しています。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 旭区に地域子育て支援拠点サテライトを設置するほか、施設外の居場所である「出張ひろば」を2か所で実施します。また、神奈川区の拠点サテライトに「横浜子育てパートナー」を配置（累計24か所）し、家庭の状況に応じ、適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業の利用につなげます。
- 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業、幼稚園等はまっこ広場事業については、事業の周知を行い、地域子育て支援の必要性を丁寧に説明し理解を得ていくことで、新規設置を着実に進めます。
- 親子の居場所事業従事者のための基礎研修や応用研修について、より実践に即した内容となるよう研修内容を充実させ、支援の質の向上を図ります。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	<R2度の振り返り>		所管課
						R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	
1	6	地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2%	50.0% 【令和5年度】	-	-	-	子育て支援課

<主な事業・取組>

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	【直近の状況】		<R2年度の振り返り>						
								R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	6	☆	地域子育て支援拠点事業	①実施か所数 ②施設外での居場所の実施 か所数	①22か所 ②-	①28か所 ②5か所	-	①24か所 ②1か所	B	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月に、6か所目の拠点サテライトを整備し、全24か所で実施。 ・子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供や、親子の居場所・交流の場づくりに取り組む団体や施設が交流し、連携して子育て家庭を支援できるようなネットワーク構築等に取り組んだ。また、妊娠中の方についても来所してもらえ取組を展開し、出産後のスムーズな利用等につなげたり、父親が利用しやすいような工夫をしている。 ・新しい生活様式への対応として、オンラインを活用した支援を導入し、外出しづらい中でも支援を求める利用者とのつながりや、講座等とおした関わりをもつことができた。密にならない工夫として、外遊びに注目した取組も展開した。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4・5月は親子の居場所事業を休止、その後も利用者数を制限しているため、利用者数が減少している。 ・令和2年度から、横浜市版子育て世代包括支援センターが本格実施となった。 	834,585千円	880,894千円	A	<ul style="list-style-type: none"> 【利用者から】 ・無料で利用でき、いろいろなことを話し見守ってくれるスタッフが同じ悩みを分かち合える人がいる場があり、親自身の息抜きにもなっている。 ・いつでも行くと温かく受け入れてくれる雰囲気があり、安心する。 ・子どもがいろいろな年齢の子と触れ合って遊べるようになった。 ・経験豊かで話しやすいスタッフだけでなく助産師など専門相談ができる日もあり助かっている。 ・拠点を利用したことがなかったが、拠点のオンラインの講座に参加し、拠点の雰囲気が分かって、次回は来所したいと思った。 【実施事業者から】 ・養育者と子どものニーズを把握し、寄り添いながら支援を行うことで、日々の事業の見直しや新事業展開につながっている。 ・利用者が他の利用者に子育て経験を語る場を設けるなど、親同士の支え合いの雰囲気づくりに努めている。 ・地域関係者やボランティアとの関係も深まり、地域連携や地域支援の充実にも寄与している。 ・来所することによって不安がある親子への支援もオンラインによって継続することができた。 ・既存の取組もオンラインの手法を取り入れることで、これまで就労等で参加しにくかった父親も職場の休憩時間に助産師のオンライン相談に参加する等、利用者の幅が広がっている。 	推進	子育て支援課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
2	6	☆	地域子育て支援拠点における利用者支援事業	実施か所数	21か所	27か所	23か所	23か所	B	<ul style="list-style-type: none"> ・全23か所で実施。 ・緊急事態宣言により地域子育て支援拠点の居場所を休止中も相談事業は継続した。 ・妊娠前から利用できるよう、母子手帳交付時の面接や母親教室、こんにちは赤ちゃん訪問、母子訪問等やSNSを活用した周知を図った。 ・新しい生活様式の一環としてオンラインを活用した相談対応を開始した。 	129,292千円	114,573千円	A	<p>【実施事業者から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達だけでなく、親自身の相談(貧困、夫婦関係など)を受けることも多い。 ・コロナ禍でオンラインを活用することで、相談対応を継続できた。 ・利用者支援事業の相談から、横浜子育てサポートシステムの利用につながるなど、地域子育て支援拠点事業の他の機能とも連携してより充実した支援に努めている。 ・「相談者自身が自己決定することを支える」という支援姿勢を大切にしている。 	推進	子育て支援課
3	6	☆	親と子のつどいの広場事業	実施か所数	63か所	77か所	-	67か所	B	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月に1か所増設し、市内67か所において実施。 ・主にNPO法人などがマンションの一室や商店街の一角、民家などを活用して、子育て中の親との交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育てに関する情報提供などを実施した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止により、4月～5月は事業休止としたことや、来所を控える利用者がいたことから、利用者数が減少している。 ・新型コロナウイルスの影響を受けた新しい生活様式への対応として、オンライン環境を整え、オンライン会議やオンラインを活用した講座等を実施した。 	426,671千円	475,846千円	A	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染対策で赤ちゃん学級が休業となり月齢の近い親子と知り合う機会がなくなりましたが、広場に行くことで知り合うことができた。 ・感染対策で広場の休止期間中も、相談機能は継続していたため、相談できて安心できた。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業休止期間も利用者から広場再開を希望する声が多く寄せられた。 ・再開時には、ガイドラインに沿った運営となるよう様々な工夫をした。 ・利用者の行動範囲内にある親子の居場所を積極的に紹介し、地域との交流を促している。 	推進	子育て支援課
4	6	☆	保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場	実施か所数	68か所	93か所	-	74か所	B	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所地域子育て支援事業については、市内38か所において実施 ・幼稚園等はまっ子広場事業については、常設園を5か所新規選定し、市内36か所において実施 ・子育て中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て情報の提供、子育てに関する講習等を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止により、4月～6月は全事業休止、7月以降も講座等は休止、12月以降は全事業再開とした。施設判断での休止も可としたことから、利用者数が減少している。 	304,392千円	273,421千円	A	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの遊び方やかわり方を知ることができた。他の親子とも交流できて嬉しい。 ・自宅以外の所で過ごすことで親も子ども気分転換ができた。 ・遊びに来た際に気軽に相談できて助かる。離乳食献立表も参考になっている。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策などで、交流や活動にも制限があるが、何かあったら相談できる場、地域の要求に応じて施設の開放することで、親子への支援につながるができています。 ・身近に相談できる場所や人がいない中でも、地域の親同士の交流や、保育園の地域担当職員や栄養士などの専門職員と話すことが、親子には必要である。 ・園にくることで地域とのつながりを感じられて、情報交換に繋がったり、先輩ママにとっては、育児経験を活かせる場の提供にもなっている。 ・園児交流は、実際に在園児と交流するのではなく、在園児の取組を別途経験するなど、感染防止対策に沿った取組となるよう工夫した。 ・感染防止の観点から在園児との交流を避けるため、園庭は使用せず、近隣の公園で育児支援を行った。 	推進	子育て支援課
5	6		子育て支援者事業	会場数	181会場	185会場	-	178会場	B	<ul style="list-style-type: none"> ・178会場において実施。 ・解任者の補充のため、8人の委任及び新任研修を実施。 ・会場の約7割が地区センターや地域ケアプラザで実施しているため、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、施設が利用できず、実施できない会場があった。 ・再開後も施設からの要請で利用人数に限られるため、従前より大きな施設に会場を変更したり、制限時間を設け入替制とする等、より多くの親子が利用できるようにした。 ・常設の居場所が設置されたこと等により支援者会場の一部を統廃合したためか所数が減少した。 	71,909千円	50,734千円	B	<p>【利用者から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な場所にあるので、立ち寄りやすい。 ・近隣の知り合いができた。 ・同じ曜日の同じ場所で相談できてありがたい。 <p>【実施者から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人で会場運営をしているため、感染拡大防止に係る来所者対応(検温や体調確認)を行うための動線等を工夫した。 ・コロナ禍であるため、親子で外出できる先に限られる中、少しでもいいので外に出たいという親子が安心して来所できる場所となっている。 ・身近な相談場所・居場所であり、利用者にも継続的なかかわりを持って支援が行えている。 ・スタッフが利用者丁寧に言葉かけをし、親同士のつながりづくりを支援している。 ・会場の利用者に、支援者会場以外の場所で会った際(買い物中等)にも、言葉をかけるなど、様々な機会をとらえて利用者との信頼関係の構築に努めている。 	推進	子育て支援課
6	6		横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援の充実(基本施策5の再掲)	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦等の実情や支援経過に関わる情報を一元的に管理できるように、母子保健システムを改修を行った。 	20,615千円	25,035千円	B	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健システムを改修し、妊産婦等の情報管理方法を改善することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させている。 	推進	こども家庭課
7	6		地域子育て支援スタッフの育成	-	(実施)	(推進)	-	市単独実施:2回(参加人数56人) 県等との共同実施:25コース(受講決定者数1,142人)	B	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大により、感染予防対策を取り、かつ親子の居場所に従事するスタッフのスキルを保持するために必要高く実施できる研修として、グループワーク形式による親子の居場所研修のみの実施となった。 ・子育て支援の担い手の質の確保を図ることを目的に、神奈川県、県下の政令・中核市と共同で地域子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方、既に従事されている方に対して、必要となる知識や技術等を修得するための研修を実施した。受講希望者の多いコースについては、定員調整を行いより多くの希望者が受講できるよう県等と調整し、実施。R2年度は感染症対策として集合型の研修を減らすため、eラーニングを導入し、実施した。 	8,219千円	7,994千円	B	<p>【参加者から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設は違っても、利用者の事を考えて学び、実践していると感じ、自身の向上心も高まった。 ・色々な意見を聞き、言葉がけや対応、発想力を学ぶことができた。 ・具体的ですぐに実践できそうな事例を知ることができた、早速実践してみたい。 	推進	子育て支援課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
8		6	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)	新規協賛店舗数	276件/年	1,500件(5か年)	-	257件/年	B	・アプリの認知があがり、利用登録者数増加の促進ができた。(増16,719人 内アプリ登録者13,612人) ・協賛店舗数は前年比242件の増となった。(増257件、減15件) ・地域子育て支援拠点と連携し、地域の店舗・施設への協賛の働きかけに取り組んだ。(登録申請件数3区合計60件)	5,132千円	1,108千円	B	【利用者から】 ・満足している点は、約9割が「お得な利用ができたこと」 ・どこかの店舗が実施しているかわかり易くなって欲しい。 【協賛店舗から】 ・子育て支援、応援しているというアピールは、親が勇気づけられてとても良い。 ・事業を知らない方が多いため、広報等により認知度を上げる必要がある。	推進	子育て支援課
9		6 ☆	乳幼児一時預かり事業(基本施策1の再掲)	延べ利用者数	88,124人/年	151,721人/年	106,335人/年	56,423人/年	C	新規事業者を選定し、令和3年4月に開所した。その結果、市内の実施施設は29施設となった。しかし、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、利用率は前年比25%減の43%となった。	321,238千円	379,491千円	B	【利用者から】 ・社会復帰に迷いがあったが、安心して預けられる場所があることで今後の準備期間となりよかった。 ・ストレスなく育児ができていたので、たくさんママたちに知ってもらいたい。 ・予約がとりづらい、預かり場所をもっと増やしてほしい。 【事業者から】 ・安心してお子さんを預け、リフレッシュして、また子育てを頑張ってもらえたらと思う。 ・預け先がなく、病院にさえいくことのできなかった保護者がこの施設を知り、預けることでストレスが消えていく様子は、この事業の効果であると思う。	推進	保育・教育運営課
10		6 ☆	横浜子育てサポートシステム事業(基本施策1の再掲)	延べ利用者数	59,401人/年	74,898人/年	64,566人/年	36,896人/年	B	・子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることで、地域における子育て支援を推進した。 ・地域ケアプラザ等、地域子育て支援拠点以外において事業紹介や入会説明会を行い、会員増加や事業周知につながるよう取り組んだ。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会員によっては活動に不安がある場合は自粛をすることが増加し、利用者数が昨年度(60,908人)より減少した。 ・利用希望件数に対するコーディネート率は98%となっており、ニーズにほぼ応えることができている。	206,426千円	201,105千円	B	【会員から】 ・事前打ち合わせで顔合わせすることにより安心して利用することができた。 ・仕事優先の日、家庭優先の日などスケジュールを組み立てやすくなった。 ・自分の子育てが落ち着いたら、提供会員として活動してみたい。 ・提供会員としての活動が生きがいとなっている。 【事業者から】 ・単に預かりの条件(日時等)が合う会員同士をマッチングするのではなく、ご家庭の事情、預かる児童の発達特性等も踏まえたコーディネートに努めている。 ・預かりのコーディネートだけでなく「会員から預かりに関する相談を受ける中で、預かり以外の子育て支援のニーズがある場合は、必要に応じて支援を紹介する」ということも意識するようにしている。 ・コロナ禍であっても活動して下さる地域の方がいることを心強く思う。	推進	子育て支援課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策7】ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

■これまでの主な取組

- ひとり親家庭の総合的な窓口「ひとり親サポートよこはま」において、就労支援や法律相談などの総合的な支援を行いました。また、親子ともに大きな生活の変化を迎え中学校に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、進学不安や教育費の確保などの悩みに対応するため、子どもへの学習支援と親への相談支援を開始しました。
- フードバンク団体から提供を受けた食品をひとり親世帯へ提供する「ぱくサポ」を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮した状況にある家庭を支援しました。
- ひとり親家庭の親が一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合にヘルパーを派遣する、日常生活支援事業において、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合の定期的な利用の対象を、未就学児に加え、小学生を養育する家庭まで拡大しました。
- 保護施設等におけるDV被害を受けた方の緊急の一時保護や生活・育児支援、自立に向けた支援等を行いました。また、一時保護をためらう相談者に対する安全確保や、自立支援のための取組を行う民間団体へ補助金を支出しました。
- DV相談支援センターにより相談・支援を行いました。また、リーフレットやSNSを活用して相談窓口に関する情報発信を行い、相談や公的支援に適切につながるよう、広報・啓発活動を行いました。

■取組による成果

- ひとり親家庭への就労支援により、264人の就労につながり、また日常生活支援事業や給付金事業等を含むひとり親家庭等自立支援事業全体の利用者数は、5,117人でした。
- DV被害者等の相談体制の確保や相談窓口の周知、DVに対する正しい理解・普及啓発を行うことで、被害者の支援を行うとともに、DVについて市民に広く周知できました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- ひとり親家庭への支援として、離婚の際の調停申立・公正証書の作成や養育費保証契約にかかる費用の補助など生活の安定と自立に向けた支援を充実させます。
- 民間支援団体と協働し、一時保護施設等退所後の生活の安定を図るための支援を行う「退所後支援事業」や、一時保護には至らないものの支援が必要な女性等へ一時的な居場所の提供と相談支援を行う「女性のための一時宿泊型相談支援事業」等を本格実施します。
- 引き続き、DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に施設に保護し、相談・支援等を行います。また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施し、母子の生活の安定を図ります。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	<R2年度の振り返り>		所管課
						R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	
1	7	支援により就労に至ったひとり親の数	460人/年	2,300人(5か年)	-	264人	C	こども家庭課
2	7	ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数	4,971人/年	6,000人/年	-	5,117人	B	こども家庭課

<主な事業・取組>

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	【直近の状況】		<R2年度の振り返り>							所管課
								R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開		
1	7		ひとり親家庭等自立支援事業	-	(実施)	(推進)	-	①264人 ②5,117人	B	①新型コロナウイルス感染症の影響により、就労を控える傾向があった中、ジョブスポットとの連携の推進により、264人の就労につながった。 ②令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、ひとり親家庭の方に対してフードバンクから提供された食品をお渡しするフードサポート事業や、SNSによる就労等の情報発信を新たにを行った。 また、ひとり親サポートよこはまにおいて、就労支援や法律相談などの総合的な支援を行ったほか、資格や技術を取得するための給付金事業等を実施し、事業の利用者数は5,117人となった。	232,065千円	158,685千円	B	ひとり親家庭からの幅広い相談に対応するため、就労に関する知識だけでなく、心理面のフォローもしながら支援を行う必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症に伴う影響を踏まえ、SNSの更なる活用などにより相談や情報提供を実施する必要がある。	推進	こども家庭課	
2	7		日常生活支援事業(ヘルパー派遣)	-	利用者数:母子296人、父子86人	(推進)	-	家庭生活支援員(ヘルパー)派遣事業:延べ利用者人数86人	C	一時的な家事、育児支援等が必要なひとり親の方を対象に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣した。また、未就学児が家庭にいる家庭には就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合には、定期的な利用を可能としている。	28,072千円	2,327千円	B	利用者からは一時的な利用より継続的な利用を希望する声寄せられている。また実施事業者からは希望に合うヘルパーの派遣が十分に行えない状況にある。	推進	こども家庭課	
3	7		保育所への優先入所	-	(実施)	(推進)	-	実施	B	未就学児のいるひとり親家庭の親が、安心して就労・求職活動が行えるよう、保育所入所時の優先度を上げる取組を実施。	-	-	B	市民からの提案等でも取組の必要性を認められている。	推進	保育・教育認定課	
4	7		母子生活支援施設	-	(実施)	(推進)	-	月平均116世帯	B	18歳未満の子どもを養育している母子世帯が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営める母子生活支援施設を運営した。	656,528千円	675,357千円	B	外国籍や市外からの入所受け入れ等、区や関係自治体との情報共有や、支援における連絡体制が不可欠。 携帯電話の所持や外出等、施設生活における制限の必要性について、利用者の理解を得る必要がある。	推進	こども家庭課	

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
5	7		住宅確保の支援	-	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:1,338件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:276件、成約件数:19件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):52戸	(推進)	-	<市営住宅申込時の優遇>申込件数:795件 <民間住宅あんしん入居>相談件数:112件、成約件数:14件 <住宅セーフティネット事業>登録住宅戸数(子育て者対象)(累計):8,326戸	B	<市営住宅申込時の優遇> ・入居者募集にあたり、母子・父子世帯658件、DV被害者世帯6件、子育て世帯131件に対して、当選率を一般組の3倍とする倍率優遇を実施した。 ・入居者資格の審査にあたり、中学校卒業までの子がいる世帯について、収入基準の緩和を行った。 <民間住宅あんしん入居> ・民間賃貸住宅への入居が困難なひとり親世帯等に対して、民間の協定保証会社や協力不動産店等との連携による入居支援を行った。 ・セーフティネット制度へ統合するため、関連部局や関係団体と調整を行った。 <住宅セーフティネット事業> ・ひとり親家庭向けシェアハウスの登録が可能となるよう、セーフティネット住宅の登録基準を緩和した。 ・セーフティネット住宅の登録促進のため、大手不動産管理会社へ働きかけを行った。	<市営住宅申込時の優遇> - <民間住宅あんしん入居> 3,100千円 <住宅セーフティネット事業> 150,992千円	<市営住宅申込時の優遇> - <民間住宅あんしん入居> 2,230千円 <住宅セーフティネット事業> 36,249千円	B	<市営住宅申込時の優遇> 住宅政策審議会において、市営住宅については、入居者募集時の選考倍率の優遇や、子育てしやすい環境の住宅を子育て世帯専用で提供するなど、住宅に困窮する子育て世帯へのより一層の入居支援が求められている。 入居者募集に関する具体的な内容については、年に2回実施されている入居者選考審議会に諮問し、現在の取組みを、今後も引き続き実施していくこととしている。 <民間住宅あんしん入居事業> 「民間住宅あんしん入居事業」は令和2年度末で終了し、住宅セーフティネット制度に統合した。住宅セーフティネット制度への統合に伴い、相談窓口を横浜市居住支援協議会相談窓口へ一本化し、個別相談に応じたきめ細やかな対応を行っている。 <住宅セーフティネット事業> セーフティネット住宅の登録戸数は増加したものの、特に経済的な支援が必要な低所得者を対象とした、家賃補助付きセーフティネット住宅の供給促進を図る必要がある。	推進	建築局市営住宅課 建築局住宅政策課
6	7		母子・父子家庭自立支援給付金事業	-	自立支援教育訓練給付金事業支給人数:68人 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業支給人数:106人 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業支給人数:2人	(推進)	-	自立支援教育訓練給付金支給者数:36人 高等職業訓練促進給付金:98人	B	ひとり親家庭支援関係業務の見直しとして、区役所で行っていたひとり親家庭自立支援給付金事業の続き業務などを令和2年6月以降の申請から、こども青少年局こども家庭課へ移管しました。	133,710千円	87,080千円	B	区から局に業務手続きが移管されたため、1月から3月までの訓練機関の申し込み時期は、4月に向けた給付金の申請が多く、申請に関する相談の電話が他の時期より多かった。またハローワークで行っている類似の給付金制度があり、申請時の手続きが複雑であり、わかりやすい手続き方法が求められている。	推進	こども家庭課
7	7		児童扶養手当	-	受給者数:18,708人(平成31(2019)年3月末)	(推進)	-	受給者数:17,426人	B	ひとり親家庭等の方に児童扶養手当の支給を実施した。	9,297,527千円	9,172,069千円	B	児童扶養手当はひとり親等が経済的基盤を築く為の重要な手当である。	推進	こども家庭課
8	7		ひとり親家庭等医療費助成事業	-	対象者数:41,211人	(推進)	-	対象者数:36,869人	B	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的として、医療を受けた際に要する費用(保険診療の一部負担金)の援助を実施。	1,636,958千円	1,500,280千円	B	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進に寄与している。	推進	健康福祉局医療援助課
9	7		母子父子寡婦福祉資金貸付	-	母子父子福祉資金貸付人数:487人、寡婦福祉資金貸付人数:16人	(推進)	-	貸付件数:350	B	母子・父子・寡婦世帯に修学資金等の福祉資金の貸付を実施した。	342,749千円	181,696千円	B	元々資力が十分でない世帯が貸し付け対象となるため、返済に困難さを感じる世帯が多い。給付型の制度の拡充が進められてきているため、こうした他の制度の認知度を高め、利用を進める必要がある。	推進	こども家庭課
10	7		寄り添い型生活支援事業(基本施策3再掲)	実施か所数	12か所	23か所	-	17か所	A	生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、16区17か所で寄り添い型生活支援事業を実施した(令和2年度拡充か所数:3か所)。 手洗い・うがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習・宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。 また、家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話を聞けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。 コロナ禍においても、感染拡大防止策を取りながら開所し、子どもへの支援を継続した。	195,557千円	186,372千円	A	寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗い・うがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身についた、他の利用者やスタッフに対して挨拶ができるようになったなどの効果が見られているという声がかかれた。その一方で、対象児童が遠方に居住していたり、保護者からの理解を得られず通えないという課題も挙げられた。 子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をするようになった」、「自分はもっと頑張って、将来はきちんと仕事をしたい」、「ここ(生活支援事業)にずっと参加したい」など、様々な声がかかれた。	推進	青少年育成課
11	7		寄り添い型学習支援事業(基本施策3再掲)	-	受入枠:950人	(推進)	-	受入枠:1,200人	B	寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取り組みを進めた。また、高校中退防止の取り組みとして、中学校時代に築いた信頼関係などを活かし、居場所や学び直しの場の提供や面談を通じた状況確認等各区の実情に応じた取り組みを行った。 また、高校中退者等も含む概ね15歳から18歳の高校生世代に対し、将来の選択肢の幅を広げる目的で、社会生活に関する様々な情報提供及び講座開催等の支援を行う「高校生世代支援事業」を全区で実施した。	254,561千円	188,570千円	A	寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「前向きに変化していく子どもたちの姿が見られ、やりがいを感じている」等の声がかかれた。 子どもたちからは、「将来の夢が細かく決まってきた」、「家では言えない悩みも言えるようになった」、「家でも勉強するようになった」等の声が聞かれた。また、高校進学の意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。	推進	健康福祉局生活支援課
12	7		民間活力による支援(ひとり親の自立支援に関する連携協定)	-	協定締結団体数(累計):2団体	(推進)	-	実施	B	ひとり親家庭思春期・接続期支援事業において、ひとり親家庭の親に対する相談支援を一般社団法人日本シングルマザー支援協会に委託して実施した。また、ひとり親サポートよこはまにおける離婚相談をしんぐるまざあず・ふぉーらむが担当して行っている。	-	-	B	思春期・接続期支援事業では、相談の中で将来の子の教育費や自身の働き方のことなどを考えるきっかけとなったという意見があり、事業目的に即した効果的な支援を行うことができた。 離婚相談では、専門の相談員と話げができたことで、不安や悩みの解消につながったという意見が多数あり、民間団体の専門性を活かした支援を実施することができている。	推進	こども家庭課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
13	7		女性相談保護事業	-	(実施)	(推進)	-	実施	B	区福祉保健センターにおいて女性の抱える様々な問題に対する相談や緊急的な一時保護を含めた自立支援を行った。加えて、相談支援の円滑化を図るために研修等を行い、人材育成に取り組んだ。また、一時保護をためらう相談者に対する安全確保や、自立支援のための取組を民間団体と連携し実施した。	131,721千円	133,910千円	B	相談者の多様なニーズに対応するため、支援策について更なる検討を進める必要がある。	推進	こども家庭課
14	7		DV被害者支援	DVIに関する相談件数	4,842件/年	5,300件/年	-	5,117件/年	B	《こども家庭課》 こども青少年局を統括・調整部署とし、区福祉保健センター、男女共同参画センターの3者が一体的に「横浜市DV相談支援センター」の機能を果たし、DV被害者への相談・支援を行った。 また、相談員や職員へのスーパーバイズを行い、人材育成に取り組んだ。 《政策局男女共同参画推進課》 ・SNSでDV相談支援センターの周知を行った。 ・各区役所や医療機関等でリーフレットを配布し、DVIについての啓発と電話相談窓口の周知を行った。 ・11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に18区でのリボン配布などのキャンペーンを実施した。あわせて開港記念会館や家の鼻パーク等にてパーフルライトアップを行った。 ・デートDV防止の啓発と相談窓口の周知を目的に、SNSで広告を配信した。	《こども家庭課》 - 《政策局男女共同参画推進課》 600千円	《こども家庭課》 - 《政策局男女共同参画推進課》 774千円	B	啓発と相談窓口の周知により、相談につながっていると考えられる。相談窓口の更なる周知を続けるとともに、関係機関との情報連携、相談員や職員のスキルアップ等を推進していく必要がある。	推進	こども家庭課 政策局男女共同参画推進課
15	7		若者向けデートDV予防啓発	-	啓発講座実施回数・延べ受講人数(年):30回・4,302人	(推進)	-	啓発講座実施回数(年):16回・1,516人	C	・市内中学、高校9校に対して、デートDV防止講座を実施した。(年間計10回、延べ参加者数1,516人) ・新型コロナウイルスの影響により、例年より実施校が減少している。	920千円	775千円	B	連携先のNPOと協力し、安全に講座を運営することができた。受講した生徒のアンケートからは「断り方」や「相談すること」など、いろいろな対処法を知れた」という感想や、実施校からは「自分の家庭にDVが起きていたことに気が付いた子がいた」などの報告があり、満足度の高い感想を得ることができた。	推進	政策局男女共同参画推進課
16	7		女性緊急一時保護施設補助事業	-	補助団体数:4団体	(推進)	-	4団体	B	女性福祉相談事業において、DV被害者の避難や居所を失った女性と同伴児に対し、緊急時に保護できるよう、受け入れ先の安定的な確保を行うとともに、一時保護後の自立に向けた支援を行うため、DV被害者等支援を行う民間団体に補助金を支出した。また、新たな課題である一時保護をためらう相談者に対する安全確保や、自立支援のための取組を行う民間団体へ補助金を支出した。	33,205千円	41,186千円	B	補助団体との意見交換を行い、課題や必要な経費等の検討を行っている。	推進	こども家庭課
17	7	☆	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年	92世帯/年	58世帯/年	B	母子の緊急一時保護対応に迅速に対応し、安全を確保した支援を実施した。 本事業の枠組みで実施している妊娠期支援事業については特定妊婦の安全な出産・育児ができるよう支援を実施した。	62,588千円	58,106千円	B	利用世帯数は減少したが、DV等の緊急的な保護に加え、支援者のいない妊婦の受け入れを行うことで、母子生活支援施設の新たな役割として周産期からの虐待予防の支援が効果的に展開できた。	推進	こども家庭課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策8】 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

■これまでの主な取組

- 児童虐待相談対応件数が年間12,554件と過去最多となる中、発生時の迅速・的確な対応、重篤化の防止に向けた取組を行うとともに、区役所と児童相談所の機能強化や地域における関係機関との連携強化を図りました。また、養育支援家庭訪問員を5名増員し、在宅支援における訪問相談・安全確認等を充実させました。
- 神奈川県などと合同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」の運営を開始するなど、児童虐待の未然防止、早期発見・対応に取り組みました。
- 子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、相談支援や短期預かり等を一体的に行う横浜型児童家庭支援センターを新たに2か所（累計17か所）設置し、地域における支援の充実を進めました。
- 里親制度の広報啓発に向けた説明会を開催するなど里親の確保に取り組みました。また、里親対応専門員の増員や里親支援機関への相談員の複数配置等により相談支援体制を充実させ、里親家庭で暮らす子どもたちが安定した生活を送ることができるよう支援を拡充しました。
- 児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就労支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、新規ホームの開設支援を行いました。

■取組による成果

- 区役所と児童相談所の体制強化などにより、個別ケース検討会議の開催件数が1,540件となるなど地域における関係機関の連携強化が図られ、虐待の早期発見・支援の充実につながりました。
- 養育家庭訪問員及び養育支援ヘルパーの派遣により、家庭の負担を軽減するとともに、虐待等のリスクをいち早く察知し、対処することができました。
- より家庭的な環境の中で生活を送れるよう、28人の児童を里親等へ新規委託しました。
- 開設支援を行った結果、自立援助ホームがR3.4.1に1か所開設され、児童養護施設等の退所者の支援体制が充実しました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 区役所における児童虐待の対応強化については、令和4年度中の「こども家庭総合支援拠点」機能の全区設置に向け、令和3年度は10区のこども家庭支援課で専門職の配置や必要な設備の整備を進めます。
- 児童相談所では、夜間・休日の虐待対応専門員の増員や、タブレット端末の新規導入により児童福祉司業務の効率化を図るなど、児童虐待への対応をより一層強化します。また、児童相談所の再整備では西部児童相談所の工事（令和4年2月しゅん工予定）、南部児童相談所の実施設計等を行うほか、児童相談所の今後のあり方について検討します。
- 引き続き、里親制度の推進や施設等を退所する子どもへの支援を進め、家庭で養育が困難な児童が必要な支援を受けながら、安定した生活が送れるよう社会的養護の充実に取り組みます。

<指標>

No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	<R2年度の振り返り>		所管課
						R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	
1	8	虐待死の根絶	0人	0人【毎年度】	-	1人/年	C	こども家庭課
2	8	里親等への新規委託児童数	32人/年	170人(5か年)	-	28人/年	B	こども家庭課

<主な事業・取組>

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	【直近の状況】		<R2年度の振り返り>							所管課
								R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開		
1	8	☆	区の要保護児童対策地域協議会の機能強化	個別ケース検討会議	1,737件/年	2,067件/年	1,848件/年	1,540件/年	B	・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い会議の開催数は減少したが、各区の要保護児童対策地域協議会の活動の推進により、実務者会議やエリア別会議、関係機関訪問など、多様な開催方法で実施し、地域で見守るネットワークづくりが強化されている。 ・平成28年度に市立学校と要保護、要支援児童の情報共有の事務取扱を定めてから要保護児童の支援のための連携を更に行うことができている。令和2年4月に厚生労働省から発出された「子ども見守り強化アクションプラン」により、関係機関と密に連携を取り合ったことで、連携が一層推進された。	19,363千円	50,624千円	B	啓発の効果もあり、一般市民の児童虐待予防への理解も深まり、虐待対応件数も年々増加している。区が会議や研修を実施し、要対協の調整機関としての役割を担っていることが関係機関に浸透し、関係機関との連携の充実が更に図られている。	推進	こども家庭課	
2	8		医療機関との連携強化	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	①横浜市児童虐待防止医療ネットワークの構築に向けた取組を実施しました(11月)。 (内訳) ・市内中核医療機関等の院内虐待防止委員会の標準化を図るため、症例検討を実施しました(1回/年)。 ②横浜市子育てSOS連絡会(要対協代表者会議)(12月)や各区児童虐待防止連絡会(要対協実務者会議)に医療従事者(医師会、歯科医師会)が出席しました(9回/年)。 ③医療機関(産科・精神科・小児科)が参加する産後うつ検討会を開催し、妊娠期から産後の支援における行政と医療機関の連携体制の構築に向けた検討を実施しました。 ④医療機関と行政との連絡会を実施しました(19回/年)。 ⑤児童相談所職員が、医療機関の虐待防止委員会に参加し事例を共有しました(書面開催、1回/年)。 ⑥児童相談所が、横浜市内医療機関の小児科、産婦人科医師等を対象に、性的虐待被害児診察トレーニング研修を実施しました。	200千円	100千円	B	横浜市児童虐待防止医療ネットワークや横浜市SOS連絡会、各区児童虐待防止連絡会等の実施により、医療機関との連携が推進されている。	推進	こども家庭課	

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
3	8		未就園児等の把握	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	9月30日付の厚生労働省からの通知を受けて、未就園児等の把握に向けた取組を進めています。未確認の児童については、出入国の状況調査や頻回な家庭訪問などにより、安全確認を行っています。	30,659千円	20,878千円	B	対象児童の安全確認を確実に行うことで、支援を必要としている子どもの把握と早期支援が行われている。	推進	こども家庭課
4	8		「子ども家庭総合支援拠点」機能の検討	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	「こども家庭総合支援拠点」(以下「拠点」という。)機能について、元年度に引き続き、関係区局による検討プロジェクトを開催した。本市として、拠点機能については、3、4年度の2か年で、全区のこども家庭支援課に整備する方針となった。整備にあたっては、3年度から拠点機能に必要な体制の確保に努めるとともに、プロジェクト検討結果を踏まえ、拠点業務に関する指針の策定等を実施した。	-	-	B	プロジェクト検討結果を踏まえ、関係区局及び関係機関と連携し、全区こども家庭支援課に拠点機能の整備に向けた調整を進めていく必要がある。	推進	こども家庭課
5	8		児童虐待防止の広報・啓発	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	B	・4月から7月にかけて、広報紙に児童虐待防止の広報広告を掲出するほか、7月には公共交通機関へ広報ポスターの掲示を実施。 ・子どもや子育て世代からの相談機会を増やすため、7月1日から神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市とLINEによる相談受付の共同運用を開始し、市立小・中・高校向けにLINE相談の広報カードを配布。 ・11月の児童虐待防止推進月間には、令和2年4月に施行された児童福祉法の一部改正によって明文化された「子どもに対する体罰の禁止」について、市営地下鉄・市営バスへの広告掲出に加え、京急電鉄車内へも広告掲出をするなど、既存の枠にとらわれず、様々な媒体を活用し、広報・啓発を行った。	15,355千円	16,540千円	B	LINE相談の広報カードの配布等の広報により、こどもからの相談が増加している。 体罰禁止に関する広報啓発を広く行い、周知の機会となった。	推進	こども家庭課
6	8		児童相談所の相談・支援策の充実と人材育成	-	(実施)	(推進)	-	(実施)	A	増加が続く児童虐待通告に適切に対応できるよう、職員体制の強化及び人材育成の推進に取り組んだ。また、関係機関とのネットワーク会議や警察との協定に基づく情報共有、検察や裁判所との連絡会の主催などにより、連携を推進した。	-	-	A	急増する児童虐待への通告に対し、関係機関と連携し、早期介入・早期支援に努めている。	推進	中央児童相談所
7	8	☆	養育支援家庭訪問事業	①家庭訪問延べ回数 ②ヘルパー派遣延べ回数	①3,112回/年 ②6,873回/年	①4,968回/年 ②11,016回/年	①3,730回/年 ②8,256回/年	①3,621回/年 ②7,626回/年	B	児童虐待等の問題を抱える家庭に対して、養育支援家庭訪問員および養育支援ヘルパーを派遣し、児童、保護者の相談・支援を通して、安定した生活状況の確保、児童の安全確認、児童虐待の発生・再発の防止を図っている。 具体的には、家庭訪問による生活状況の把握、養育面、生活面での助言指導、ヘルパー派遣による家事援助、児の保育園送迎等の業務を担っており、家庭の負担を軽減するとともに、虐待等のリスクをいち早く察知し、対処するモニタリングの効果も上げている。	98,426千円	96,084千円	B	本事業実施により、養育者とこどもの生活面、養育面での負担軽減を図ることで、親子関係不調や児童虐待等のリスクを回避することができており、虐待の予防・再発防止の効果を発揮できている。	推進	中央児童相談所
8	8	☆	子育て短期支援事業	①ショートステイの延べ利用者数 ②トワイライトステイの延べ利用者数	①715回/年 ②4,973回/年	①889回/年 ②7,809回/年	①773回/年 ②5,918回/年	①729回/年 ②4,994回/年	C	児童を養育する家庭において、保護者の疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが難しくなった場合に、児童家庭支援センター等で預かりを行った。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、利用者数に制限をかけたため、実績減となった。	115,918千円	108,295千円	B	地域の中での見守り、養育ができることで、保護者のレスパイトケアとして有効性が高い。	推進	こども家庭課
9	8	☆	母子生活支援施設緊急一時保護事業(基本施策7の再掲)	延べ利用世帯数	75世帯/年	92世帯/年	92世帯/年	58世帯/年	B	母子の緊急一時保護対応に迅速に対応し、安全を確保した支援を実施した。 本事業の枠組みで実施している妊娠期支援事業については特定妊婦の安全な出産・育児ができるよう支援を実施した。	62,588千円	58,106千円	B	利用世帯数は減少したが、DV等の緊急的な保護に加え、支援者のいない妊婦の受け入れを行うことで、母子生活支援施設の新たな役割として周産期からの虐待予防の支援が効果的に展開できた。	推進	こども家庭課
10	8		一貫した社会的養護体制の充実	①横浜型児童家庭支援センターの設置数 ②施設等退所後児童の支援拠点数 ③退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	①12か所 ②1か所 ③8件/年	①18か所【令和2年度】 ②2か所 ③50件/年	-	①17か所 ②1か所 ③21件/年	C	横浜型児童家庭支援センターについては、令和2年4月に2か所開所し、17か所となった。 退所後児童の支援については、支援拠点として、退所者等が気軽に集える居場所「よこはまPortFor」を運営し、就労や進学、生活全般の様々な相談やメールマガジン等での情報発信及び支援を行った。また、退所後児童に対する継続支援計画を21件作成した。	381,073千円	389,416千円	B	横浜型児童家庭支援センターについては、地域の身近な相談支援機関として、有効性が高いため、引き続き、18区展開を進める必要がある。 退所後児童の身近な居場所として「よこはまPortFor」の存在は大きい。支援拠点を増やす場合は、支援の用途を分けて設置することも考えられる。	推進	こども家庭課
11	8		里親等委託の推進	里親の制度説明会の実施回数	6回/年	30回(5か年)	-	5回/年	B	最初の緊急事態宣言中に予定していた回を開催中止したが、以降は感染対策の徹底や参加者数を制限して実施した。	20,988千円	16,382千円	B	里親制度への理解や里親経験者による体験談など参加者から好評で、里親申請に繋がる取組として有効である。	推進	こども家庭課
12	8		区役所における人材育成	調整担当者研修受講者数	19人(累計)	54人(累計)	-	21人	B	平成29年度から児童福祉法において、要保護児童対策調整機関調整担当者研修が義務付けられ、本市ではこども青少年局こども家庭課児童虐待・DV対策担当が要保護児童対策調整機関として位置付けられている各区のこども家庭支援課虐待対応調整チームの調整担当者向けに研修を実施している。令和2年は4月から10月に計7日間14項目の講義・演習を実施した。	1,500千円	786千円	B	令和2年度は、受講者は24名で、全項目を受講し修了証の交付を受けた調整担当は21名であった。	推進	こども家庭課

横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【基本施策9】ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

■これまでの主な取組

- 誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む市内中小企業を「よこはまグッドバランス賞」として認定しました。また、認定企業の採用活動支援として、横浜で働きたい女性と採用活動に意欲のある認定企業との接点創出のためのオンラインイベントを開催しました。
- 父親育児支援講座の開催やウェブサイトでの情報発信等により、ワーク・ライフ・バランスや育児支援のための普及啓発に取り組みました。
- 子どもを大切に社会的な機運を醸成するため、子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）について、地域子育て支援拠点や市商工会議所を通じて、地域において子育て支援に協力的な店舗・施設に新規登録の働きかけを行いました。
- バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面にやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市子育て応援マンション」として、6,479戸認定しました。

■取組による成果

- 「よこはまグッドバランス賞」として、過去最多の199社（令和2年度新規認定26社）を認定し、誰もが働きやすい職場づくりを推進しました。
- 父親育児支援講座の参加者数は830人となり、父親育児の機運醸成を行うことができました。
- ハマハグの新規協賛店舗数が276件増加し、地域で安心して楽しく過ごせる環境づくりにつながりました。
- 「横浜市子育て応援マンション」の認定により、子育てに適した住環境整備を促進し、子育て世代が安心して子育てできる住まい、まちづくりを推進しました。

■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 父親育児支援講座について、開催回数を増加させるとともに、市立保育所を対象施設に加え、より多くの父親が参加できるよう工夫します。
- ハマハグの協賛店舗の増に向け、引き続き、地域子育て支援拠点と連携した地域の店舗・施設への協賛の働きかけや、子育て家庭への利用促進のPRに取り組みます。
- 社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、引き続きワーク・ライフ・バランス推進に関する普及・啓発等に取り組みます。

<指標>					<R2年度の振り返り>			
No.	施策	指標	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	所管課
1	9	よこはまグッドバランス賞認定事業所数	139事業所/年	1,170事業所(5か年)	-	199事業所/年	B	政策局男女共同参画推進課
2	9	市内事業所における男性の育児休業取得率	7.2% 【平成29年度】	13%	-	17.6%	A	政策局男女共同参画推進課

<主な事業・取組> <R2年度の振り返り>

<直近の状況>							<R2年度の振り返り>									
No.	施策	確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	9		企業等の認定制度「よこはまグッドバランス賞」	-	(実施)	(推進)	-	199社	B	26社を新規認定し、認定企業数は過去最多の199社となった。また、認定企業の採用活動支援として、認定企業と横浜で働きたい女性とのマッチングイベントをオンラインで開催した。これらの取組を通じて、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進した。 【参考】 募集期間：令和2年6月23日～8月31日 認定・表彰式：緊急事態宣言により中止 令和2年度認定企業認定期間：2021年1月～2022年12月 H27実績55社→H28実績59社→H29実績99社→H30実績139社→R元実績178社→R2実績199社	7,029千円	3,232千円	A	【認定企業等意見】 ・社員のモチベーションが上がり、生産性が向上した。 ・働きやすい職場環境づくりの取組が進んだ。 ・自社のイメージアップにつながった。 ・社内にワーク・ライフ・バランスの意識が高まり、作業効率が高まった。 ・採用への応募者数が大幅に増えた。	推進	政策局男女共同参画推進課
2	9		多様で柔軟な働き方等の取組を行う企業に対する支援	-	支援した企業数：96社	(推進)	-	【経済局経営・創業支援課】 女性活躍推進専門家派遣 5社 職場環境向上支援助成金 1,120社 【経済局雇用労働課】 オンラインセミナー 58社	A	【経済局経営・創業支援課】 女性活躍推進の視点に立った課題の整理、解決に向けた提案、取組計画の策定、従業員向け研修等、企業の実情に応じた支援を行うために、市内中小企業等に対し、社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家を派遣。さらに、市内中小企業が、人材確保・定着を目的として職場環境の改善・向上に着手する際、当該事業に要する経費の一部を助成(内、テレワーク導入に係る経費について特例を設け、補正予算を編成して対応)。 ※令和3年度は、(公財)横浜企業経営支援財団の小規模事業者支援チームによる出張相談で、企業ごとに相談・アドバイスを行い、企業に寄り添った支援を行う。 【経済局雇用労働課】 働き方改革に関するオンラインセミナーを実施。(配信期間：2/10～3/31、申込締切：3/10) 市内企業に向け、「同一賃金・同一労働制」のポイントや、国・県・市による企業への支援メニューの紹介、働き方改革を進めた市内中小企業へのインタビューをオンラインで配信した。	【経済局経営・創業支援課】 310,100千円 【経済局雇用労働課】 -	【経済局経営・創業支援課】 282,835千円 【経済局雇用労働課】 -	A	【経済局経営・創業支援課】 専門家派遣事業では、「女性活躍推進への取組意義や法律に関して理解が深まった」、「人材の定着・採用のための有益な情報入手できた」などの意見をいただいている。また、職場環境向上支援助成金では、人材の確保・定着に向けて従業員が働きやすい環境構築を後押ししたとともに、特例を設けて支援した「テレワーク導入」におけるアンケートでは、「助成金の活用により、テレワーク導入へのハードルが下がった」、「管理・設計部署へのテレワーク導入が意外と効果が高かった」などの声をいただいた。 【経済局雇用労働課】 セミナー視聴者からは、「テレワークの実施状況について、思った以上に多くの企業がおこなっていることに驚いた。限られた職種でしかできないと思っていた。」や、「(助成金について)煩雑と思い活用したことが無かったが、活用されている企業さんのインタビューを聞いていると気軽に申し込めるのではないか」と思い、今後は上手く活用していきたいなどの感想をもらった。テレワークを利用して柔軟な働き方や、その導入を支援する助成金について、一定の普及啓発を行えたと考える。	見直し	経済局経営・創業支援課、 経済局雇用労働課

No.	施策 確保 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
3	9	企業を対象としたセミナー等の実施	-	セミナー等実施回数: 7回	(推進)	-	【政策局男女共同参画推進課】 【経済局経営・創業支援課】 セミナー回数: 6回 再生回数: 238回	C	【政策局男女共同参画推進課】 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度は研修の実施を中止した。 【経済局経営・創業支援課】 女性の活躍に向けた働きやすい環境整備の取組を促進するために、市内中小企業等の経営者、人事担当者等に対し、仕事と育児の両立支援や管理職におけるマネジメント手法や一般事業主行動計画の策定支援等を動画で配信。	【政策局男女共同参画推進課】 500千円 【経済局経営・創業支援課】 4,100千円	【政策局男女共同参画推進課】 0円 【経済局経営・創業支援課】 4,075千円	B	【政策局男女共同参画推進課】 令和2年度は実績なし。 今後は新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながら実施について検討していく。 【経済局経営・創業支援課】 女性の活躍を推進しようとする市内中小企業等の経営者、管理職、人事担当者等に対し、女性活躍推進の意義・効果、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定の意義等を発信することができました。	推進	政策局男女共同参画推進課 経済局経営・創業支援課
4	9	共に子育てをするための家事・育児支援	地域における父親育児支援講座の参加者数	981人/年	7,640人(5か年)	-	830人	C	・父親育児支援講座を、地域ケアプラザや親と子のつどいの広場、地域子育て支援拠点などの地域の身近な施設等において54回開催した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、商業施設での開催は見送った。 ・啓発冊子「パパブック」を改訂・増刷し、区役所や地域子育て支援拠点等で配布、活用した。 ・ウェブサイト「ヨコハママダディ」の運営により、父親向け育児支援に関する情報配信を行った。 ・プレパパ・プレママに向け、子どものいる暮らしをより充実させるための子育てと仕事の両立生活の情報支援を行うための冊子「ワーク・ライフ・バランスハンドブック」を子育てイベントや区等で配布、活用した。	7,620千円	6,282千円	B	啓発冊子や父親育児支援講座についての問合せを多く頂いており、市民からのニーズの高さが伺える。 また、父親育児支援講座参加者アンケート結果では、講座の満足度についての質問に対し、『大変満足』と回答した割合が昨年と比べ高くなった。実施事業者からは、多くの方に参加していただけるよう、開催方法等を工夫する必要があると意見があった。	推進	企画調整課
5	9	祖父母世代に向けた孫育て支援	-	孫育てに関する啓発リーフレット配布: 約6,000部	(推進)	-	(実施)	B	祖父母世代に向けた孫育てに関する情報を掲載した冊子「まごまご応援ブック」を改訂・増刷し、区役所や地域子育て支援拠点等に配布し、普及啓発に取り組んだ。	1,130千円の一部	223千円の一部	B	啓発冊子についての問合せを頂いており、市民からのニーズの高さが伺える。	推進	企画調整課
6	9	「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進	-	「トツキトウカYOKOHAMA」配布: 約18,000部	(推進)	-	(実施)	C	・「トツキトウカYOKOHAMA2020」については、協賛企業の減少及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響により発行を見送った。 ・区の要望に応じて「トツキトウカYOKOHAMA2019」を配布した。	-	-	B	学校教材への活用したい等の要望が寄せられており、ニーズの高さが伺える。	推進	企画調整課
7	9	結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供	-	結婚応援セミナー実施回数: 2回	(推進)	-	0回	D	結婚を希望する未婚者や子の結婚を希望する親を対象とした結婚応援セミナーについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて実施を見送った。	1,000千円	0千円	B	結婚応援セミナーについての問合せを多く頂いており、市民からのニーズの高さが伺える。	推進	企画調整課
8	9	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)(基本施策6の再掲)	新規協賛店舗数	276件/年	1,500件(5か年)	-	257件/年	B	・アプリの認知が上がり、利用登録者数増加の促進ができた。(増16,719人 内アプリ登録者13,612人) ・協賛店舗数は前年比242件の増となった。(増257件、減15件) ・地域子育て支援拠点と連携し、地域の店舗・施設への協賛の働きかけに取り組んだ。(登録申請件数3区合計60件)	5,132千円	1,108千円	B	【利用者から】 ・満足している点は、約9割が「お得な利用ができたこと」 ・どの店舗が実施しているかわかり易くなって欲しい。 【協賛店舗から】 ・子育て支援、応援しているというアピールは、親が勇気づけられてとても良い。 ・事業を知らない方が多いため、広報等により認知度を上げる必要がある	推進	子育て支援課
9	9	地域における子どもの居場所づくりに対する支援	-	地域における子どもの居場所の把握数(平成30年7月): 183か所	(推進)	-	子ども食堂の立ち上げに関するガイドブックの発行	C	・子ども食堂の立ち上げに関するガイドブック「横浜で子ども食堂・地域食堂を作ろう!ガイドブック」を改訂し、各区・関係部署に配布した。(発行10,000部) ・子どもの居場所づくり立上げ等支援補助金、アドバイザー派遣事業、フォーラムの開催については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて実施を見送った。	10,600千円	406千円	B	新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも、子どもの居場所づくりの支援に関する問合せを多く頂いており、市民ニーズの高さが伺える。	推進	企画調整課
10	9	子どもの事故予防啓発事業	-	子どもの事故予防啓発リーフレット配布: 約50,000部	(推進)	-	子どもの事故予防啓発リーフレット発行	C	・リーフレット「ここが危ない!子どもの事故予防」を区や地域子育て支援拠点、研修等で配布、活用した。(発行50,000部) ・保育士等向け運動指導研修用DVDを活用した保育所・幼稚園等への研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて実施を見送った。	1,424千円	165千円	B	リーフレットについて各区、施設等から問合せを頂いており、活用されていることが伺える。	推進	企画調整課
11	9	交通安全教育の推進	-	幼児交通安全教育訪問指導回数: 184回 保護者向け交通安全講話実施回数: 7回 はまっ子交通あんぜん教室の実施回数: 281回	(推進)	-	幼児交通安全教育訪問指導回数: 181回 保護者向け交通安全講話実施回数: 3回 はまっ子交通あんぜん教室の実施回数: 108回	B	幼稚園・保育所等を訪問し、園児に交通安全の実技指導を行う「幼児交通安全教育訪問指導」を実施した。 幼稚園・保育所の保護者を対象とした交通安全講和を開催し、子育ての当事者に対する子どもの交通安全教育を実施した。 はまっ子交通あんぜん教室(小学校での体験型交通安全教室)を実施し、身を守る歩き方と正しい自転車の乗り方を学ぶ機会を提供した。 それぞれ新型コロナウイルスの影響によりキャンセルが発生したため前年度に比べ実施回数は減少したが、新たに啓発動画を作成し活用することで、直接の対面によらない交通安全教育の推進に努めた。	13,495千円	12,313千円	A	マスコットによる幼児交通安全教室は参加者や実施園から大変好評であり、「毎年来てほしい」旨、要望を多く受けている。保護者を対象とした交通安全講習では、自転車の乗せ方等日常生活に密着した交通ルールについて啓発する機会となっており、参加した保護者から高評価を得ている。	推進	道路局交通安全・自転車政策課

No.	施策	確保方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定時 (平成30年度)	R6年度	R2年度	R2年度実績 (R3年3月末時点)	進捗状況	R2年度の取組	R2年度予算額 (千円)	R2年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
12	9		地域防犯活動支援事業 (緊急防犯パトロール事業を含む)	-	子ども安全リーフレットの配布(市内小学生への配布): 約125,000部	(推進)	-	(実施)	B	各区の実情に応じた防犯関係事業の推進や、市内全域で青色回転灯装着車による「安全・安心のまちづくり対策パトロール」「緊急防犯パトロール」(緊急雇用創出事業)を実施した。民間企業等との「子どもの安全ネットワーク会議」の開催(令和2年度は書面開催)等を通じた広報・啓発活動の実施などにより、地域における子どもの見守り活動への理解を深めるなど、子どもの安全対策を推進した。 また、SNS等のネットワークを悪用した犯罪等のトラブルに巻き込まれる子どもが増加している状況を踏まえ、危険な目に遭わないための使い方をわかりやすく掲載した「子ども安全リーフレット」を市内小学校へ約128,000部配布する配布するとともに、「子ども安全教室」を実施した。	97,646千円	91,067千円	B	安全・安心のまちづくり対策パトロール(月14～15日)、緊急防犯パトロール(緊急雇用創出事業)(72日間)、子どもの安全ネットワーク会議等を実施し(令和2年度は書面開催)、効果的に子どもの安全啓発を行うことができた。	推進	市民局地域防犯支援課
13	9		よこはま学援隊	-	申請校数:245校	(推進)	-	256校	B	児童生徒の登下校見守り活動など、保護者や地域住民が行う学校の安全管理に係るボランティア活動を支援することで、安全・安心な学校づくりを推進。	15,300千円	14,313千円	B	【保護者から】PTA広報誌などで学援隊への感謝が綴られた記事が掲載されていることがある。 【学校から】児童等が安全に登下校することができ、教職員の負担軽減につながっているとの意見が寄せられている。	推進	教育委員会学校支援・地域連携課
14	9		誰にもやさしい福祉のまちづくり推進事業	①鉄道駅舎へのエレベーター等の設置による段差解消駅数 ②ノンステップバスの導入率	①151駅(累計) ②74.5%(累計)	①152駅(累計) ②82.6%(累計)	-	①152駅 ②79.2%	B	①一時休止(事業者からの申請がなかったため) ②2年度の補助台数は民営10台(相鉄バス10台)	①- ②5,500千円	①- ②5,500千円	B	①、②ともに毎年予算要望があり、市民ニーズは高い	推進	健康福祉局福祉保健課
15	9		地域子育て応援マンションの認定	-	認定戸数(累計): 5,907戸	(推進)	-	6,479戸	B	バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面にやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市子育て応援マンション」として、6,479戸認定(累計認定戸数)。	1千円	0千円	B	入居者へのアンケートでは、地域子育て応援マンションの認定が入居の大きな判断材料の一つとなっているとの意見がある。	推進	建築局住宅政策課

第2期子ども・子育て支援事業計画 各部会の掌握事業一覧

第4章 施策体系と事業・取組		子育て 部会	保育・教育 部会	放課後 部会	青少年 部会
基本施策1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○※1	○※2		
基本施策2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○※3	○※4
基本施策3	若者の自立支援施策の充実				○
基本施策4	障害児への支援の充実	○※5	○※6		
基本施策5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策6	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止	○			
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	○			
基本施策9	ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進	○			

※1 病児保育 ※2 保育・教育全般
 ※3 放課後施策、プレイパーク ※4 放課後施策、プレイパーク除く
 ※5 障害児施策全般 ※6 障害児保育・教育

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 量の見込み・確保方策	子育て 部会	保育・教育 部会	放課後 部会	青少年 部会
保育・教育に関する施設・事業		○		
妊婦に対して健康診査を実施する事業	○			
乳児家庭全戸訪問事業	○			
子育て短期支援事業	○			
養育支援訪問事業 及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	○			
病児保育事業	○			
利用者支援に関する事業	○※1	○※2		
時間外保育事業		○		
放課後児童健全育成事業			○	
地域子育て支援拠点事業	○			
一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	○※3	○※4		

※1 全体調整＋地域子育て支援拠点 ※2 保育・教育コンシェルジュ
 ※3 乳幼児一時預かり、子育てサポートシステム等 ※4 一時保育、幼稚園預かり保育等

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画における
保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」の
中間見直しについて

《論点》

- ① 推計児童数及びニーズ割合を現状に合わせて補正し、保育・教育に関する「量の見込み（利用に関するニーズ量）」について見直します。

	令和6年度		
	①当初計画	②中間見直し(案)	差(②-①)
保育に関する「量の見込み」	85,631人	82,553人	▲ 3,078人
教育に関する「量の見込み」	35,014人	33,819人	▲ 1,195人

- ② 「量の見込み」を踏まえ、保育に関する「確保方策（増加分）」となる保育所等の整備量を「2,155人/年」から「1,290人/年」に変更しますが、不足する1・2歳児の受入枠拡大を重点とした整備を進め、待機児童の解消に向けて取り組みます。

	計画策定時	中間見直し(案)
保育に関する「確保方策（増加分）」 （保育所等の整備量）	6,445人 (2,155人/年)	3,875人 (1,290人/年)

1 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しについて

横浜市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画期間：令和2～6年度、以下「事業計画」）では、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めており、計画期間の中間年を目安に見直すこととされています。

事業計画は、令和4年度が中間年に該当し、保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」は、計画値を年度当初（4月1日）で設定しているため、今年度に見直しを行います。

〈参考〉

保育・教育以外の事業（地域子ども・子育て支援事業）に関する「量の見込み」及び「確保方策」については、計画値を年度末（3月31日）で設定しているため、来年度（令和4年度）に見直しを行う予定です。

2 保育・教育部会におけるこれまでの審議

令和3年10月28日：保育・教育に関する「量の見込み」について審議

令和3年11月15日、29日：保育・教育に関する「確保方策」について審議

※今後、神奈川県への協議等を経て、令和4年3月に最終確定する予定です。

3 保育に関する「量の見込み」の中間見直しの考え方

保育に関する「量の見込み」は、区別（18区）・年齢区分別（0歳児、1・2歳児、3～5歳児）の「推計児童数」にそれぞれの「ニーズ割合」を乗じて積上げることで算出しているため、この2つの数値を見直します。

$$\text{量の見込み} = \text{推計児童数} \times \text{ニーズ割合}$$

3 (1) 推計児童数の補正

令和3年4月時点の就学前児童数(165,549人)は、計画策定時の推計(171,345人)と比べて5,796人少ない(※1)状況です。

そのため、令和4～6年度の推計児童数については、算出の起点となる令和3年度の就学前児童数を実績値に置き換えたうえで、計画策定時と同様に、国勢調査を基に政策局が作成している「現行の将来人口推計(平成30年3月公表)の増減率」を使用して算出します。<ステップ1>

なお、0歳児は、直近5年間の実績の減少幅(※2)と将来人口推計の毎年の減少幅(※3)の乖離が大きいため、「直近5年(平成29年～令和3年)の増減率の平均値」により算出します。<ステップ2>

<参考1> 計画策定時の推計と実績の比較

(単位：人)

	R2年度	R3年度
計画策定時の推計	173,487	171,345
実績	171,503	165,549
差	▲1,984	※1 ▲5,796

<参考2> 0歳児の推移(実績)

(単位：人)

H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	平均
29,846	28,874 (▲972)	27,561 (▲1,313)	26,983 (▲578)	25,745 (▲1,238)	24,615 (▲1,130)	※2 ▲1,046

<参考3> 0歳児の将来人口推計の毎年の減少幅(当初計画)

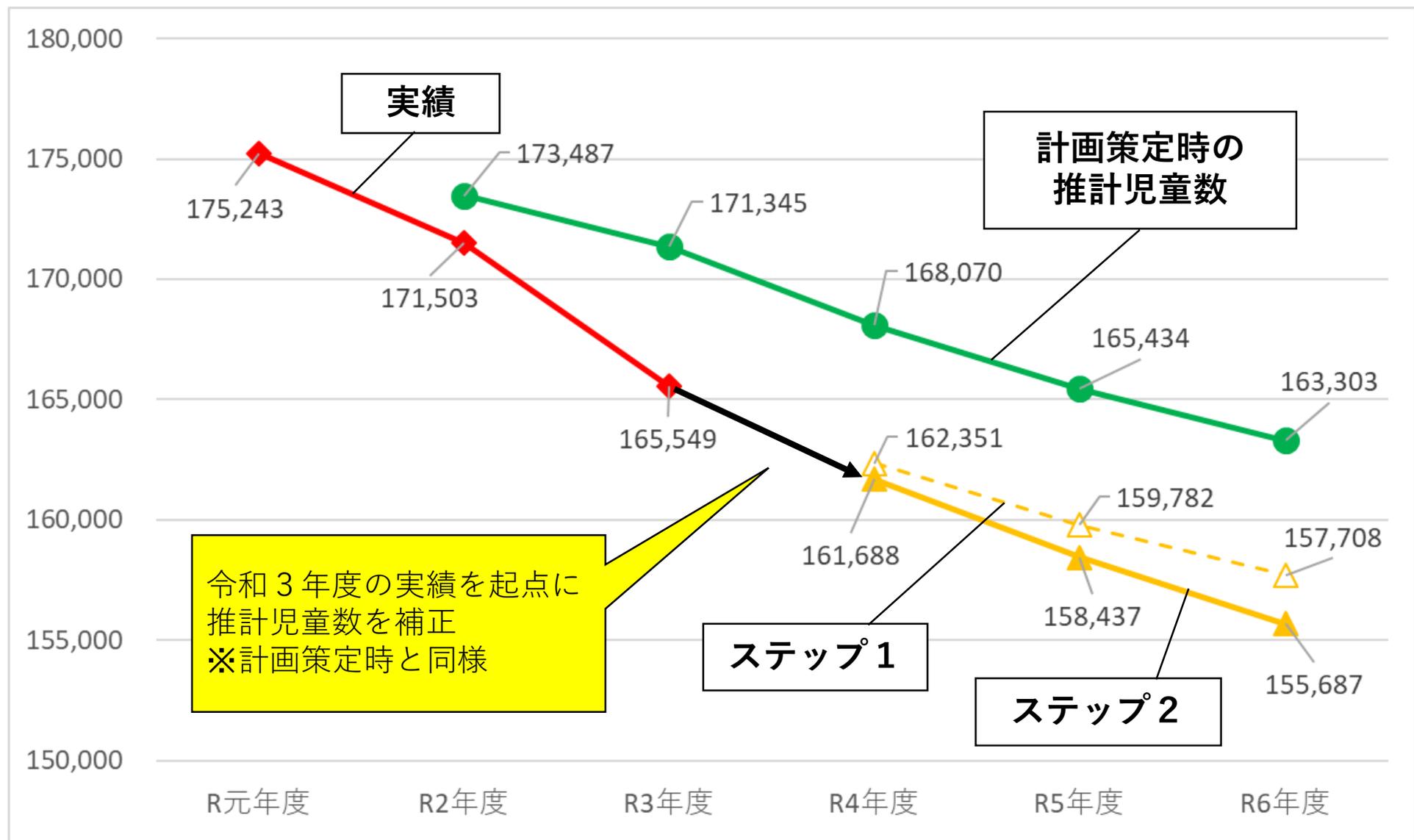
(単位：人)

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	平均
26,172	25,920 (▲252)	25,728 (▲192)	25,569 (▲159)	※3 ▲201

() は対前年の減少数

3 (1) 推計児童数の補正

(参考) 推計児童数の補正に関するグラフ ※0～5歳児合計



3 (1) 推計児童数の補正

【算出結果】推計児童数（全市）

（単位：人）

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
計画策定時の推計	0歳児	26,528	26,172	25,920	25,728	25,569
	1・2歳児	56,032	54,921	54,093	53,479	53,037
	3～5歳児	90,927	90,252	88,057	86,227	84,697
	合計	173,487	171,345	168,070	165,434	163,303
補正後 〔R2・R3は実績〕	0歳児	25,745	24,615	23,715	22,851	22,024
	1・2歳児	55,980	53,863	53,034	52,417	51,969
	3～5歳児	89,778	87,071	84,939	83,169	81,694
	合計	171,503	165,549	161,688	158,437	155,687
差	0歳児	▲ 783	▲1,557	▲ 2,205	▲ 2,877	▲ 3,545
	1・2歳児	▲ 52	▲1,058	▲ 1,059	▲ 1,062	▲ 1,068
	3～5歳児	▲ 1,149	▲3,181	▲ 3,118	▲ 3,058	▲ 3,003
	合計	▲ 1,984	▲5,796	▲ 6,382	▲ 6,997	▲ 7,616

3 (2) ニーズ割合の補正

○ 計画策定時のニーズ割合

平成30年度に実施した市民ニーズ調査で利用を希望すると答えた方を調査時点の年齢区分のニーズとして計上したうえで、**0歳児の育児休業の取得状況を反映**することで、「**潜在需要も含めた計画最終年度（令和6年度）の到達点**」として、各区・年齢区分別に算出しました。

○ 現状を踏まえたニーズ割合の補正（中間見直し）

ア 育児休業の取得状況を踏まえた補正

- ・現在、さらなる育児休業制度の浸透により0歳児のニーズ割合は、実績が計画を下回っています（※4）。
- また、「量の見込み」の実績も近年約6,200人の横這い（※5）であり、今後の伸びは見込まれていません。
- ・一方で、0歳児で育児休業を取得された方も1・2歳児からは保育所等の利用を希望されるため、1・2歳児のニーズ割合は実績が計画を上回っています（※6）。

→「**計画策定時のニーズ割合で算出した0歳児の量の見込み（6,836人）**」と「**0歳児の量の見込みの実績（直近3か年平均6,193人（※5））**」の差分を1・2歳児に振り替え（※7）、**ニーズ割合を補正します。**

イ 計画期間における到達点の補正

区・年齢区分によってニーズ割合の顕在化の程度に差があるため、一部の区の1・2歳児では、令和3年度の実績が既に、計画最終年度の到達点である令和6年度の計画値を超えています。

→該当する区・年齢区分（1・2歳児）のニーズ割合は、「**令和3年度のニーズ割合の実績**」を「**令和6年度のニーズ割合の計画値**」として横置きし、補正します。（※8）

【算出結果】令和6年度のニーズ割合

	令和3年度のニーズ割合		→	令和6年度のニーズ割合	
	計画	実績		計画策定時	中間見直し後
0歳児	※4 27.2%	24.8%		31.1%	28.1%
1・2歳児	※6 47.4%	53.5%		52.8%	54.8%
3～5歳児	51.5%	53.6%		58.7%	58.6%

※区別の量の見込みから割り戻すため、3～5歳児もニーズ割合が現行計画より0.1pt減少します。

<参考> 0歳児の量の見込み（直近3か年の実績）と、ニーズ割合の補正 （単位：人）

		0歳児			直近3か年の 平均実績 (区別の合計)
		H31	R2	R3	
量の見込み	計画値	7,298	6,856	7,131	
	実績値	6,201	6,262	6,113	※5 6,193
	実績-計画	▲ 1,097	▲ 594	▲ 1,018	

	令和6年度		
	0歳児	1・2歳児	3～5歳児
① 推計児童数（補正後）	22,024	51,969	81,694
② 計画時のニーズ割合	31.1%	52.8%	58.7%
③ 計画時のニーズ割合から算出 (①×②)	6,836	27,427	47,875
④ 「ア」補正後の量の見込み	6,193	※7 28,070	47,875
⑤ 「イ」補正後の量の見込み	6,193	※8 28,485	47,875
⑥ 「ア」「イ」補正後のニーズ割合	28.1%	54.8%	58.6%

4 保育・教育に関する「量の見込み」(案)

(1) 保育に関する「量の見込み」

ア 令和6年度の「量の見込み」(到達点)について

補正後の「令和6年度の推計児童数」に「ニーズ割合」を乗じて算出した結果(82,553人(※9))を、計画最終年度(令和6年度)の「量の見込み」(到達点)とします。

イ 令和4年度・令和5年度の「量の見込み」について

潜在的なニーズが徐々に顕在化するという仮定のもと、令和3年度の実績値(起点)と令和6年度の「量の見込み」(到達点)の差を、中間見直し後の3年間で等分し、各年度で均等になるよう設定します。

(単位：人)

	ニーズ割合 (R6)	見直し後					参考：計画策定時				
		R3 (実績値)	R4	R5	R6	R6-R3	R3	R4	R5	R6	R6-R3
0歳児	28.1%	6,557	6,437	6,317	6,193	▲ 364	7,131	7,406	7,681	7,941	810
1・2歳児	54.8%	26,251	26,994	27,737	28,485	2,234	26,020	26,686	27,352	28,007	1,987
3～5歳児	58.6%	48,363	48,199	48,035	47,875	▲ 488	46,456	47,531	48,606	49,683	3,227
計	-	81,171	81,630	82,089	※9 82,553	①+② 1,382	79,607	81,623	83,639	85,631	③+④ 6,024

【区別・年齢区分別】

増加分	-	1,290	1,290	1,295	① 3,875	-	2,155	2,155	2,135	③ 6,445
減少分	-	▲ 831	▲ 831	▲ 831	② ▲ 2,493	-	▲ 139	▲ 139	▲ 143	④ ▲ 421

※R3(実績値)は、保育所・認定こども園・地域型保育・幼稚園等の預かり保育・横浜保育室・企業主導型保育事業の確保方策の合計

※増加分…各区、年齢区分ごとの量の見込みがR6に向けて増加する分(R6-R3=プラス(R6>R3))を合計。

減少分…各区、年齢区分ごとの量の見込みがR6に向けて減少する分(R6-R3=マイナス(R6<R3))を合計。

4 保育・教育に関する「量の見込み」(案)

(2) 教育に関する「量の見込み」

「すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保」という新制度の理念や、教育施設を利用するためには特別な要件を必要としないことを踏まえて、各年度の3～5歳児の「推計児童数」と「保育に関する量の見込み」の差を、教育に関する量の見込みとします。

(単位：人)

	ニーズ割合	R4	R5	R6
計画策定時	41.3%	40,526	37,621	35,014
見直し後	41.4%	36,740	35,134	33,819
差	0.1pt	▲ 3,786	▲ 2,487	▲ 1,195
再掲：推計児童数(見直し後)		84,939	83,169	81,694
再掲：量の見込み(保育)(見直し後)		48,199	48,035	47,875

5 「確保方策」策定にあたっての基本的考え方

(1) 保育

保育を本当に必要とする保護者の方が利用できるよう、引き続き、毎年度の「確保方策」を「量の見込み」と一致させます。

ア 増加分（1,290人/年）【受入枠の不足分】

既存保育所等での定員構成の見直しや、幼稚園2歳児受入れ推進事業など既存施設を最大限活用したうえで、整備が必要な地域には認可保育所を整備するとともに、1・2歳児を中心とした受入枠の不足分に対応するため、既存施設連携型1,2歳児保育所や小規模保育事業などの整備を進めます。

<参考>確保方策（増加分）の内訳

		R4	R5	R6	計
量の見込み（増加分）		1,290	1,290	1,295	3,875
確保方策（増加分）	認定こども園・保育所・幼稚園 ・企業主導型保育事業	1,188	1,056	996	3,240
	確認を受けない幼稚園	/	/	/	/
	地域型保育・横浜保育室	102	234	299	635
	計	1,290	1,290	1,295	3,875
【参考：計画策定時】確保方策（増加分）		2,155	2,155	2,135	6,445

イ 減少分（▲831人/年）【受入枠の余裕分】

各エリアの実情に応じ、0歳児の定員削減による1歳児の新規受入枠の拡大や、恒常的に定員割れしている園を中心に定員削減を進め、定員の適正化を図ります。

(2) 教育

計画策定時と同様、最終年度（6年度）に「確保方策」を「量の見込み」と一致するように設定します。

6 基本的考え方を踏まえた「確保方策」(案)

(1) 保育

- ・3か年で1,382人分の枠(増加分3,875人(1,290人/年)、減少分▲2,493人(▲831人/年))を確保します。

$$82,553人(※10) - 81,171人(※11) = 1,382人$$

- ・1・2歳児を中心とした受入枠の不足分に対応するための、保育所の分園や認可乳児園(既存施設連携型1,2歳児保育所)、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業も含め、認定こども園・保育所・幼稚園※・企業主導型保育事業では、794人分の枠を確保します。

$$77,545人(※12) - 76,751人(※13) = 794人 \quad ※私立幼稚園2歳児受入れ推進事業・私立幼稚園等預かり保育事業(2号相当)$$

- ・低年齢児を対象とする地域型保育・横浜保育室では、地域型保育事業の整備と横浜保育室の認可保育所等への移行により、588人分の枠を確保します。

$$5,008人(※14) - 4,420人(※15) = 588人$$

※確保方策の内訳については、予算編成等の過程で変動の可能性があります。

【案】保育に関する「確保方策」(全市)

(単位：人)

給付認定区分		R3(実績値)			R4			R5			R6		
		3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号
年齢		0歳児	1・2歳児	3～5歳児	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	0歳児	1・2歳児	3～5歳児
量の見込み		6,113	28,810	46,713	6,437	26,994	48,199	6,317	27,737	48,035	6,193	28,485	47,875
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園 ・企業主導型保育事業	※13 76,751									※12 77,545		
	確認を受けない幼稚園	5,812	22,700	48,239	5,710	23,274	48,151	5,605	23,773	47,997	5,489	24,219	47,837
	地域型保育・横浜保育室	※15 4,420									※14 5,008		
		745	3,551	124	727	3,720	48	712	3,964	38	704	4,266	38
計		6,557	26,251	48,363	6,437	26,994	48,199	6,317	27,737	48,035	6,193	28,485	47,875
		※11 81,171			81,630			82,089			※10 82,553		

6 基本的考え方を踏まえた「確保方策」(案)

(2) 教育

・全市で見ると「量の見込み」が減少傾向です。

計画策定時と同様に、令和6年度に「確保方策」と「量の見込み」を一致させるように設定します。〔※17〕

※ 確保方策の内訳については、予算編成等の過程で変動の可能性があります。

【案】教育に関する「確保方策」(全市)

(単位：人)

		見直し後			参考：計画策定時		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6
量の見込み		36,740	35,134	※17 33,819	40,526	37,621	35,014
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園 ・企業主導型保育事業	23,334	22,642	20,772	23,855	22,980	21,717
	確認を受けない幼稚園	19,914	15,893	13,047	17,971	15,442	13,297
	地域型保育・横浜保育室						
	計	43,248	38,535	※17 33,819	41,826	38,422	35,014

7 待機児童解消に向けた取り組み

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画では、保育・幼児教育の「質の確保・向上」、保育所等の整備による「場の確保」、保育・幼児教育を担う保育者の採用や定着支援などの「人材の確保」に一体的に取り組むとともに、多様化する保育・教育ニーズへの対応を図り、横浜の保育・幼児教育の基盤づくりを総合的に推進しています。

○保育・教育の「量の見込み」と「確保方策」に基づく、保育・幼児教育の「場の確保」にあたっては、次の取組により保育ニーズに合わせた受入枠を確保し、年齢・地域間のミスマッチを解消します。

	取組	受入増	余裕分 活用・削減
既存活用	既存施設活用による1歳児受入枠増 ・比較的余裕のある0歳児の定員を削減し、翌年度以降の1歳児の新規受入枠を確保する定員構成の見直しに補助を実施。 ・3～5歳児の余裕分を削減し、1歳児の受入を増やす場合の補助も検討。	○	○
	年度限定保育事業 ・既存の保育所や小規模保育事業の定員に空きがある場合や、新設保育所の4・5歳児（開所後2年程度は利用を希望される方が少ない）の空きスペースを活用し、1・2歳児の保留児童を1年度限定で受け入れる。	○	○
	既存保育所等での定員外の受け入れ	○	
新規整備	既存施設連携型1,2歳児保育所の整備 ・既存施設が、3歳児以降は既存の定員枠を活用して、駅周辺に1,2歳児のみの受入を行う保育所の分園や小規模保育事業などを新たに整備する場合、施設の整備費に加えて施設間の送迎のための車両購入費や待機場所の整備費を補助。	○	○
	保育所等の新規整備 ・大規模な宅地開発などにより、なお受入れ枠が不足するエリアへの保育所等の新規整備。0歳児定員を設定しない場合の補助を加算。	○	



横浜市こども虐待防止キャラクター
「キャッピー」

横浜市

資料10 - 1

子供を虐待から守る条例



令和3年10月の改正により、

子育てにおいて「体罰」をしないことを重点とする内容がわかりました！

条例改正のポイント

⇒次の条文中の下線部が、今回の条例改正により変更された部分です。

ポイント①

保護者は子育てに際して、虐待をしないことに加えて、体罰を含む子どもの心を傷つける行為（体罰等）をしないこと、また、保護者の体罰などをしない子育てを、横浜市全体として支える内容を追加しました。

<主な改正点>

第3条（基本理念）第1項 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人權を著しく侵害し、子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

第4条（市の責務）第2項 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見に努めなければならない。

第6条（保護者の責務）第1項 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、体罰その他の子供の品位を傷つける行為をしてはならない。

※条例では、虐待とまでは言えないような体罰等も、子どもの持つ権利を侵害し、健やかな成長を阻害する「子供の品位を傷つける行為」と定義しました。



ポイント②

子ども自身が、さまざまな権利を持つ一人の人間として尊重されることを、明らかにしました。

<主な改正点>

第3条（基本理念）第2項 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

第4条（市の責務）第7項 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。（新規追加）

その他、DV（配偶者からの暴力）対応との連携強化など、児童福祉法等の改正を踏まえた改正を行いました。



「横浜市子供を虐待から守る条例」
（全文）はこちらへ



「裏面では、子育てと体罰について考えました。ぜひご覧ください。」

○体罰は「やむを得ない」と思っていますか？



「子どものしつけのためだから仕方ない」として、体罰をしていませんか。

体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、叩かれた恐怖心などによって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達などに悪影響を及ぼしてしまう可能性があり、子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません。

なかなか泣き止まないとき、言うことを聞かないとき、大切な物を壊されたとき……つい子どもに対して手を上げたくなることもあるかもしれません。また、子どもが興奮して話しても聞かないときに、気持ちを切り替えさせるため叩く、悪い行動をやめさせるために叩く、という意見もあります。

でも本当に「怒鳴る」「叩く」という選択肢しかないのでしょうか？ その選択は正しいのでしょうか？



○体罰等による悪循環

子どもに対してイライラした時、つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもあるかもしれません。叩かれたり怒鳴られたりすると、大人への恐怖心などから一時的に言うことを聞かなくてもいいかもしれませんが、このようなやりとりは、根本的な解決にはならず、むしろ子どもに暴力的な言動のモデルを示すこととなります。つまり、自分も周りの人に対して同じように振る舞ってよい、と子どもが学ぶきっかけにもなり得ます。

子どもが保護者に恐怖心などを抱くと、信頼関係を築きにくくなるため、必要なときに悩みを相談したり、心配事を打明けたりすることが難しくなります。子どもが安心できる場であるはずの家庭が、自分の居場所であると感じられなくなり、対人関係のトラブルや非行、犯罪被害など、別の大きな問題に発展してしまう可能性があります。

○体罰等によらない子育てを広げましょう！

1979年、世界で最初に体罰禁止を法定化したスウェーデンでも、長い時間をかけて、社会全体で認識を共有し、体罰によらない子育てを推進していきました。子どもが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかなくてはなりません。同時に、保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会であるために、体罰等を容認しない機運を醸成するとともに、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしを向け、社会全体で子育てを行っていく必要があります。

横浜市民の皆様が共に手を取り、子育て家庭を応援しながら、体罰等のない社会を実現していきましょう。

体罰等に関するQ&A

Q 自分も体罰等を受けて育ったが、悪影響はない。今の自分があるのは厳しく育ててもらったからだと思っている。

A つらい体験を重ねても、道を外れずに大人になる方もいます。ただし、その経験そのものが効果的であった訳ではなく、つらい経験にどのように向き合ったかが関係しており、体罰等が効果的であったわけでは決してありません。

体罰等を受け続けること、精神的な疾患を将来発症することに相関性があるなど、先進的に取り組んでいる諸国の研究から明らかになっています。

Q 体罰等が禁止されると、わがままで自制心の利かない子どもになってしまうのではないのか。

A それは断じてなく、体罰等は問題や対立の解消のために、暴力を使うことを容認するという事実を子どもに伝えてしまうこととなります。子どもたちには他の子どもを叩いてはいけない、と伝えているにもかかわらず、自分が叩かれると子ども自身に混乱をもたらします。

また、親がしつけの名の下に子どもを叩くとき、子どもが学ぶのは、罰を避けるために「良く振る舞う」ことです。そして、衝突を解決するために、暴力を用いることは許されることだと学習してしまう可能性があります。

Q 体罰等を否定することは、体罰等をした親や教師の愛情を否定することになるのではないのか。

A 人権や科学的知見は歴史の中で発展するものですが、現在においては、体罰等が人権侵害であり、さまざまな弊害をもたらすリスクがあることが明らかになっています。愛情を否定するというではありませんが、体罰等を用いない適切な方法で子育てが行われるべきです。

ご相談はこちらへ

相談は無料。秘密は厳守します。

○お住まいの区の相談窓口へお気軽にご相談ください。
各区福祉保健センター こども家庭支援課(相談受付時間8:45~17:00)

青葉区	045-978-2460	瀬谷区	045-367-5608
旭区	045-954-6160	都筑区	045-948-2349
泉区	045-800-2465	鶴見区	045-510-1840
磯子区	045-750-2525	戸塚区	045-866-8472
神奈川区	045-411-7173	中区	045-224-8345
金沢区	045-788-7728	西区	045-320-8467
港南区	045-847-8413	保土ヶ谷区	045-334-6396
港北区	045-540-2388	緑区	045-930-2361
栄区	045-894-8049	南区	045-341-1153

○児童相談所でもご相談をお受けしています。

中央児童相談所(神奈川区、鶴見区、中区、西区、南区にお住まいの方) ☎045-260-6510
西部児童相談所(旭区、泉区、瀬谷区、保土ヶ谷区にお住まいの方) ☎045-331-5471
南部児童相談所(磯子区、金沢区、港南区、栄区、戸塚区にお住まいの方) ☎045-831-4735
北部児童相談所(青葉区、港北区、都筑区、緑区にお住まいの方) ☎045-948-2441

○「自分自身が虐待をしてしまいそう」など不安なとき、一人で悩まずご相談ください。



よこはま子ども虐待ホットライン

はまっこ 24じかん 24時間 365日
☎0120-805-240

○LINEでの相談もお受けしています。

かながわ子ども家庭110番相談LINE



発行元 横浜市こども青少年局こども家庭課 ☎045-671-4288 ㊟045-681-0925

参考：2020年 厚生労働省 「体罰等によらない子育てを広げよう！」

2019年 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 「子どもに対するあらゆる体罰を禁止するために よくある質問集」

平成26年6月5日
横浜市条例第30号

横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。））、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。）その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。
- (6) 子供の品位を傷つける行為 保護者がしつけに際し、子供に対して行う肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に

反するもの（虐待に該当するものを除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人権を著しく侵害し、子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見に努めなければならない。

3 市は、関係機関等が行う虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。

4 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見その他の虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。

5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。

6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。

7 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。

8 市は、虐待と子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力（法第2条第4号に規定する配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。）が相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、その対応に当たっては、相互の連携を強化するものとする。

9 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。

- (1) 親になるために必要な知識及び命の大切さ
- (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
- (3) 虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見のための方策
- (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方
- (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割
- (6) 体罰その他の子供の品位を傷つける行為によらない子育ての方法
- (7) 子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力が子供の成長及び発達に及ぼす影響
- (8) 保護者の子供への不適切な養育が子供の成長及び発達に及ぼす影響

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するよう努めなければならない。

- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告（以下単に「通告」という。）をしなければならない。
- 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、体罰その他の子供の品位を傷つける行為をしてはならない。

- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児（児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。）については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。

4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。

5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。

2 市は、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。

3 市は、通告又は虐待若しくは体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。

2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転出(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第15条の3第1項に規定する転出をいう。)又は転居(同法第23条に規定する転居をいう。)をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転出先又は転居先の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子

供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。

- 3 市長及び通告受理機関の長（これらの補助機関である職員を含む。）は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護（以下「安全の確認等」という。）、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。
- 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。
- 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

（虐待を行った保護者への支援、指導等）

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

- 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

（妊娠中の女性及び胎児の健康保持等）

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

- 2 妊娠中の女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。
- 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

（子供虐待防止の啓発）

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新型コロナウイルス感染症に関する こども青少年局の事業・取組

○市民と医療を守る

令和2年度

事業・取組名 ※金額は予算額		主な取組内容等
1	保育所等における感染症拡大防止対策事業 【5億7,400万円】	保育所等における衛生用品や換気の改善に資する備品などの購入や施設・事業所の消毒、児童養護施設等の入所施設における個室化改修等に必要な経費を補助
2	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業 (保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業ほか15事業) 【13億2,800万円】	児童福祉施設の感染症防止に資する備品購入等に対する経費の追加補助に加えて、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるよう必要な経費を補助
3	保育所等における感染症拡大防止事業（保育所等新型コロナウイルス感染症防止対策事業ほか1事業） 【7億9,200万円】	保育所等における感染症防止に資する備品購入費等に対する経費に関する補助について補助金を追加
4	保育施設再開等支援事業 【1,100万円】	感染者が発生して休園した保育施設の再開に向けた全館消毒等に係る経費や休園中の代替保育の利用料を補助

○横浜経済と市民生活を守る

事業・取組名 ※金額は予算額		主な取組内容等
1	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 【42億1,000万円】	児童手当の受給世帯に対し、児童1人あたり1万円の臨時特別給付金を給付
2	児童虐待・DV対策広報事業 【1,000万円】	外出自粛や休業等に伴う生活不安やストレスによる児童虐待やDVの増加・深刻化が懸念されるため、様々な広報手段を用いて相談窓口などを周知し、要支援者の孤立化を予防
3	ひとり親世帯フードサポート事業 【2,000万円】	感染拡大の影響により経済的に困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用して食品を提供する仕組みを構築
4	ひとり親世帯SNS就労サポート事業 【300万円】	ひとり親世帯を対面だけではなくオンラインでも支援するため、SNSを活用した相談支援体制を強化
5	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 【44億2,000万円】	低所得のひとり親世帯について、感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を給付
6	新型コロナウイルス流行下における妊産婦等総合対策（妊産婦等総合対策事業ほか2事業） 【13億9,200万円】	国制度に基づく「分娩前のウイルス検査」や「育児など支援サービス」に加え、本市独自の「安心して受診できる乳幼児健診」等妊産婦に寄り添った総合的な支援を実施
7	家計が急変したひとり親世帯への臨時給付金給付事業 【2億1,300万円】	所得制限限度額を超えている等を理由に、児童扶養手当を受給していない世帯で、感染症拡大の影響により家計が急変したひとり親世帯を支援するため、市独自の臨時給付金を給付

○新たな日常に取り組む

事業・取組名 ※金額は予算額		主な取組内容等
1	子ども・子育て支援分野における「新しい生活様式」対応事業（保育・教育人材確保事業ほか3事業） 【6,300万円】	子育て中の親子の交流や研修などをオンラインで行うための環境整備や人材確保に向けたICT環境の改善等を実施

○市民と医療を守る

事業・取組名 ※金額は予算額		主な取組内容等
1	新型コロナウイルス感染症患者の子どもの受入環境整備事業 【3,488万円】	保護者が新型コロナウイルス感染症により入院し、親族等による保護も難しい場合など、やむを得ない事情により養育者不在となった子どもについて、一時的に受け入れ、保護する。
2	保育施設再開等支援事業 【2,200万円】	感染者が発生して休園した保育施設の再開に向けた全館消毒等に係る経費や休園中の代替保育の利用料を補助
3	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業 【17億1,545万円】	児童福祉施設等における感染拡大防止を図るため、感染防止に資する備品購入等に対する経費や、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるために必要な経費を補助
4	障害児施設等における福祉サービス継続支援事業 【6,156万円】	障害児施設等において、感染対策を行いつつサービスを継続するために要したかかり増し経費を補助
	保育所等・放課後児童クラブにおけるICT活用推進事業 【3億8,635万円】	感染防止対策を行いながら運営を継続している保育所等や放課後児童クラブにおいて、ICTの活用による業務負担の軽減や運営の効率化等を図るために必要な経費を補助

○横浜経済と市民生活を守る

事業・取組名 ※金額は予算額		主な取組内容等
1	ひとり親世帯フードサポート事業 【2,254万円】	感染拡大の影響により困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用した食品の提供
2	新型コロナウイルス流行下における妊産婦等総合対策事業 【3億9,213万円】	感染症のリスクが続く中でも妊産婦等が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊産婦等に寄り添った総合的な支援を実施 ① ウイルスに感染した妊産婦への支援 ② 不安を抱える妊婦への分娩前PCR検査費の補助 ③ オンラインによる母子保健指導等 ④ 育児等支援サービスの提供 等
3	就職氷河期世代支援（こども青少年局事業分） 【900万円】	就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための3か月間長期プログラム、受講期間中の定期的な面談、受講後の進路調整を一体的に行う事業を実施
4	緊急雇用創出事業（こども青少年局事業分） 【864万円】	感染拡大の影響による雇用情勢の悪化に対応するため、こども青少年局では、一部施設の消毒等を実施するための新たな雇用を創出

第2期横浜市 子どもの貧困対策に関する計画 素案(概要版)

【意見募集】みなさまのご意見をお寄せください

募集
期間

令和3年6月11日(金)から
令和3年7月9日(金)まで

目次

第1章 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について	1
第2章 本市における子どもの貧困の状況について	2
第3章 本市の子どもの貧困対策	3
第4章 子どもの貧困対策に関する取組	4
子どもの貧困対策の基盤—子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進	4
主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る	5
主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援	5
主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援	5
主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援	6
第5章 計画の推進体制等について	6

子どもの貧困対策について

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。改正法は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

横浜市では、平成28年に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、教育・福祉・子育て支援等の様々な取組を進めています。このたび、計画期間終了に伴い、第2期計画の策定に向けて、「計画素案」をとりまとめました。この「計画素案」について、みなさまからの声を反映し、計画を策定していきますので、是非ご意見をお寄せください。

第1章 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について

1 計画の趣旨

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画として、令和元年度に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画 2018-2021」や「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第3期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方を基に、子どもの貧困対策に資する取組について整理し、今後5か年で取り組む施策について示していくものです。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

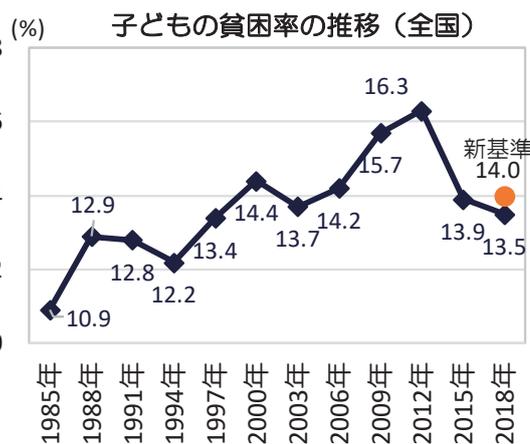
4 計画の対象

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより困難を抱えやすい状況にある子ども・若者とその家庭

子どもの貧困率（国民生活基礎調査）

子どもの貧困に関する指標である子どもの貧困率は、OECDの基準に基づき、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得^{※1}が、貧困線^{※2}に満たない子どもの割合とされています。

厚生労働省が発表している平成30（2018）年の全国の子どもの貧困率は13.5%（新基準^{※3}においては14.0%）となっており、約7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす相対的貧困の状態にあるとされています。



出所) 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

※1：世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した所得

※2：国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を低い順から並べて中央値を算出し、その半分の金額を貧困線としている。

※3：平成27（2015）年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準（従来の可処分所得から更に自動車税や企業年金の掛金、仕送り額等を差し引いたもの）を基に算出した子どもの貧困率

第2章 本市における子どもの貧困の状況について

計画の策定にあたり実施した調査等により、次の課題を把握しました。

1 経済的困窮がもたらす様々な影響

- 経済的困窮は、生活必需品が買えない等の生活面の格差だけでなく、医療サービスを受けないこと等による健康格差や、精神面でも余裕がなくなるなど、様々な影響を与えています。また、経済的基盤の確立には安定した雇用の確保が不可欠ですが、特にひとり親家庭においては、非正規雇用の割合が高く、困窮している世帯が相対的に多くなっています。
- 全ての家庭が安心して子育てができる環境を整えるため、生活の安定のための経済的支援や自立に向けた就労支援、多様な保育・教育ニーズへの対応、育児の不安や負担感を軽減するための養育支援等が非常に重要となります。

2 子どもの学力や進学機会の格差

- 経済的に困窮している世帯では、家庭環境や保護者の養育力不足等による子どもの生活・学習習慣の欠如や、進学費用等の問題から将来の進路が狭まってしまおうといった状況が見られます。
- 全ての子どもに対し、小・中学校における自立に向けた基礎学力の向上の取組や、地域との協働による放課後等の学習支援を進めていくことが必要です。また、経済状況や養育環境に課題を抱える世帯で育つ子どもに対する生活・学習支援や、奨学金による進学支援等の充実が求められています。

3 子どもの孤立と自己肯定感の低下

- 放課後に一人で過ごすなど、孤立しがちな子どもは自分に自信がなく、自己肯定感が低いといった状況が見られており、困難に立ち向かう力が弱い傾向にあります。
- 家や学校以外で子どもが安心して過ごすことができ、様々な世代とつながることのできる居場所の重要性は高まっていると考えられます。地域の主体性を尊重しながら、行政として地域の活動をしっかりと下支えしていくことがこれまで以上に求められています。

4 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭

- 困難を抱えている子どもや家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、本人や家族に自覚がない場合や、地域との関わりや制度の利用を望まない場合があります。
- 支援や見守りにあたっては、子どもや保護者の気持ちに配慮しながら寄り添い、支援につなげていく必要があり、見守る人のすそ野を広げる取組や、支援に関わる一人ひとりの感度やスキルを高める取組が非常に重要となります。

5 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因

- 配偶者との離別や死別、虐待、保護者の疾病や障害、外国籍であることによる言語の不自由さ等、子どもの貧困の背景には子どもや家庭を取り巻く様々な社会的要因が複雑に絡み合っている場合があります。
- 子どもや家庭が抱えている課題は一様ではなく、子どもの貧困対策を進めていく上では、個々に寄り添った多面的な支援が必要となります。

6 新型コロナウイルス感染症の影響

- 感染症の拡大に伴う失職や労働時間の減少等による収入減により、経済的な理由で食料や衣料、生理用品等の必需品が買えない世帯の増加が懸念されます。また、家庭の経済状況等に関わらず、子どもの学力や生活習慣、精神状態への影響も見られます。
- 引き続き、教育・福祉・子育て支援等の総合的な取組の充実を図るとともに、社会情勢を注視しながら、随時、施策の検討や各取組の拡充を行う必要があります。

第3章 本市の子どもの貧困対策

本市における子どもの貧困の状況や課題を踏まえ、5か年の計画期間における、基本目標、施策展開にあたっての基本的な考え方や施策体系等を次のとおり整理しました。

基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。

子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

施策展開にあたっての基本的な考え方

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防がなければなりません。

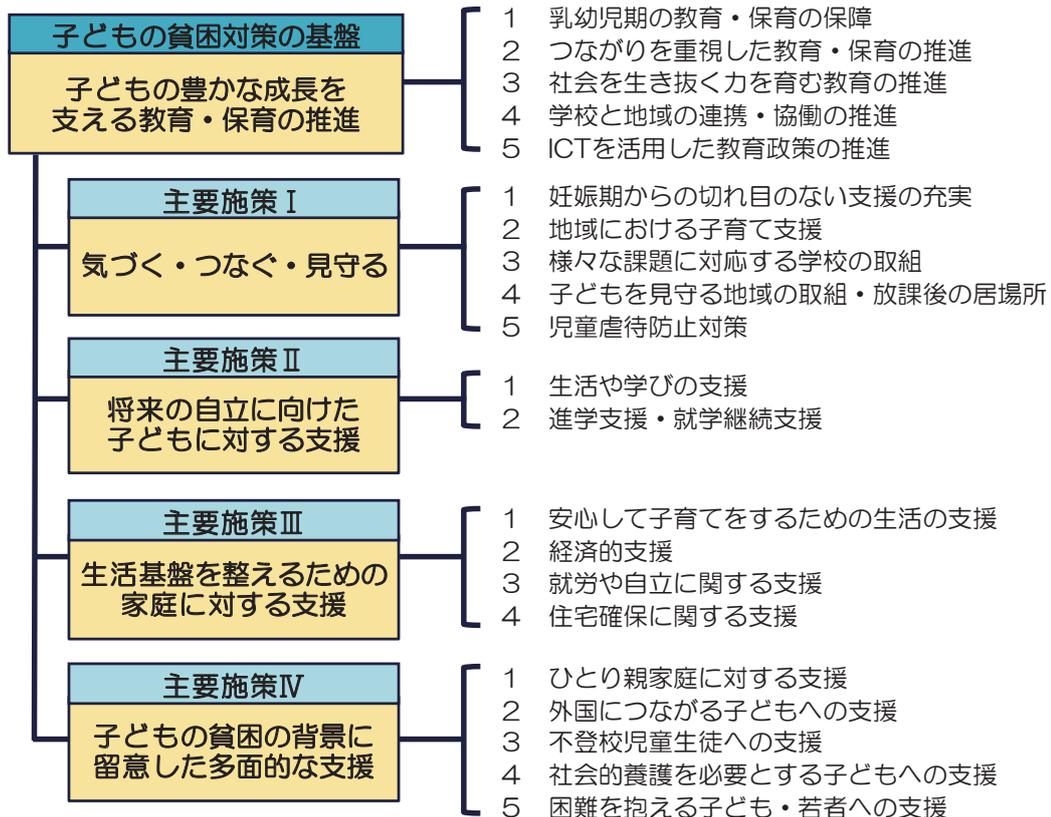
国や県との役割分担のもと、子どもや家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

取組の視点

- 1 貧困の連鎖を断つ
- 2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制が届く仕組みづくり
- 3 子どもや家庭の貧困の背景にある様々な社会的要因を踏まえた支援の充実
- 4 社会全体での子どもの貧困対策の推進

施策の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤に据えるとともに、子どもの貧困対策として実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めるため、4つの主要施策に沿って取組を進めます。



計画の進捗状況の把握

計画に基づく取組を推進することにより、基本目標の実現につながる環境が整えられているかという視点から、子どもの成長段階等に応じて目標値を設定し、計画の進捗状況を把握する手立ての一つとします。

対象	指標	直近の現状値	目標値(令和7年度)
妊娠期	妊娠届出のうち、妊娠 11 週以下での届出の割合	94% (令和元年度)	95%以上
未就学期	保育所等待機児童数	16 人 (令和3年4月)	0 人(毎年4月)
未就学期・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	81.7% (令和2年度)	93.6%
小学生	寄り添い型生活支援事業の実施か所数	17 か所 (令和2年度)	23 か所
小・中学生	放課後学び場事業実施校数 (中学校)	59 校 (令和2年度)	94 校※
	スクールソーシャルワーカーが行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	82.3% (令和2年度)	80%以上
中学生	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率 (高等学校等進学者数/卒業者数)	97% (令和元年度)	99%
高校生	市立高等学校における就学継続率 (卒業者数/入学者数)	94% (令和2年度)	95%
	市立高等学校における卒業時の進路決定率 (進路決定者数/卒業者数)	99.7% (令和2年度)	99%以上
社会的養護を必要とする子ども	退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	15 件 (令和元年度)	50 件
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,198 人 (令和元年度)	1,800 人
ひとり親	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうち就労者数	337 人 (令和元年度)	2,000 人 (令和3~7年度累計)

※第3期横浜市教育振興基本計画の目標値 (計画期間: 平成30年度~令和4年度)

第4章 子どもの貧困対策に関する取組

子どもの貧困対策の基盤

子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進

教育・保育は、経済的な困窮状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを含めた全ての子どもに対する営みであり、その中で子どもたちに必要な力を育むことが、子どもの貧困対策の基盤となるものと考えます。

家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることにより、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

主な取組

1 乳幼児期の教育・保育の保障

- 保育・幼児教育の場の確保
- 保育・幼児教育を担う人材の確保
- 保育・幼児教育の質の向上
- 幼児教育・保育の無償化の推進

2 つながりを重視した教育・保育の推進

- 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続

3 社会を生き抜く力を育む教育の推進

- 一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上
- 人権教育の推進 ● 特別支援教育の推進
- 社会と連携した自分づくり教育 (キャリア教育) の推進

4 学校と地域の連携・協働の推進

- 学校運営協議会の設置推進
- 地域学校協働活動の推進

5 ICT を活用した教育政策の推進

- GIGA スクール構想の推進

主要施策Ⅰ

気づく・つなぐ・見守る

施策の方針

妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで、困難を抱える子ども・若者、家庭に保育所、幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中でいち早く気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、早期に支援につなげていきます。

地域の中で困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

主な取組

1 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

- 横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援
- 妊娠・出産相談支援事業 ● 妊婦健康診査事業

2 地域における子育て支援

- 地域子育て支援拠点事業
- 親と子のつどいの広場事業 ● 子育て支援者事業
- 地域子育て支援スタッフの育成

3 様々な課題に対応する学校の取組

- 児童生徒支援体制の充実
- スクールソーシャルワーカーの活用推進・育成体制強化、関係機関との連携強化

4 子どもを見守る地域の取組・放課後の居場所

- 放課後児童健全育成事業
- 地域における子どもの居場所づくり
- プレイパーク支援事業
- 青少年の地域活動拠点づくり事業
- 民生委員・児童委員による見守りや相談活動等

5 児童虐待防止対策

- 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 「こども家庭総合支援拠点」機能の整備
- 児童相談所の機能強化
- かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE

主要施策Ⅱ

将来の自立に向けた子どもに対する支援

施策の方針

養育環境等に課題がある子どもに対する生活支援や高校進学のための学習支援、地域における多様な体験活動等を通じて、将来の社会的、経済的自立に必要な知識・能力及び社会性等を身に付けます。

学校や区役所における相談支援や、奨学金等の経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

主な取組

1 生活や学びの支援

- 寄り添い型生活支援事業 ● 放課後学び場事業
- 寄り添い型学習支援事業
- 地域の居場所における体験や学習機会の充実

2 進学支援・就学継続支援

- 教育支援事業 ● 高等学校奨学金
- 就学支援金・学び直し支援金
- 高等教育の修学支援新制度

主要施策Ⅲ

生活基盤を整えるための家庭に対する支援

施策の方針

子育て家庭の様々なニーズに対応した一時保育事業等や、育児に不安や課題等を抱える家庭に対する支援等により、保護者の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。

生活基盤の弱い世帯等に対する経済的支援や就労支援等により、家庭の自立を促進します。

主な取組

1 安心して子育てをするための生活の支援

- 多様な「保育・教育」ニーズへの対応
- 横浜子育てサポートシステム事業
- 育児支援家庭訪問事業 ● 養育支援家庭訪問事業
- 横浜型児童家庭支援センター

2 経済的支援

- 児童手当 ● 就学奨励事業 ● 小児医療費助成

3 就労や自立に関する支援

- 生活保護 ● 被保護者自立支援プログラム事業
- 生活困窮者自立支援事業

4 住宅確保に関する支援

- 市営住宅申込時の優遇
- 住宅セーフティネット事業 ● 住居確保給付金

子どもの貧困の背景には経済的困窮に加え、配偶者との離別や死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり、子どもや親の障害、家庭の養育力不足などの様々な要因が影響しています。それらの課題が複合的に絡みあっていることを踏まえ、多面的な支援に取り組みます。

1 ひとり親家庭に対する支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター
- ひとり親家庭思春期・接続期支援事業
- 養育費確保支援モデル事業
- 児童扶養手当

2 外国につながる子どもへの支援

- 保育所等における外国につながる子ども・家庭への支援
- ニーズに応じた外国籍等児童生徒への学校への適応支援、日本語指導

3 不登校児童生徒への支援

- ハートフルフレンド家庭訪問 ● ハートフルスペース
- フリースクール等の民間教育施設との連携

4 社会的養護を必要とする子どもへの支援

- 里親・ファミリーホーム委託の推進
- 施設等退所後児童に対するアフターケア事業

5 困難を抱える子ども・若者への支援

- 青少年相談センター事業 ● 地域ユースプラザ事業
- 若者サポートステーション事業

第5章 計画の推進体制等について

計画の推進体制等

計画の推進にあたっては、外部有識者等を含む「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」や関係局区で構成する庁内会議において、事業の実施状況や課題などに関する議論を行い、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策を進めていきます。

様々な主体による計画の推進と人材育成

行政だけでなく地域の皆様や企業、関係団体など、支援に携わる方が子どもの貧困に関する共通認識を持ち、必要な地域資源につなげたり、活用するといった視点から、子どもの貧困に関する感度や支援のスキルを高めていくことが重要です。計画推進にあたっては、人材育成に取り組み、支援の充実を図ります。

国や県などの関係機関との連携

社会全体で子どもの貧困対策を効率的かつ効果的に進めていくため、国や県などの動向を的確に把握するとともに、一層の連携により、子どもの貧困対策を推進していきます。

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」 素案についての意見記入用紙

- ご意見の種類にチェック をつけてください。
(複数選択可)
 計画全体について 子どもの貧困対策の基盤
 主要施策Ⅰ 主要施策Ⅱ 主要施策Ⅲ
 主要施策Ⅳ その他

- ご意見をお書きください。

第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画素案について

市民のみなさまのご意見を募集します

募集期間：令和3年6月11日(金)から7月9日(金)まで

ご意見は、いずれかの方法でお寄せください。宛先／横浜市こども青少年局企画調整課
素案の詳細は、ホームページをご覧ください。

横浜市 子どもの貧困対策

検索

①ご意見受付フォーム

右のQRコードから、
アクセスしてください。



②電子メール

kd-iken@city.yokohama.jp

③FAX

045-663-8061

④郵送(当日消印有効)

下記のハガキ(切手不要)

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

7232

差出有効期間

令和3年
7月31日まで
(切手不要)

231-8790

005

横浜市中区本町6-50-10
横浜市こども青少年局
企画調整課 行

見本

◆以下は差支えない範囲でご記入ください。

【性別】 男・女・その他

【年代】 歳代

【子どもの有無】 有・無

※子ども有の方のみ、一番下のお子さんの年齢に○
0～6歳・7～12歳・13～18歳・19歳以上

提出にあたっては、次のことをご記入ください

① 性別 ② 年代 ③ 子どもの有無 ④ ご意見

ご留意いただきたいこと

いただいたご意見については、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方としてとりまとめ、後日、公表します。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。

この意見募集でお寄せいただいたご意見は、内容を検討の上、「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」策定の参考とさせていただきます。

ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス・FAX番号等の個人情報、『横浜市個人情報の保護に関する条例』の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

今後のスケジュール(予定)

令和3年7月 意見募集終了

令和3年9月 計画策定、結果公表

お問い合わせ・ご意見の提出先

横浜市こども青少年局企画調整課

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-4281

FAX：045-663-8061

電子メール：kd-iken@city.yokohama.jp